

本庄市 こども計画

2025 ▶ 2029

～こどもの育ちと幸福を社会で支える
「こどもまんなか」のまち本庄～



令和7年3月
本庄市

本庄市こども計画の策定にあたって

本庄市こども計画を手にとっていただき、ありがとうございます。

この計画は、未来を担うこども・若者の健やかな成長と、全てのこども・若者、子育てをしている皆さんが幸せな生活を送るために作成しました。

このほど、政府においては「こどもまんなか社会」を目指してこども家庭庁が新設され、すべてのこどもが幸せに暮らせるようにするための「こども基本法」もできました。国が一つになって、こどもたちのための政策が進められています。

今、日本をはじめ多くの国々で少子化が進んでいます。我が国においては、2024年に生まれたこどもの数が72万人ほどになると発表されました。人口が減少する中、日本全体が直面する様々な課題に私たちはしっかりと向き合っていかなければなりません。特に、次の時代を担う皆さんのための政策も大事です。

市では、これまで切れ目のない子ども・子育て支援を進めてきましたが、皆さんが将来への希望を持ち、やりがいを感じながら幸せに暮らせる社会をつくっていくことを目指して、新たに「本庄市こども計画」を作成しました。

この計画は、基本となる考えを「こどもの育ちと幸福を社会で支える『こどもまんなか』のまち本庄」としています。市は皆さんの声をしっかりと聴きその意見を大切に、計画に反映しながらそれぞれの立場に合った施策を進めていきます。

また、「こどもまんなか」のまちを実現するためには、未来を担うこども・若者や子育てをしている人達の健やかな成長を社会全体で応援し、支え合うことが大切です。将来に渡って安心して暮らせる社会を実現するために、市は家庭や地域の皆さんと一緒にチャレンジしていきます。

今まさに成長段階のこども・若者の皆さんへ、この計画には難しい表現もありますが、みんなの力でより良い社会を作り上げていくものです。市はしっかりと皆さんを応援していきます。将来、こども・若者の皆さんが困っている人を助けられるような大人になってほしいと願っています。皆さんとともに本庄市を良いまちにしていきたいと思いますので、一緒に頑張ってください。

最後に、この計画を作成するにあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました本庄市子ども・子育て会議委員の皆様、そして、この計画を作成するためのアンケート調査にご協力いただきましたすべての皆様並びに関係各位に心から感謝いたします。

令和7年3月



吉田信解

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 本庄市における計画の位置づけ	4
4. 計画の期間.....	5
5. 計画の対象.....	5
6. 計画の策定体制	5
(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置	5
(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会の設置	5
(3) 子育て世帯の実態把握のためのアンケートの実施	6
(4) こどもや若者の意見聴取の実施	6
(5) 子育て環境の向上に関する団体調査の実施	6
第2章 本庄市の子ども・子育て環境の状況	7
1. 本庄市の姿.....	7
(1) 人口構造	7
(2) 障害のあるこども	8
(3) 出生の動向	9
(4) 世帯の状況	9
(5) 女性の労働力率.....	10
(6) 婚姻・離婚の状況.....	11
(7) 支援を必要とする世帯の状況.....	11
2. 本庄市における子ども・子育て支援の状況	12
(1) 保育所の設置状況・利用状況.....	12
(2) 幼稚園の設置状況・利用状況.....	12
(3) 認定こども園の設置状況・利用状況	13
(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の設置状況・利用状況.....	14
(5) 学習支援・こども食堂の実施状況	14
(6) こども家庭センター	14
第3章 市民アンケート調査からみた本庄市の現状	15
1. 調査の概要.....	15
(1) 調査の目的と実施概要	15
(2) 調査結果における数値の基本的な取り扱いについて.....	16
2. 市民アンケート調査の結果（概要）	17

(1) 未就学児の保護者対象調査（調査名：本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）	17
(2) 小学生の保護者対象調査（調査名：本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）	22
(3) 保護者対象調査（調査名：本庄市子どもの生活状況調査）	27
(4) 小学生対象調査（調査名：本庄市子どもの生活状況調査）	31
(5) 中学生対象調査（調査名：本庄市子どもの生活状況調査）	35
(6) 16～39歳のこども・若者世代対象調査（調査名：本庄市子ども・若者意識調査）	39
第4章 団体調査結果からみた本庄市の現状	44
1. 調査の概要	44
(1) 調査の目的と実施概要	44
(2) 調査結果における数値の基本的な取り扱いについて	44
2. 団体調査の結果（概要）	45
(1) 保護者が抱える悩みや問題	45
(2) 児童虐待が疑われるケースに気づいたことがあるか	46
(3) 児童虐待を防ぐために必要な取組	46
(4) ヤングケアが疑われるケースに気づいたことがあるか	47
(5) ヤングケアラーを支援するために必要な取組	48
(6) 本庄市の子育て環境の問題点や課題また解決に向けての取組等	49
(7) 子育て支援や環境について充実していると思うところ	49
第5章 計画の方向性	50
1. 本庄市における課題	50
(1) こどもまんなか社会の実現	50
(2) 仕事と家庭の両立	50
(3) 子育ての孤立化	50
(4) 心身に障害や困難を抱えるこどもの支援	50
(5) 経済的に困窮する家庭への支援	51
(6) 意見を聴かれにくいこどもや若者への支援	51
(7) こども・若者、子育て世帯等への総合的な支援体制の構築	51
2. 計画の基本理念	52
3. SDGsの視点	53
4. 基本目標	54
基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備	54
基本目標2 次世代の健やかな成長の支援	54
基本目標3 こどもの貧困の解消	55
基本目標4 社会における子育て支援環境の向上	55
基本目標5 子ども・子育て支援事業の推進	55
5. 施策の体系	56

6. 市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方	57
(1) 施策への反映に向けた考え方	57
(2) 今後の検討課題	60
第6章 計画の推進	62
基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備	62
1-1 こどもの権利擁護の推進	62
1-2 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備	64
1-3 こどもの安全対策	65
基本目標2 次世代の健やかな成長の支援	66
2-1 こども・若者の健やかな育成	66
2-2 困難を有するこども・若者やその家族への支援	69
2-3 未来を切り拓くこども・若者の応援	73
2-4 こども・若者の成長のための社会環境の整備	74
2-5 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	77
基本目標3 こどもの貧困の解消	79
3-1 教育の支援と教育機会の確保	79
3-2 こどもとその保護者等の社会的孤立の防止	81
3-3 経済的支援と保護者の就労支援の充実	83
基本目標4 社会における子育て支援環境の向上	84
4-1 切れ目ない相談支援体制の充実	84
4-2 母子保健の充実	87
4-3 ひとり親家庭への支援	89
4-4 育児と家庭生活の両立支援の促進	90
基本目標5 子ども・子育て支援事業の推進	91
5-1 教育・保育事業のサービス提供体制の確保	91
5-2 子ども・子育て支援事業のサービス提供体制の確保	96
5-3 その他の子育て支援事業の推進	106
第7章 計画の推進に向けて	108
1. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供	108
(1) 幼児期の教育・保育の一体的利用	108
(2) 幼稚園及び保育所、認定こども園、小学校、関係団体等との連携	108
2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	108
3. ライフステージごとの主な取組	109
4. 計画の推進体制	116
(1) 計画の周知	116
(2) こども・若者の意見聴取	116
(3) 計画推進体制の連携強化	116
5. 計画推進における役割分担	117

(1) 市の役割	117
(2) 家庭の役割	117
(3) 地域の役割	117
(4) 職場の役割	117
6. 計画の進行管理	118
第8章 資料編	119
1. 計画の策定経過	119
(1) 令和5年度計画策定経過	119
(2) 令和6年度計画策定経過	120
2. 本庄市子ども・子育て会議	121
(1) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿	121
(2) 本庄市子ども・子育て会議条例	122
3. 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会	124
(1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会委員名簿	124
(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会設置規程	125
4. 用語の説明（五十音順）	127

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

令和5年の人口動態統計（厚生労働省）によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下しており、これは人口維持に必要とされるおおよその水準とされる2.07～2.08を大きく下回っています。また、年間出生数も過去最低を記録した令和4年からさらに43,471人減少し、727,288人となりました。

少子化の進行は将来的な生産年齢人口（15～64歳人口）の減少を意味しており、労働力不足や高齢者の増加に伴う現役世代への負担増が危惧される状況となっています。

こどもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、若年層の経済的不安定さなど、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした中、令和5年4月1日に内閣府の外局として「こども家庭庁」が発足し、少子化対策や子育て支援、いじめなど複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組み、こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会¹」へと作り変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行され、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

さらに、令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども基本法」では、都道府県は、国の大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

本市においては、令和2年3月に「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定、「安心してこどもを生み育てることができる支援体制づくり ～子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市～」を基本理念に、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

令和6年度をもって「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了したことを受け、これまでの本市の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため「本庄市こども計画」を策定しました。

¹ こどもまんなか社会…全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2. 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定による「市町村こども計画」に該当するものです。また、同法第10条第5項では、「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」とされています。

「本庄市こども計画」は、こども基本法の規定に則り、市町村子ども・若者計画、市町村子どもの貧困対策計画、市町村子ども・子育て支援事業計画及びこども施策に関する事項を定めるその他計画と一体的に策定するとともに、少子化対策として、市の「本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との連携を図りながら、こども分野の総合的な計画として推進します。

■こども基本法（抜粋）■

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■子ども・若者育成支援推進法（抜粋）■

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律²（抜粋）■

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

…以下省略

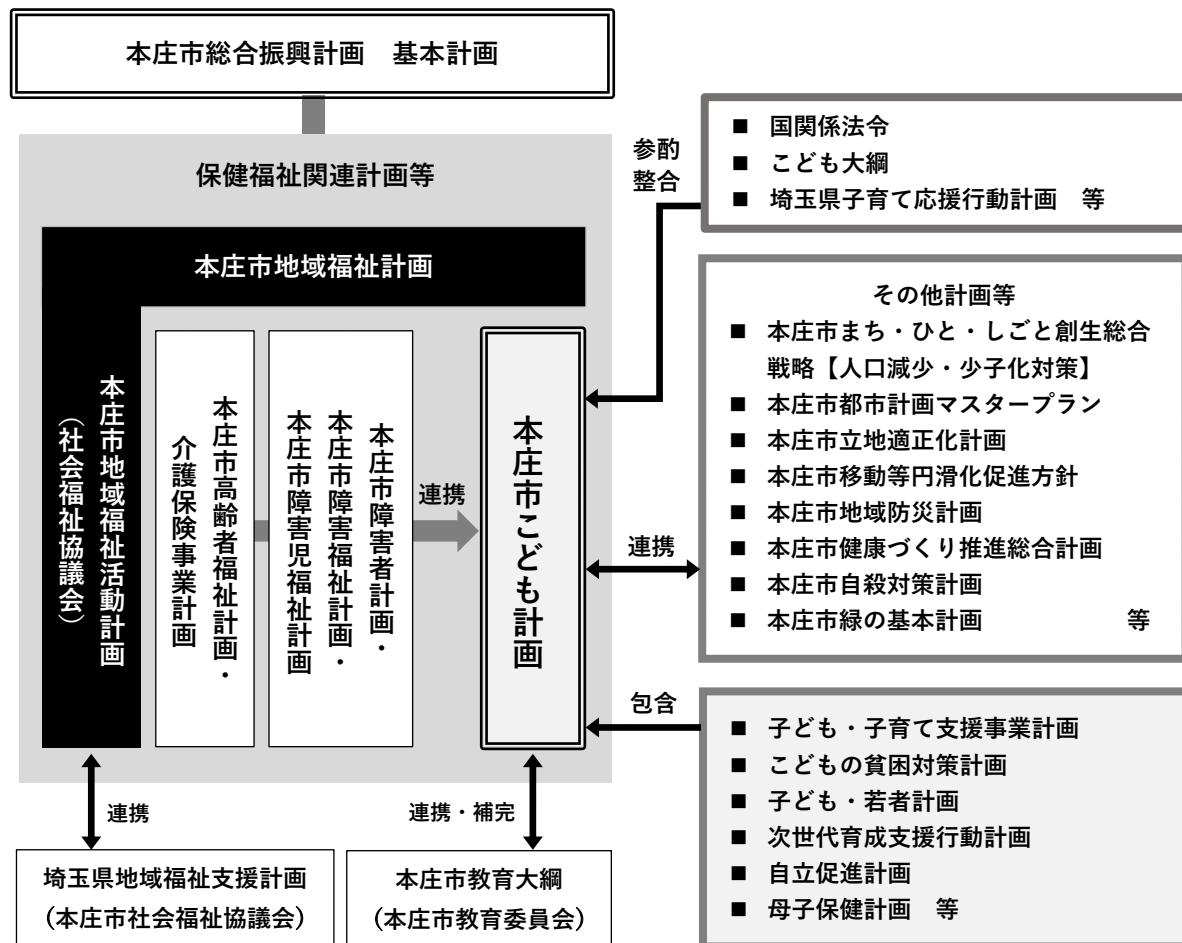
² 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第 213 回国会において成立し、令和 6 年法律第 68 号として公布されました。

これにより、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

3. 本庄市における計画の位置づけ

本計画は、本市の「本庄市総合振興計画」及び「本庄市地域福祉計画」等の関連する福祉計画との整合性を図りながら策定しています。また、県の「埼玉県子育て応援行動計画」との整合を図っています。

■計画の位置づけイメージ■



4. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に規定される5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の内容を含むものであることから、本計画の期間を5年間（令和7年度～令和11年度）とします。なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。

5. 計画の対象

本計画は、本市に居住する全てのこども・若者と子育て当事者を対象にするものです。なお、本計画における「こども・若者」とは、概ね40歳未満の市民を指します。

令和4年9月15日付でこども家庭庁発足準備室長事務連絡が発出され、国の各省庁においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」が推奨されています。

本庄市こども計画においても、こども基本法を踏まえたこども施策を推進するため、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合などの特別の場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

6. 計画の策定体制

（1）本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされており、本計画の策定においても、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、労働者を代表する者、公募による市民、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

参考

第8章 資料編

（2）本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

参考

第8章 資料編

(3) 子育て世帯の実態把握のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、本市における子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に、市内在住の就学前児童及び小学校児童のいる世帯の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、子育て世帯の日頃の生活実態を把握し、子育て世帯への支援策を検討することを目的に、市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童・生徒の保護者を対象に、「本庄市子どもの生活状況調査（保護者票）」を実施しました。

参考

第3章 市民アンケート調査からみた本庄市の現状

(4) こどもや若者の意見聴取の実施

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、こども施策決定過程におけるこどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画を実現するため、市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童・生徒本人に対して「子どもの生活についてのアンケート（小学生票）」、「子どもの生活についてのアンケート（中学生票）」を実施しました。

また、本庄市のこどもや若者世代の考えや現状及び課題を把握し、こどもや若者世代の意見を聴取するとともに、こども・若者施策を検討することを目的に、市内在住の16～39歳のこども・若者世代の中から無作為に抽出した方を対象に「本庄市子ども・若者意識調査」を実施しました。

参考

第3章 市民アンケート調査からみた本庄市の現状

(5) 子育て環境の向上に関する団体調査の実施

本計画策定にあたり、こどもやその保護者に接することの多い市内の教育・保育関連団体や子育て支援関係団体、こども・若者育成団体等を対象に、日頃から接しているこどもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握するため、「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート」を実施しました。

参考

第4章 団体調査結果からみた本庄市の現状

第2章 本庄市の子ども・子育て環境の状況

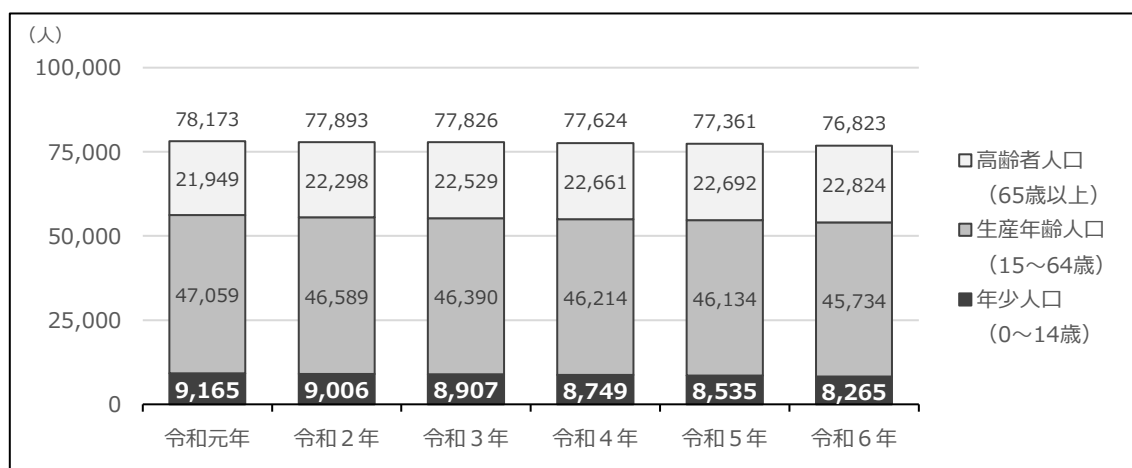
1. 本庄市の姿

(1) 人口構造

令和元年から令和6年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しています。

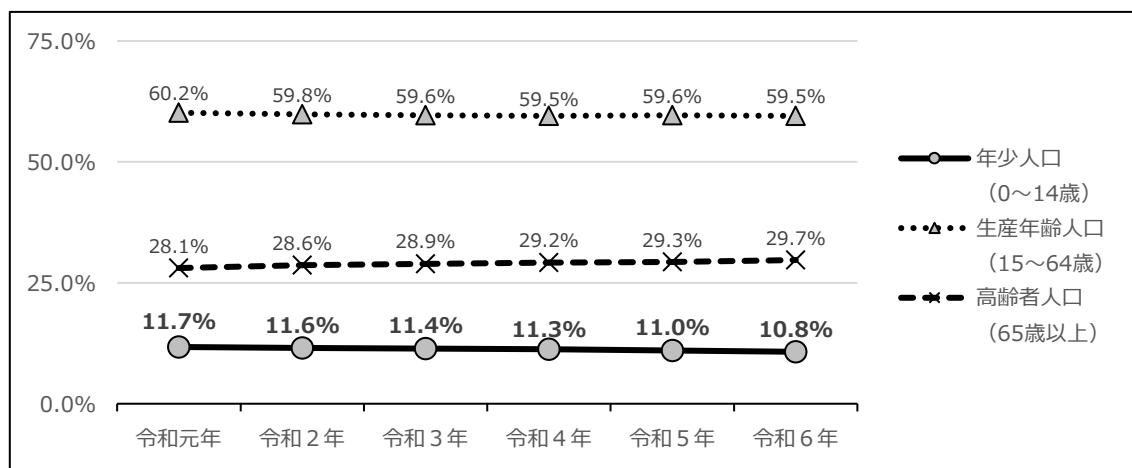
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

また、年齢3区分別人口を割合でみると、少子化に伴って年少人口割合は低下傾向にあり、令和6年には本市の総人口の10.8%となっています。

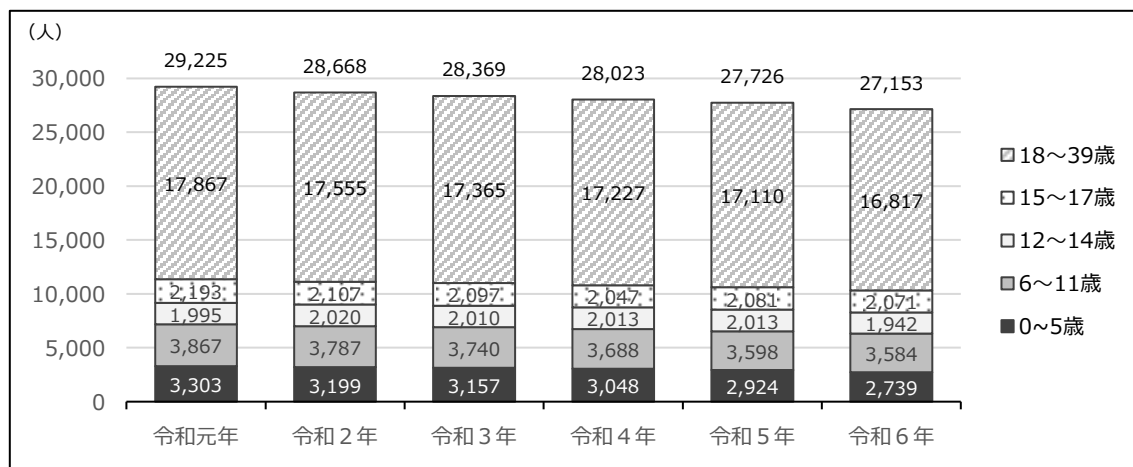
■年齢3区分別人口割合の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

こども若者（0～39 歳）の人口についてみると、令和元年から令和 6 年まで全ての年齢層で減少しており、全体として 2,072 人の減少となっています。

■こども・若者の人口の推移■

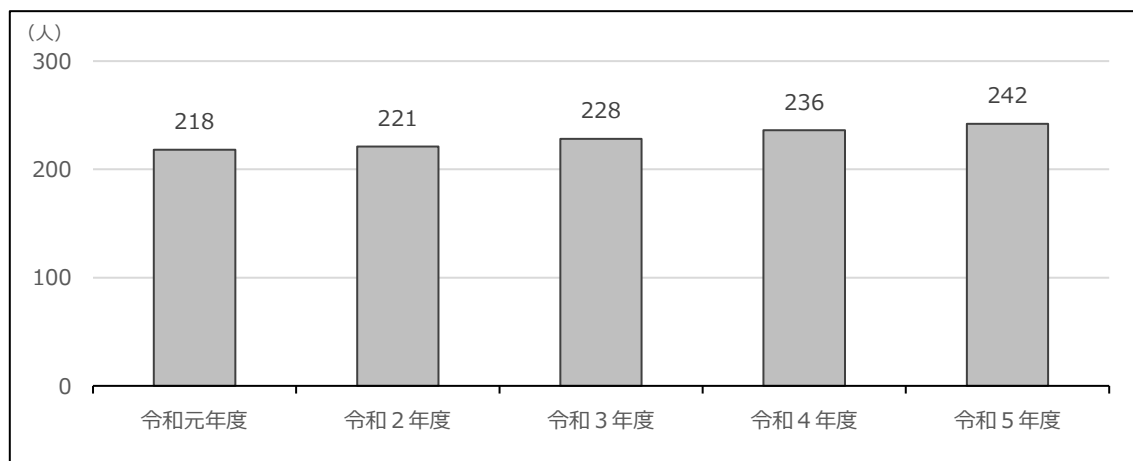


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）障害のあるこども

こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみると、増加傾向にあり、こどもの数に占める障害者手帳を所持しているこどもの割合が増加していることがわかります。

■障害者手帳を所持している 18 歳以下のこどもの数の推移■



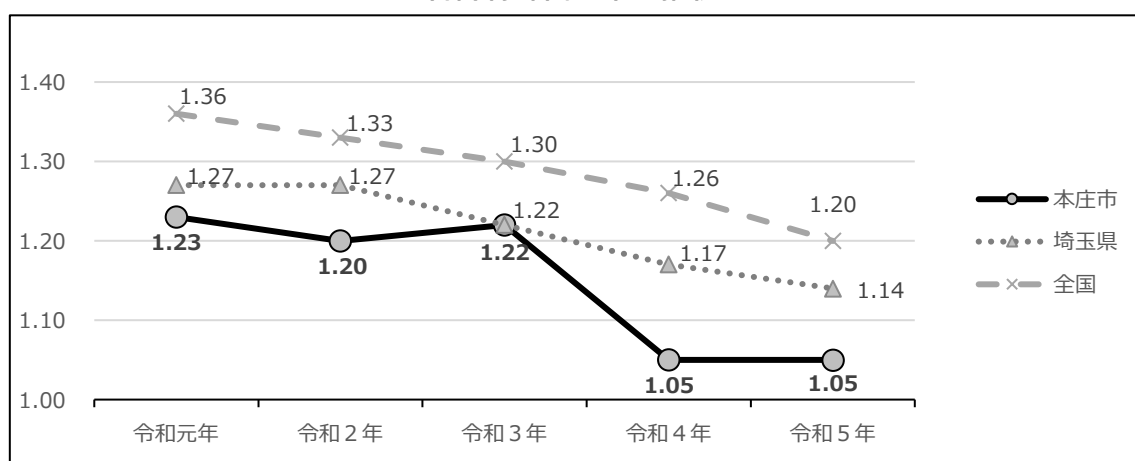
資料：障害福祉課（各年度末時点の障害者手帳所持数）

(3) 出生の動向

近年の合計特殊出生率をみると、本市、埼玉県、全国ともに低下傾向にあり、本市は埼玉県、全国の水準を下回っています。また、令和5年の合計特殊出生率は1.05を記録しており、令和元年と比較して0.18低下しています。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2024年度版）」によると、令和4年度時点の「人口置換水準」（人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準）は2.07となっており、本市の人口減少は加速していることがうかがえます。

■合計特殊出生率の推移■

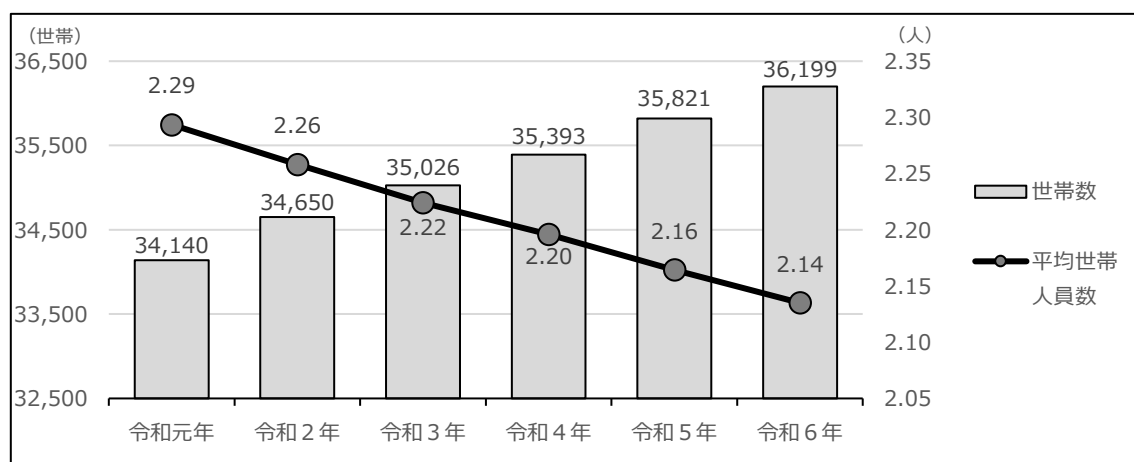


資料：「埼玉県の人口動態概況」

(4) 世帯の状況

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は一貫して上昇傾向にあるのに対し、総人口の減少が続いているため、平均世帯人員数は低下傾向にあります。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

一般世帯数は平成 27 年に一時的に減少を記録していますが、概ね増加傾向にあり、令和 2 年には 32,949 世帯となっています、

家族類型別にみると、「うち男親と子どもからなる世帯」と「うち女親と子どもからなる世帯」が増加傾向にあり、ひとり親世帯とみられる世帯が増加しています。家族のあり方が多様化する中、こども・若者とその保護者を社会全体で支える仕組みの重要性が高まっています。

■家族類型別世帯数の推移■

単位：世帯

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	29,197	32,161	30,943	32,949
うち核家族世帯	17,496	17,533	17,773	18,714
うち夫婦のみの世帯	5,225	5,526	5,857	6,492
うち夫婦と子どもからなる世帯	9,551	9,082	8,868	8,907
うち男親と子どもからなる世帯	452	470	504	560
うち女親と子どもからなる世帯	2,268	2,455	2,544	2,755

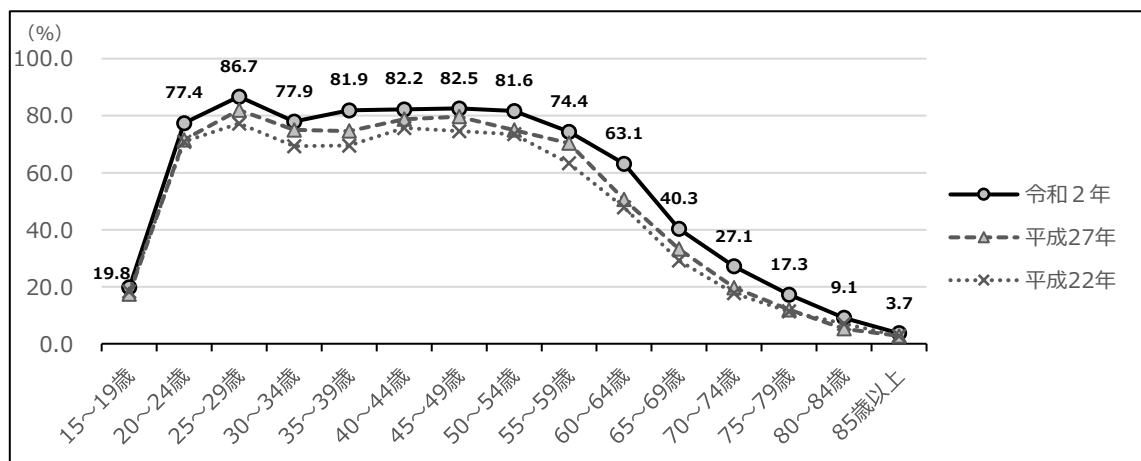
資料：国勢調査

(5) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率をみると、令和 2 年国勢調査結果では、10 年前の平成 22 年と比較して全体的に上昇傾向にあり、女性の社会進出が促進されていることがうかがえます。

一方、30 代で労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」の状況が続いています。

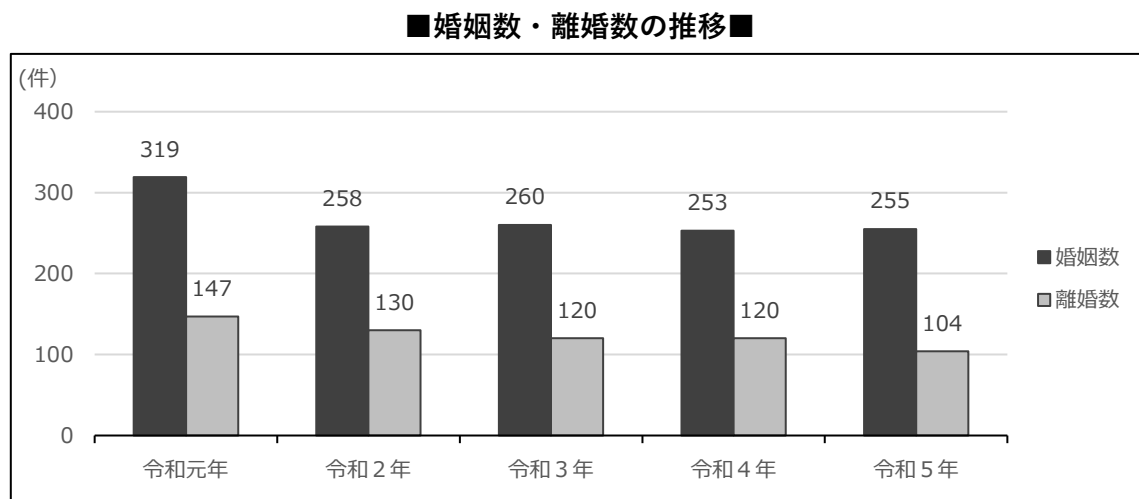
■女性の労働力率の推移■



資料：国勢調査

(6) 婚姻・離婚の状況

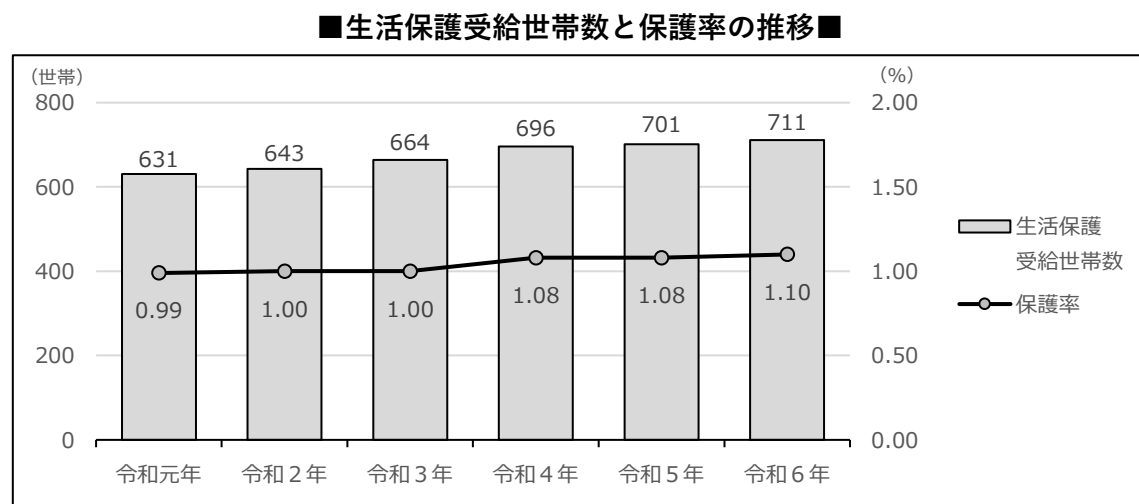
近年の婚姻数をみると、令和元年に 319 件を記録したものの、その後は 250～260 件で推移しています。また、離婚数については、令和 5 年で 104 件となっています。



資料：厚生労働省「人口動態調査」

(7) 支援を必要とする世帯の状況

本市の総人口が減少傾向で推移する一方で生活保護受給世帯数は増加傾向にあり、保護率（人口に占める生活保護受給世帯数の割合）は増加しており、経済的支援を必要とする世帯が増えています。



資料：生活支援課（令和元年度～令和 5 年度は各年度末時点、令和 6 年度は令和 6 年 5 月末時点）

2. 本庄市における子ども・子育て支援の状況

(1) 保育所の設置状況・利用状況

市内では、令和6年10月1日時点で公立保育所が2園、私立保育所が13園運営されています。令和2年度と比較して私立保育所が3園減少しており、これに伴い市内の保育所の定員総数も減少しています。

なお、保育所においては、待機児童は発生していません。

■保育所の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立保育所	園	2	2	2	2	2
私立保育所	園	16	16	14	13	13
計	園	18	18	16	15	15
定員数	人	1,666	1,666	1,406	1,356	1,356
在籍児童数	人	1,740	1,707	1,446	1,353	1,309
入所率	%	104.4	102.5	102.9	99.8	96.5
待機児童数	人	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年10月1日）

(2) 幼稚園の設置状況・利用状況

市内では、令和6年5月1日時点で私立幼稚園が3園運営されています。令和2年度と比較して1園減少しており、定員総数395人に対し、在籍児童数が227人となっています。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	園	0	0	0	0	0
私立幼稚園	園	4	4	3	3	3
計	園	4	4	3	3	3
定員数	人	475	475	395	395	395
在籍児童数	人	345	358	293	290	227

資料：学校教育課・保育課（各年5月1日）

(3) 認定こども園の設置状況・利用状況

第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、従来型保育所（園）や幼稚園の認定こども園への移行を進めた結果、令和6年10月1日時点で認定こども園が9園運営されています。

認定区分（下記「教育・保育給付認定（3つの認定区分）」参照）ごとの利用状況をみると、2号認定で定員・在籍児童数共に最も多くなっています。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園設置数		園	5	5	8	9	9
1号認定	定員	人	222	222	279	274	274
	在籍児童数	人	230	222	255	257	215
	入園率	%	103.6	100.0	91.4	93.8	78.5
2号認定	定員	人	187	187	346	391	391
	在籍児童数	人	197	213	385	405	404
	入園率	%	105.3	113.9	111.3	103.6	103.3
3号認定	定員	人	136	136	257	277	277
	在籍児童数	人	147	154	248	295	284
	入園率	%	108.1	113.2	96.5	106.5	102.5
合計	定員	人	545	545	882	942	942
	在籍児童数	人	574	589	888	957	903
	入園率	%	105.3	108.1	100.7	101.6	95.9

資料：保育課（各年10月1日）

◆◆◆ 教育・保育給付認定（3つの認定区分） ◆◆◆

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。所定の審査により、本市が認定する3つの区分に分かれます。

年齢	利用希望	認定区分	利用時間	利用先
満 3 歳以上 の場合	教育を希望される場合	1 号 認 定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園・保育所・認定こども園等での保育希望される場合	2 号 認 定	保育標準時間	保育所 認定こども園
保育短時間				
満 3 歳未満 の場合		3 号 認 定	保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育施設
	保育短時間			

(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の設置状況・利用状況

就労する母親が増えたことに伴い放課後のこどもの居場所として、放課後児童クラブ（学童保育所）の利用ニーズが高まっています。放課後児童クラブ（学童保育所）の設置数は令和2年度から増減はないものの、受け入れ態勢を強化することで、定員数は増加しています。

■放課後児童クラブ（学童保育所）の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	箇所	22	22	22	22	22
定員数	人	930	930	930	949	959
登録児童数	人	989	957	974	1,048	1,093

資料：子育て支援課（各年4月1日）

(5) 学習支援・こども食堂の実施状況

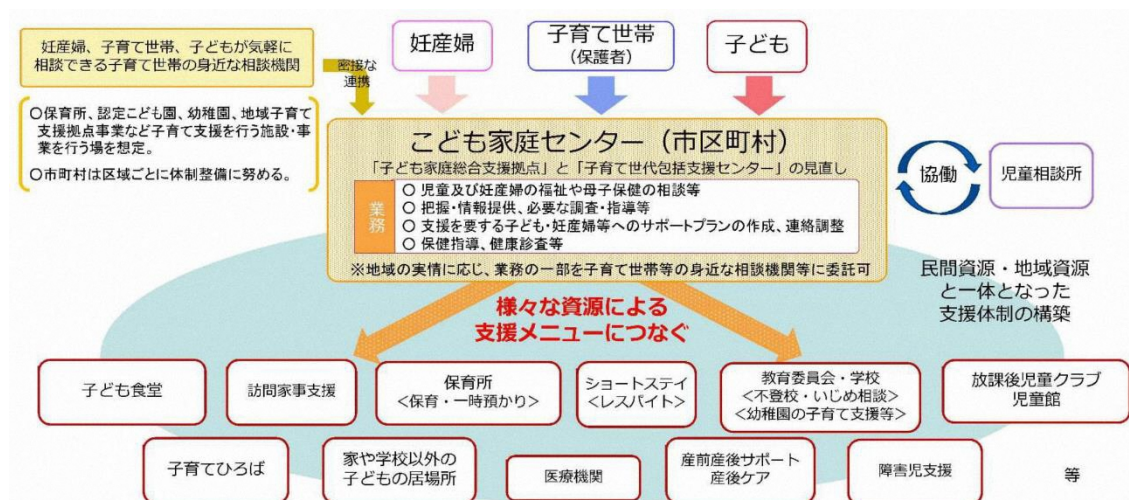
令和6年4月1日時点で、市内3箇所において学習支援が実施されています。

また、NPO 団体や市民ボランティア等による、「こども食堂」が市内8箇所で実施されています。

(6) こども家庭センター

こども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能の連携を強化し一体的な運営を実施する機関で、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を切れ目なく提供することや、個々の家庭の課題やニーズを、地域資源に有効的につなげるサポートプランを作成し、それに沿った継続的なマネジメントを実施する役割を担います。

加えて、こどもの権利等についての普及啓発など、こども自身が自分らしく生きていける環境の整備を推進しています。



(資料) こども家庭庁「改正児童福祉法の概要」

第3章 市民アンケート調査からみた本庄市の現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的と実施概要

本計画を策定するにあたって、次の市民アンケート調査を実施しました。

① 本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 調査の実施概要 ■

調査種別	未就学児の保護者対象調査 (P.17～21 参照)	小学生の保護者対象調査 (P.22～26 参照)
調査対象	市内在住の未就学児の保護者	市内在住の小学生の保護者
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法・Web	郵送法・Web
調査時期	令和6年2月～3月	令和6年2月～3月
調査地域	本庄市全域	本庄市全域
配布数	1,500	1,500
有効回収数	855	871
有効回収率	57.00%	58.07%

② 本庄市子どもの生活状況調査

■ 調査の実施概要 ■

調査種別	小中学生の 保護者対象調査 (P.27～30 参照)	小学生対象調査 (P.31～34 参照)	中学生対象調査 (P.35～38 参照)
調査対象	市立小中学校の 小学5年生及び 中学2年生の保護者	市立小学校の 小学5年生	市立中学校の 中学2年生
抽出方法	原則として全数調査	原則として全数調査	原則として全数調査
調査方法	学校配布 紙及びWeb回答併用	Web	Web
調査時期	令和6年2月～3月	令和6年2月～3月	令和6年2月～3月
調査地域	本庄市全域	本庄市全域	本庄市全域
配布数	1,123	599	524
有効回収数	656	527	506
有効回収率	58.41%	87.98%	96.56%

③ 本庄市子ども・若者意識調査

■調査の実施概要■

調査種別	16～39 歳のこども・若者世代対象調査（P.39～43 参照）
調査対象	市内在住の 16～39 歳のこども・若者世代
抽出方法	無作為抽出
調査方法	Web
調査時期	令和 6 年 2 月～ 3 月
調査地域	本庄市全域
配布数	2,000
有効回収数	543
有効回収率	27.15%

（２）調査結果における数値の基本的な取り扱いについて

- 比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下 2 位を四捨五入して算出しています。従って、合計が 100％を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“n = ○○○”として掲載し、各比率は n を 100％として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1 人の回答者が 2 つ以上の回答を出してもよい問です。そのため、各回答の合計比率が 100％を超える場合があります。

2. 市民アンケート調査の結果（概要）

（1）未就学児の保護者対象調査（調査名：本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

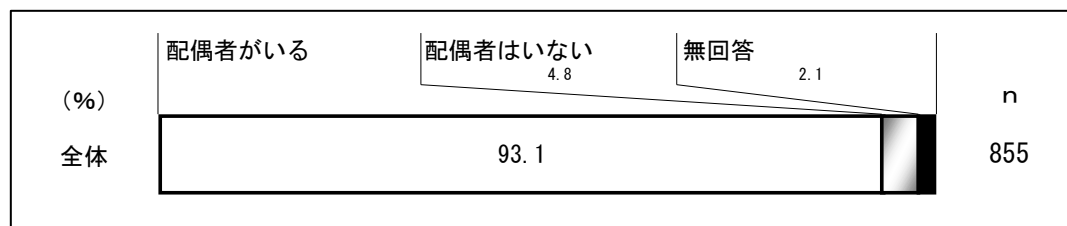
① 配偶関係

問4 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。



回答者の4.8%が「配偶者はいない」と回答しています。

■配偶関係■



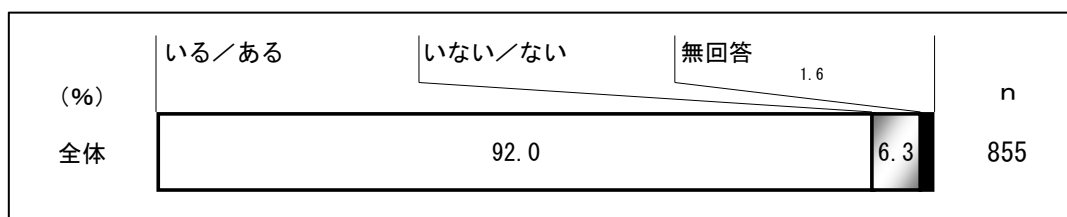
② 子育てについての相談先の有無

問5 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。



回答者の6.3%が気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答しています。

■子育てについての相談先の有無■



③ 母親の就労状況

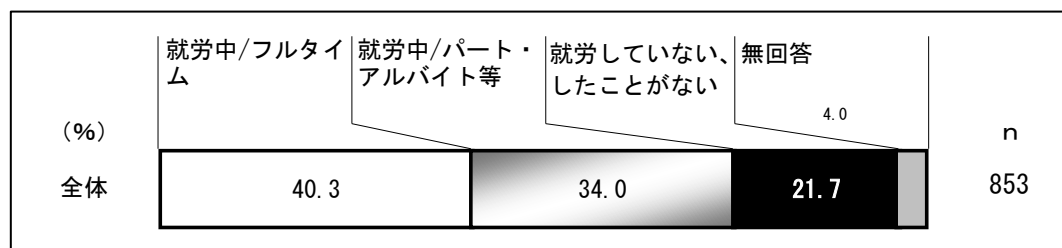
問6 宛名のお子さんの「母親」の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）についてお答えください。



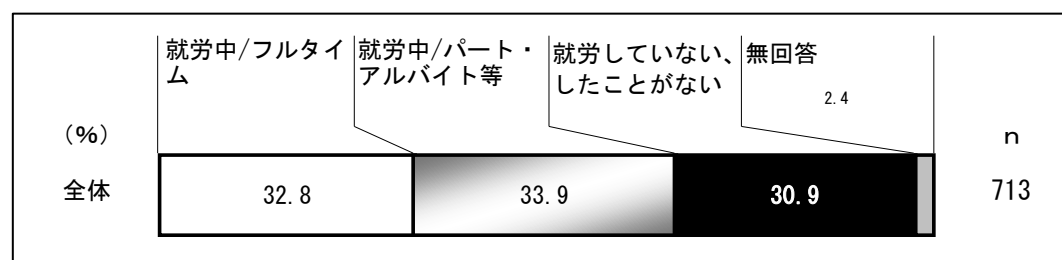
「就労中／フルタイム」（40.3%）、「就労中／パート・アルバイト等」（34.0%）、「就労していない、したことがない」（21.7%）。

前回調査と比較して、「就労中／フルタイム」の割合が7.5ポイント増加した一方、「就労していない、したことがない」が9.2ポイント減少しており、働く母親が増加しています。

■ 母親の就労状況 ■



■ （参考） 前回調査の結果 ■



④ 本庄市内の公園に対する満足度

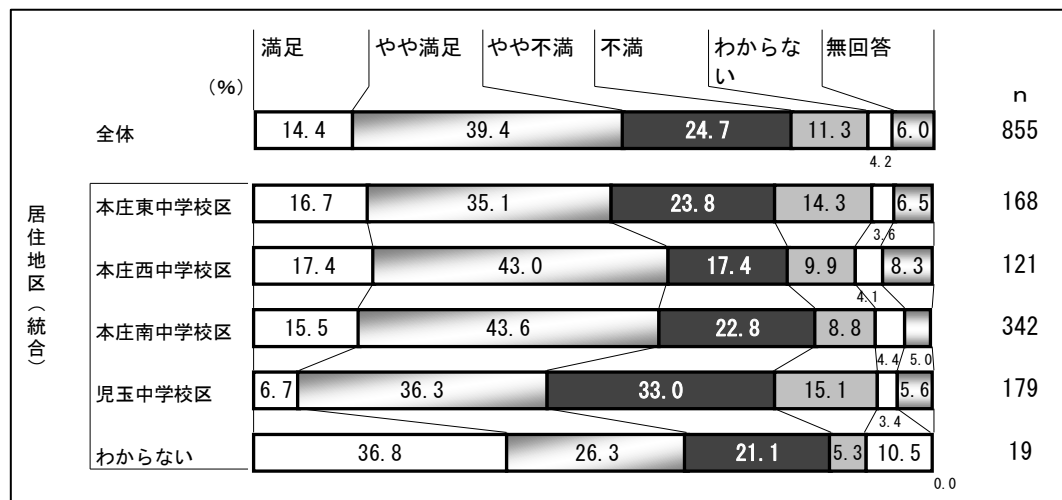
問 24 あなたは、本庄市内の公園に満足していますか。



全体の回答としては、「やや満足」（39.4%）、「やや不満」（24.7%）、「満足」（14.4%）、「不満」（11.3%）、「わからない」（4.2%）となっています。

児玉中学校区で「満足」と「やや満足」を足し合わせた“満足”が他の中学校区と比べてやや低い（43.0%）結果となっています。

■本庄市内の公園に対する満足度■



⑤ 公園に不満の理由

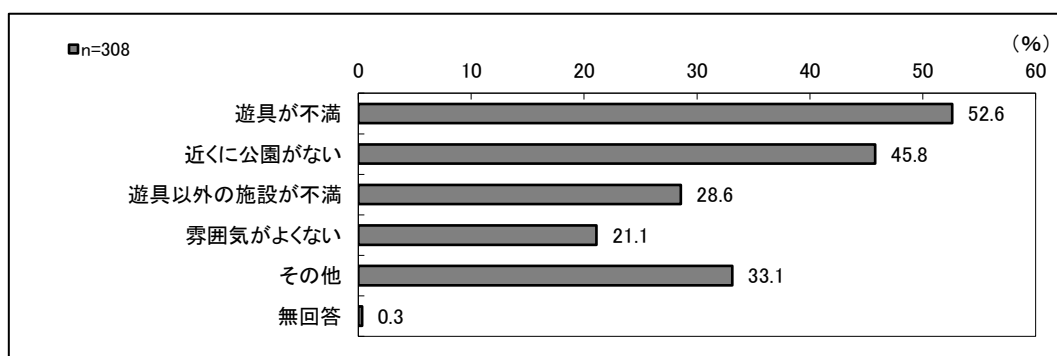
※問 24 で、「3. やや不満」または「4. 不満」に○をつけた方

問 24-1 不満の理由は何ですか。【複数回答】



「遊具が不満」（52.6%）、「近くに公園がない」（45.8%）、「遊具以外の施設が不満」（28.6%）、「雰囲気がよくない」（21.1%）、「その他」（33.1%）。
児玉中学校区での不満の理由は「近くに公園がない」が最も高く、62.8%となっています。

■不満の理由■



■クロス集計表■

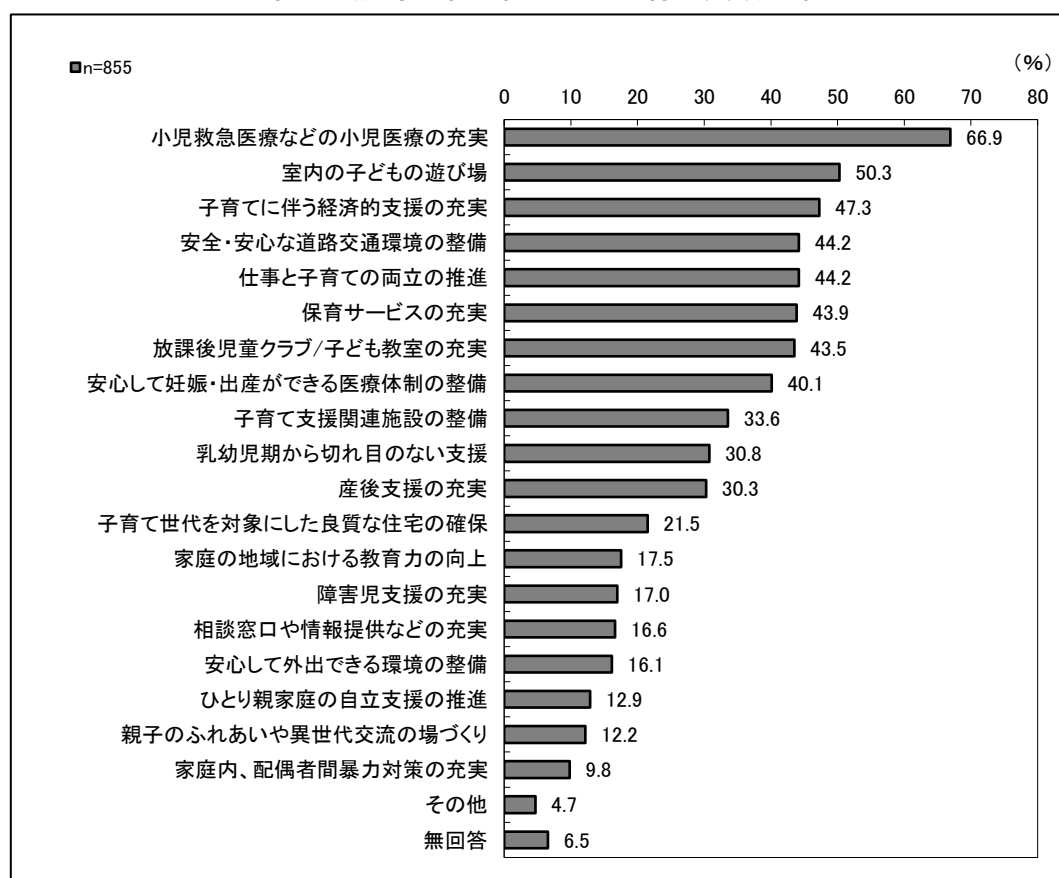
		合計	問24-1 不満の理由						非該当
			遊具が不満	遊具以外の施設が不満	雰囲気がよくない	近くに公園がない	その他	無回答	
全体		308	162	88	65	141	102	1	547
		100.0%	52.6%	28.6%	21.1%	45.8%	33.1%	0.3%	
居住地区（統合）	本庄東中学校区	64	38	24	19	24	23	0	104
		100.0%	59.4%	37.5%	29.7%	37.5%	35.9%	0.0%	
	本庄西中学校区	33	17	10	10	11	11	1	88
		100.0%	51.5%	30.3%	30.3%	33.3%	33.3%	3.0%	
	本庄南中学校区	108	59	31	25	44	37	0	234
		100.0%	54.6%	28.7%	23.1%	40.7%	34.3%	0.0%	
	児玉中学校区	86	41	19	8	54	24	0	93
		100.0%	47.7%	22.1%	9.3%	62.8%	27.9%	0.0%	
	わからない	5	2	2	0	1	2	0	14
		100.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	

⑥ 市が重点的に取り組むべき子育て支援施策

問 25 子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要性が高いと思われるものは何だと思いますか。【複数回答】

「小児救急医療などの小児医療の充実」(66.9%)が最も高い割合を占めています。
 「室内の子どもの遊び場」(50.3%)、「子育てに伴う経済的支援の充実」(47.3%)、「安全・安心な道路交通環境の整備」(44.2%)、「仕事と子育ての両立の推進」(44.2%)、「保育サービスの充実」(43.9%)、「放課後児童クラブ／子ども教室の充実」(43.5%)、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」(40.1%)等がこれに続く結果となっています。

■市が重点的に取り組むべき子育て支援施策■



（２）小学生の保護者対象調査（調査名：本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

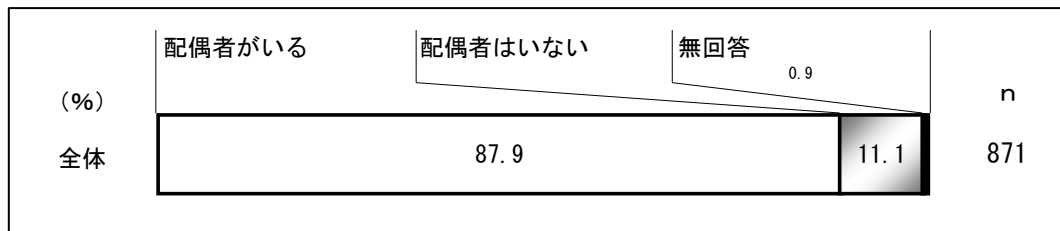
① 配偶関係

問４ この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。



回答者の 11.1% が「配偶者はいない」と回答しています。未就学児の保護者対象調査の結果（4.8%）と比較して、6.3 ポイント高い結果となっています。

■配偶関係■



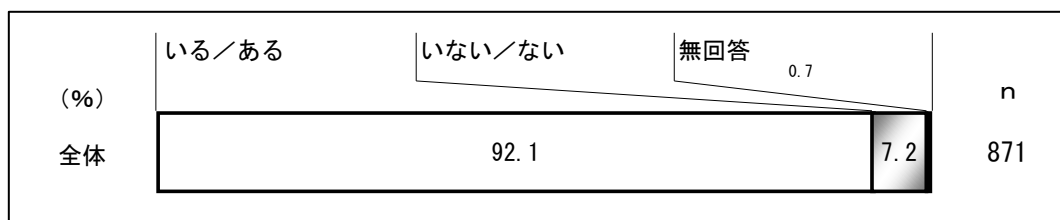
② 子育てについての相談先の有無

問５ 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



回答者の 7.2% が気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答しています。未就学児の保護者対象調査の結果（6.3%）と比較して、0.9 ポイント高い結果となっています。

■子育てについての相談先の有無■



③ 母親の就労状況

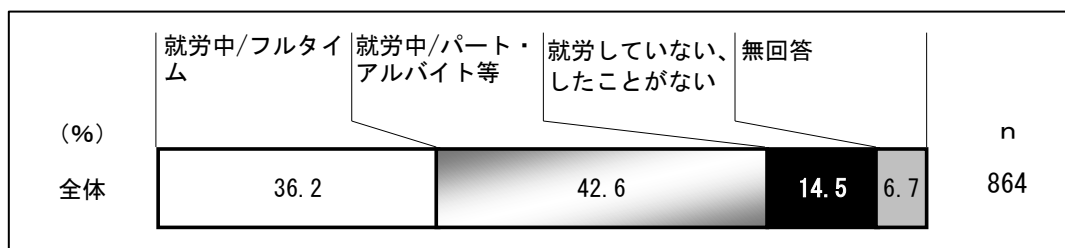
問6 宛名のお子さんの「母親」の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）についてお答えください。



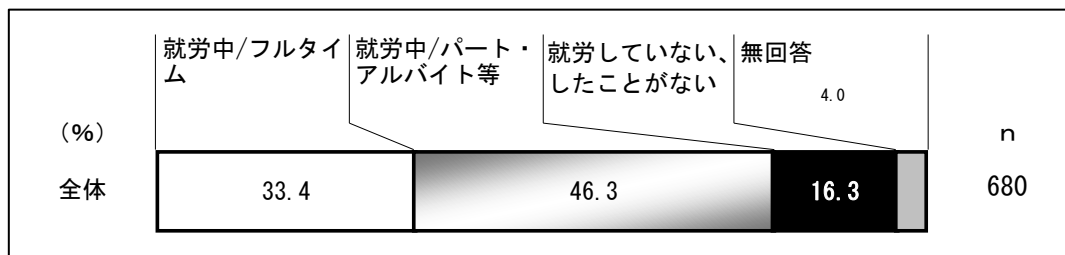
「就労中/パート・アルバイト等」（42.6%）、「就労中/フルタイム」（36.2%）、「就労していない、したことがない」（14.5%）。

前回調査と比較して、「就労中／フルタイム」の割合が2.8ポイント増加した一方、「就労していない、したことがない」が1.8ポイント減少しています。

■ 母親の就労状況 ■



■ （参考） 前回調査の結果 ■

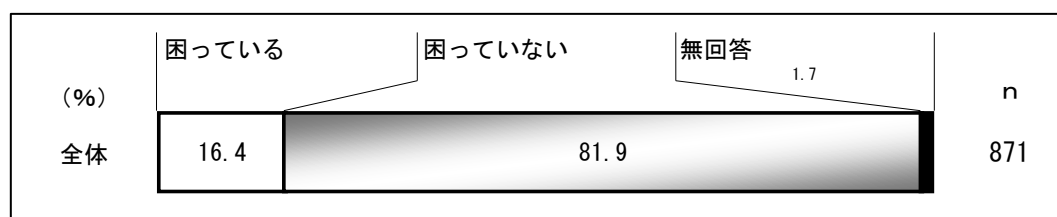


④ こどもの習い事のための交通手段で困っているか

問 16 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）や土曜日、日曜日、祝日に、学童保育所や塾、習い事など（以下「習い事等」という。）への送迎について、交通手段で困っていますか。

回答者の 16.4%が「困っている」と回答しています。

■習い事のための交通手段で困っているか■

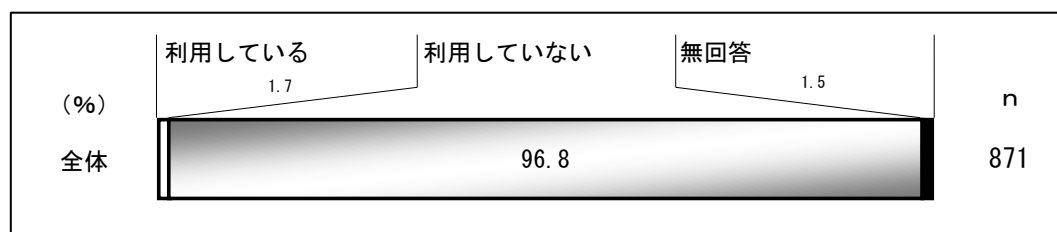


⑤ デマンドバスの利用状況

問 17 市では、デマンドバス※（はにぽん号・もといずみ号）を運行していますが、デマンドバスを利用していますか。

回答者の大半（96.8%）が「利用していない」と回答しています。

■デマンドバスの利用状況■



⑥ 習い事等の送迎のためのデマンドバスの利用意向

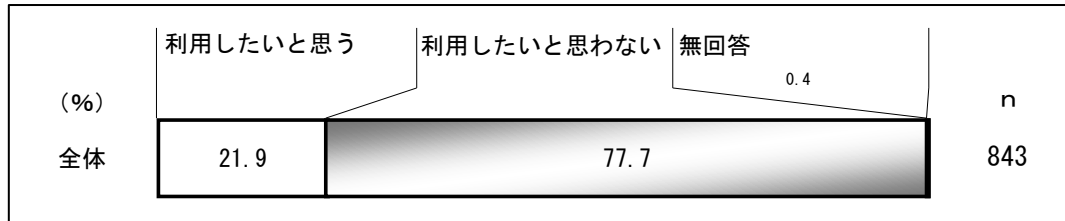
※問 17 で「2. 利用していない」に○をつけた方のみ

問 17-1 お子さんの習い事等への送迎に、デマンドバスを利用したいと思いますか。



回答者の 21.9%が「利用したいと思う」と回答しています。

■習い事等の送迎のためのデマンドバスの利用意向■



⑦ デマンドバスを利用したいと思わない理由

※問 17-1 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方のみ

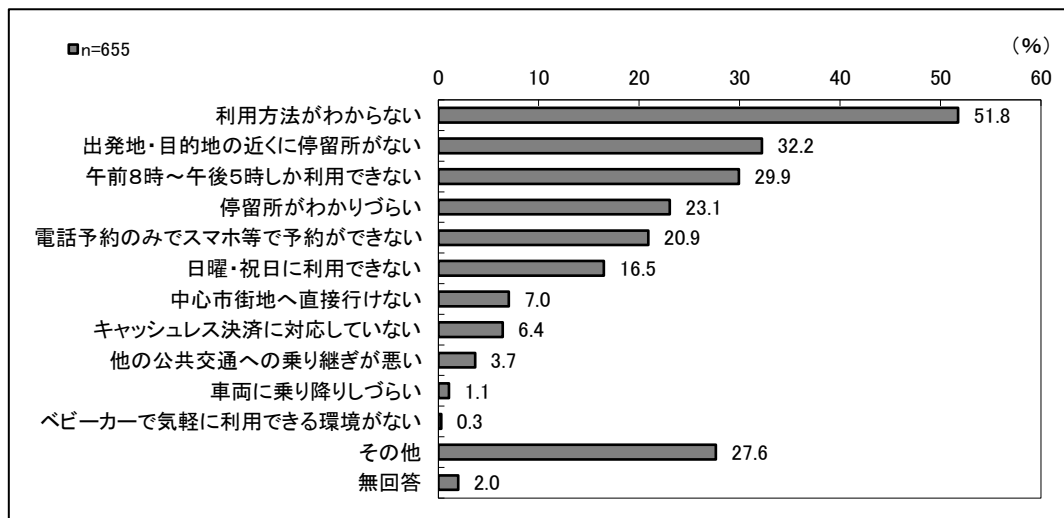
問 17-2 デマンドバス（はにぽん号・もといずみ号）を利用したいと思わない（利用しない）理由を教えてください。【複数回答】



「利用方法がわからない」（51.8%）が過半数を占めています。

「出発地・目的地の近くに停留所がない」（32.2%）、「午前 8 時～午後 5 時しか利用できない」（29.9%）、「停留所がわかりづらい」（23.1%）、「電話予約のみでスマホ等で予約ができない」（20.9%）、「日曜・祝日に利用できない」（16.5%）等がこれに続く結果となっています。

■デマンドバスを利用したいと思わない理由■

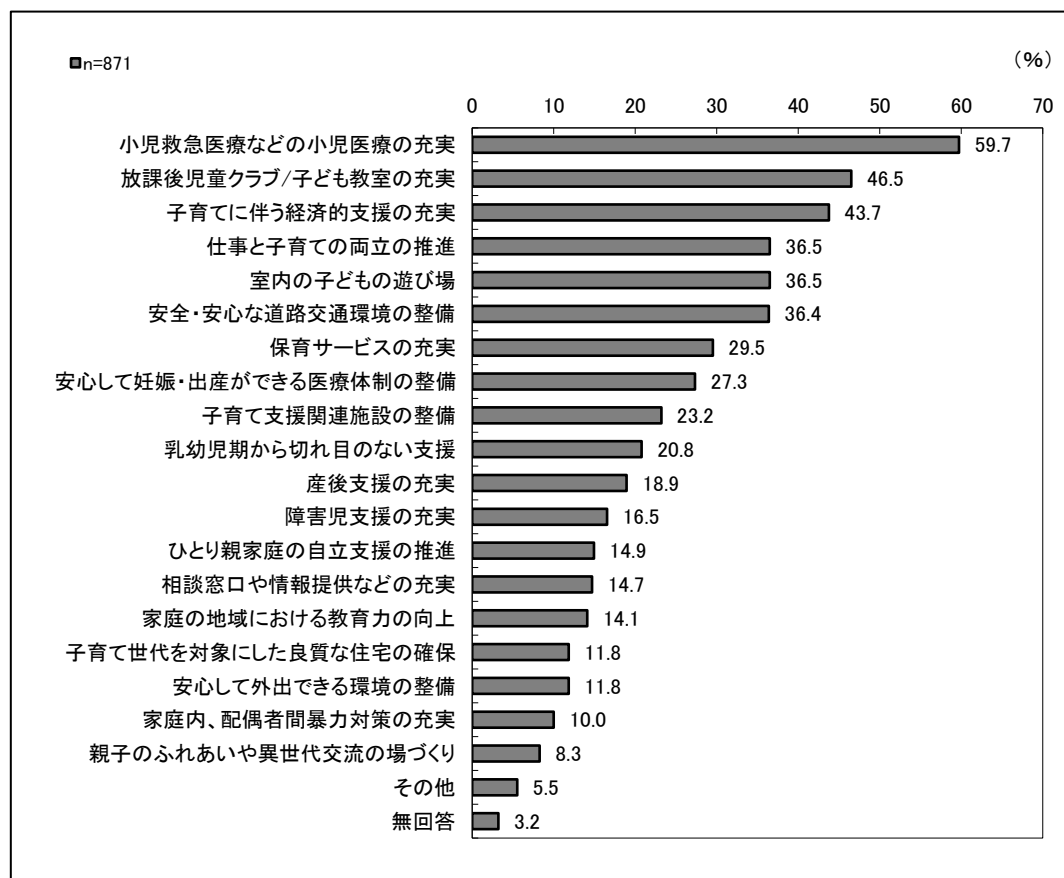


⑧ 市が重点的に取り組むべき子育て支援施策

問 18 子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要性が高いと思われるものは何だと思いますか。【複数回答】

「小児救急医療などの小児医療の充実」(59.7%)が過半数を占めています。
 「放課後児童クラブ/子ども教室の充実」(46.5%)、「子育てに伴う経済的支援の充実」(43.7%)、「仕事と子育ての両立の推進」(36.5%)、「室内の子どもの遊び場」(36.5%)、「安全・安心な道路交通環境の整備」(36.4%)等がこれに続く結果となっています。

■市が重点的に取り組むべき子育て支援施策■



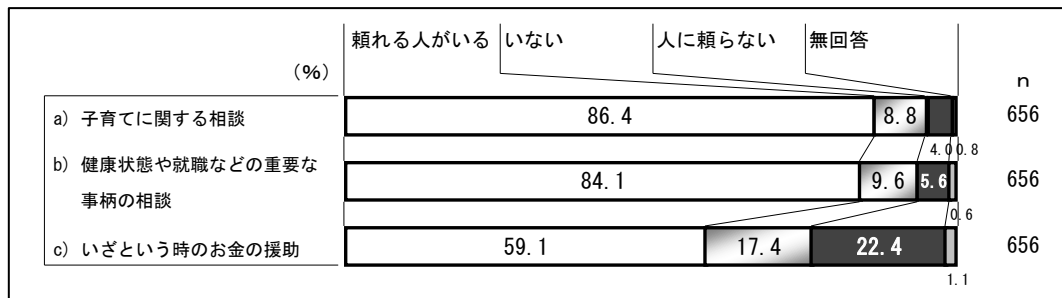
（３）保護者対象調査（調査名：本庄市子どもの生活状況調査）

① 頼れる人の有無

問 14 あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。

「c）いざという時のお金の援助」について、17.4%が「頼れる人はいない」と回答し、22.4%が「人に頼らない」と回答しています。

■頼れる人の有無■

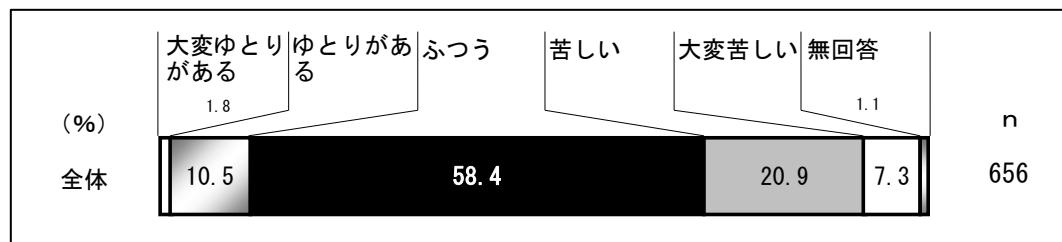


② 現在の暮らしの状況

問 15 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

「ふつう」が58.4%と回答の過半数を占めています。
一方、「大変苦しい」と「苦しい」を足し合わせると28.2%となり、回答者全体の3割弱を占める結果となっています。

■現在の暮らしの状況■



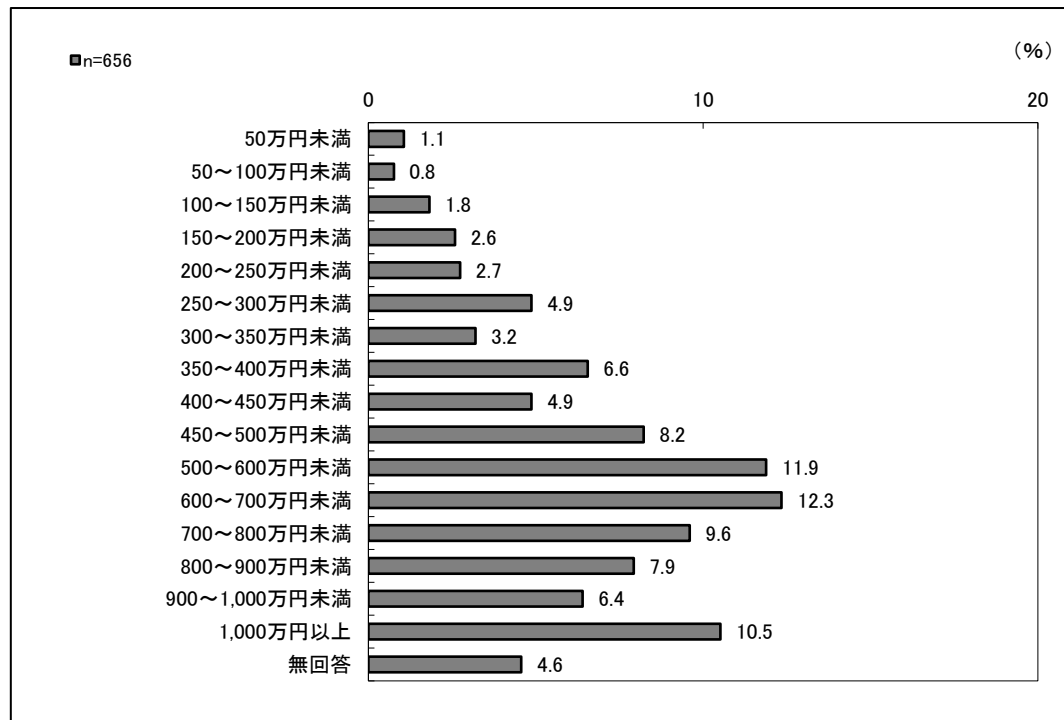
③ 世帯全体の年間収入（税込）

問 16 世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。



世帯年収“300 万円未満”が 13.9%、“300～400 万円未満”が 9.8%、“400～500 万円未満”が 13.1%、“500～700 万円未満”が 24.2%、“700 万円以上”が 34.4%となっています。

■世帯全体の年間収入（税込）■



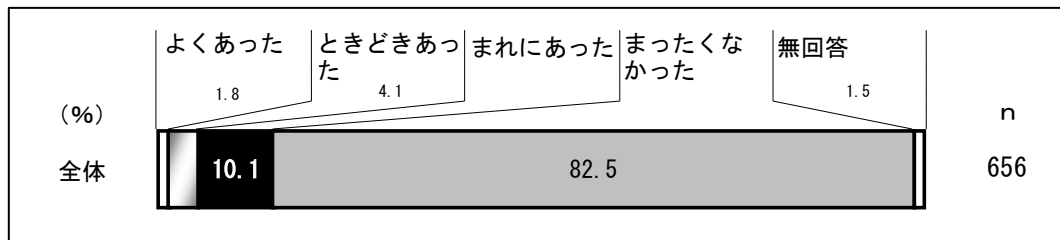
④ 過去１年に食料が買えなかったこと

問 17 あなたの世帯では、過去１年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。



「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を足し合わせると、回答者全体の16.0%を占める結果となっています。

■過去１年に食料が買えなかったこと■



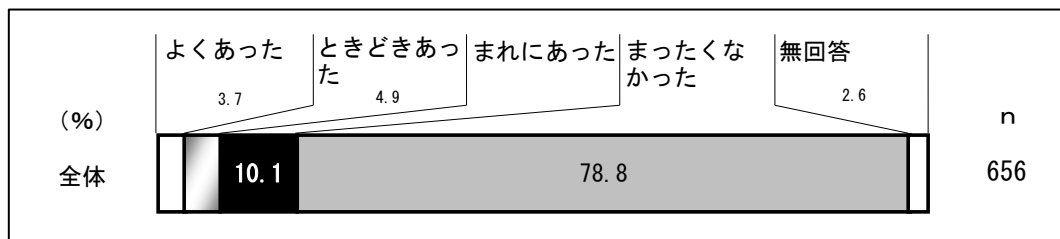
⑤ 過去１年に衣服が買えなかったこと

問 18 あなたの世帯では、過去１年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。



「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を足し合わせると、回答者全体の18.7%を占める結果となっています。

■過去１年に衣服が買えなかったこと■

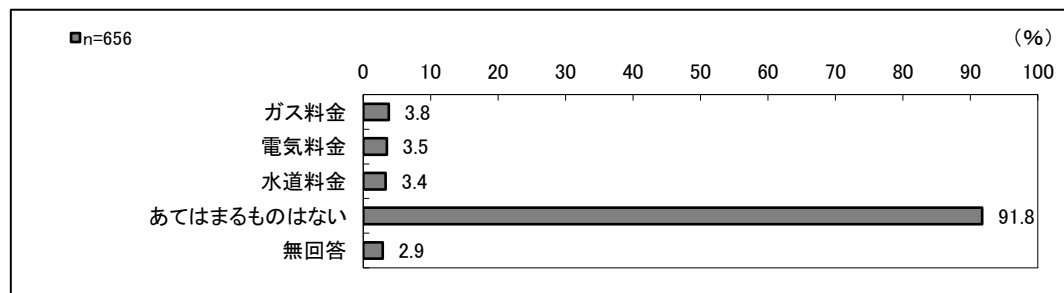


⑥ 過去 1 年に未払いになった光熱水費等

問 19 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありますか。【複数回答】

「あてはまるものはない」(91.8%) が最も高い割合を占めています。
「ガス料金」(3.8%)、「電気料金」(3.5%)、「水道料金」(3.4%) がこれに続く結果となっています。

■過去 1 年に未払いになった光熱費■

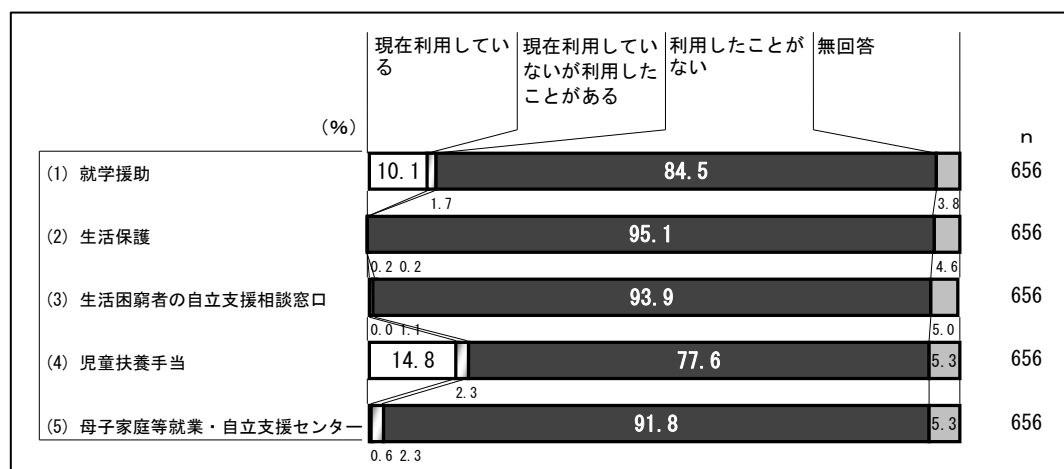


⑦ 支援制度の利用状況

問 20 あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。

“利用している（利用したことがある）”が最も高い割合を占めたのは『(4)児童扶養手当』で 17.1%となっています。

■支援制度の利用状況■



（４）小学生対象調査（調査名：本庄市子どもの生活状況調査）

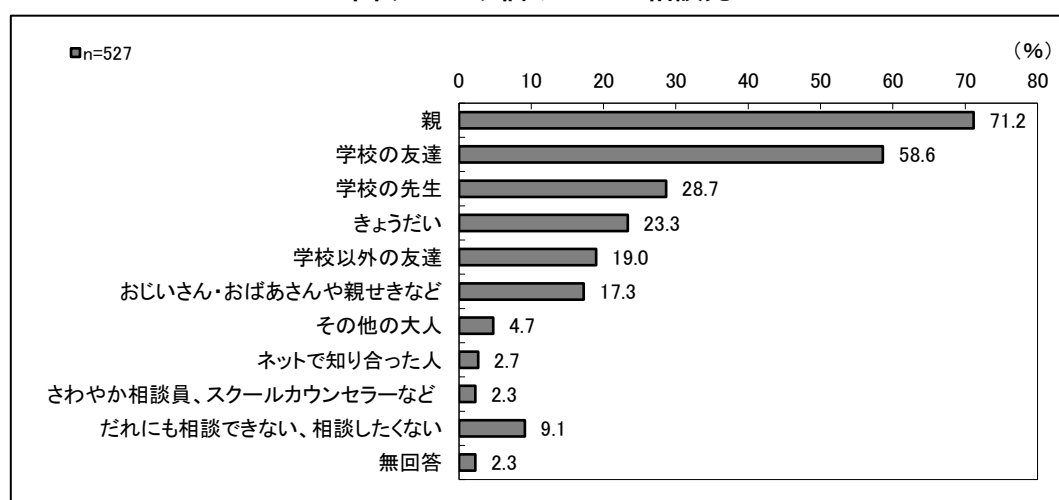
① 困りごとや悩みごとの相談先

問 15 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。【複数回答】



「親」（71.2%）、「学校の友達」（58.6%）が高い割合を占めています。
 「学校の先生」（28.7%）、「きょうだい」（23.3%）、「学校以外の友達」（19.0%）、「おじいさん・おばあさんや親せきなど」（17.3%）等がこれに続く結果となっています。
 一方、回答者の 9.1% が「だれにも相談できない、相談したくない」と回答しています。

■ 困りごとや悩みごとの相談先 ■



② 自宅や学校以外で安心できる場所

問 16 自分の家や学校（授業やクラブ）のほかに、安心できる場所はどこですか。

【複数回答】

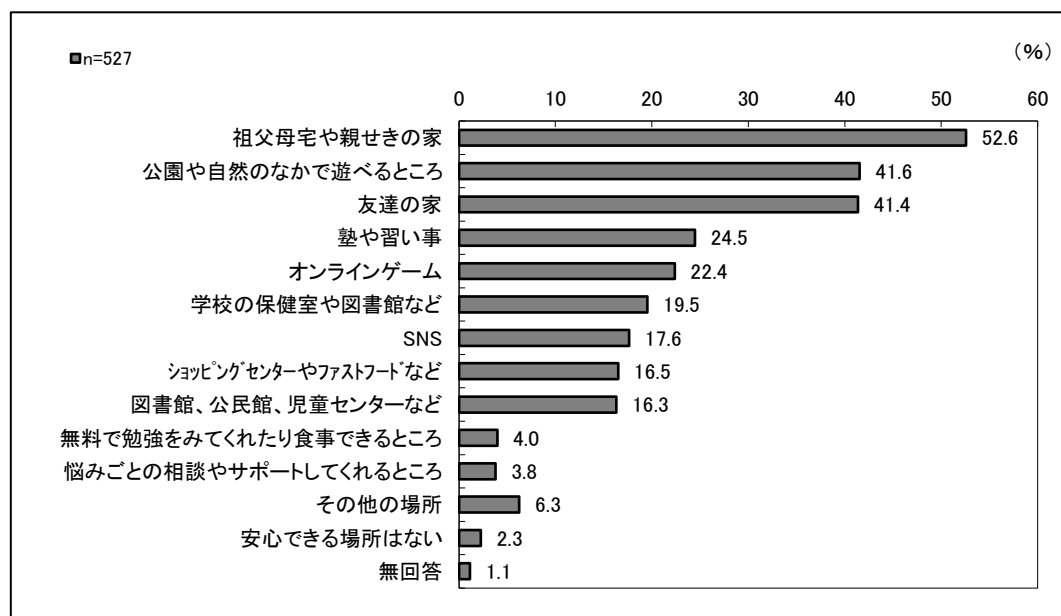


「祖父母宅や親せきの家」（52.6%）、「公園や自然のなかで遊べる場所」（41.6%）、「友達の家」（41.4%）が高い割合を占めています。

「塾や習い事」（24.5%）、「オンラインゲーム」（22.4%）、「学校の保健室や図書館など」（19.5%）、「SNS」（17.6%）、「ショッピングセンターやファストフードなど」（16.5%）、「図書館、公民館、児童センターなど」（16.3%）等がこれに続く結果となっています。

一方、回答者の 2.3% が「安心できる場所はない」と回答しています。

■ 自宅や学校以外で安心できる場所 ■

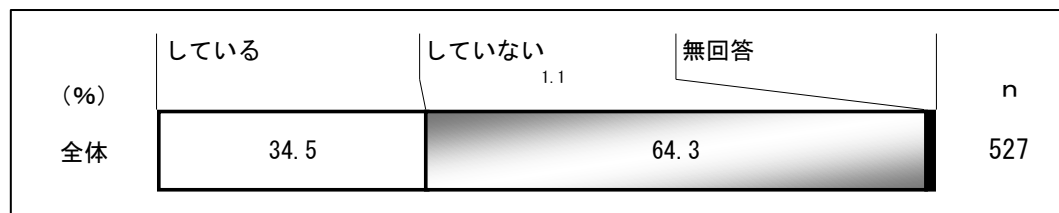


③ 大人に代わり家事や世話をしているか

問 20 あなたは大人に代わって家事をしたり家族のお世話をしたりしていますか。（「お世話」とは、ふつう大人が行うようなお世話のことです）

回答者の 34.5%が「している」と回答しています。

■大人に代わり家事や世話をしているか■



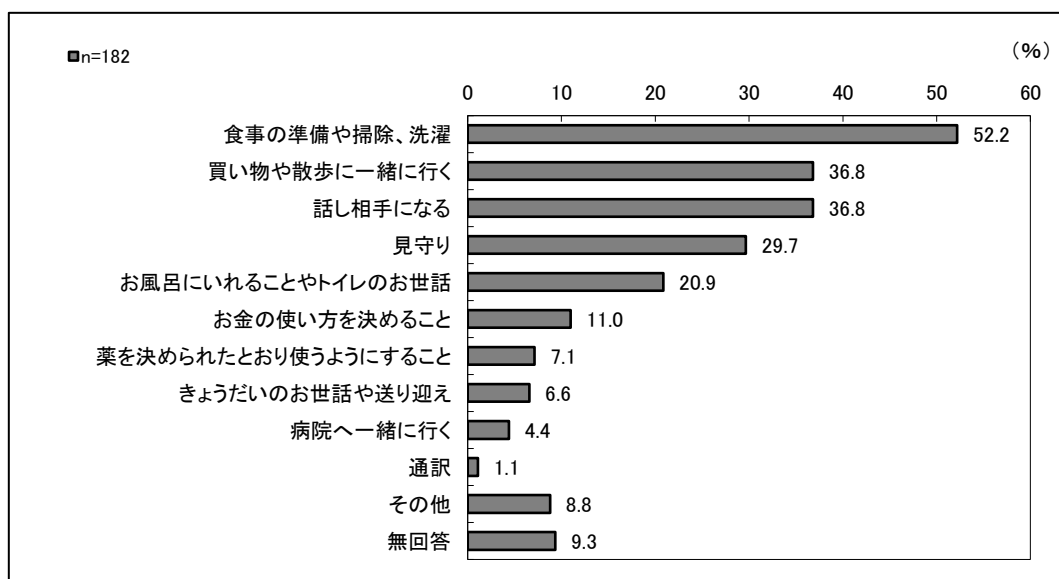
④ どのような世話をしているか

※問 20 で、「1. している」と答えた方のみ

③ あなたはどのようなお世話をしていますか。【複数回答】

「食事の準備や掃除、洗濯」（52.2%）が最も高い割合を占めています。

■どのような世話をしているか■



⑤ 世話をすることで大変なこと

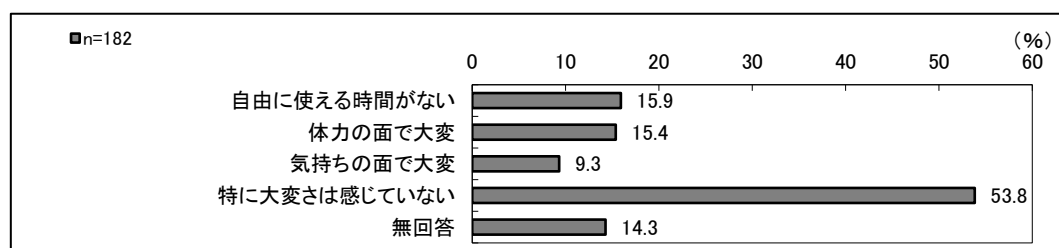
※問 20 で、「1. している」と答えた方のみ

問 23 お世話をすることで大変なことを教えてください。【複数回答】



「特に大変さは感じていない」（53.8％）が過半数を占めています。
 「自由に使える時間がない」（15.9％）、「体力の面で大変」（15.4％）、「気持ちの面で大変」（9.3％）がこれに続く結果となっています。

■世話をすることで大変なこと■



⑥ 学校や周りの大人にしてもらいたいこと

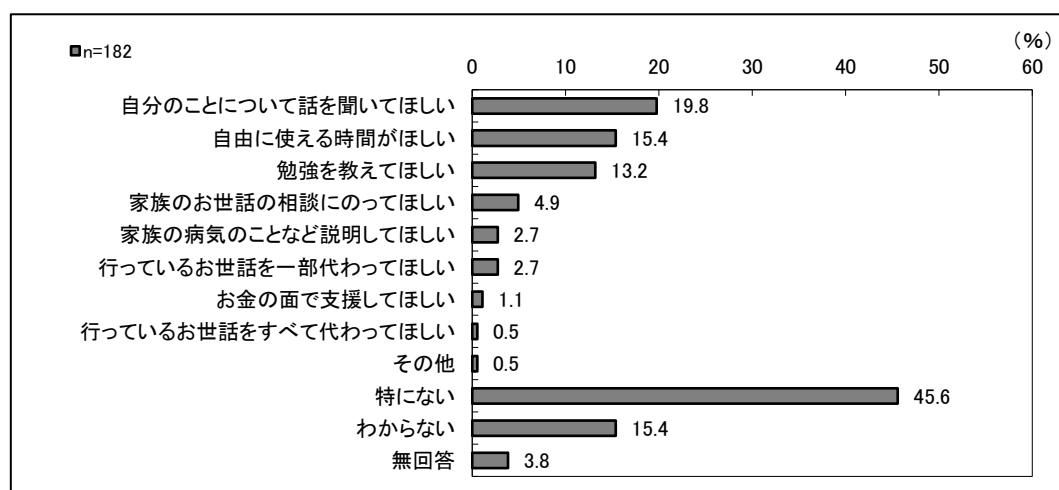
※問 20 で、「1. している」と答えた方のみ

問 25 学校や周りの大人にしてもらいたいことは何ですか。【複数回答】



「特にない」（45.6％）を除くと、「自分のことについて話を聞いてほしい」（19.8％）、「自由に使える時間がほしい」（15.4％）、「勉強を教えてほしい」（13.2％）が高い割合を占める結果となっています。

■学校や周りの大人にしてもらいたいこと■



（５）中学生対象調査（調査名：本庄市子どもの生活状況調査）

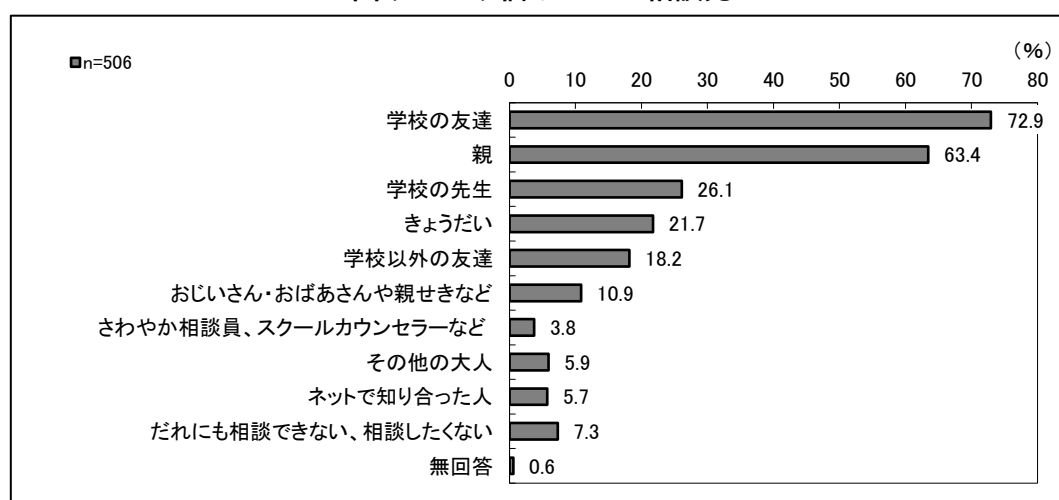
① 困りごとや悩みごとの相談先

問 15 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。【複数回答】



「学校の友達」（72.9%）、「親」（63.4%）が高い割合を占めています。
 「学校の先生」（26.1%）、「きょうだい」（21.7%）、「学校以外の友達」（18.2%）、「おじいさん・おばあさんや親せきなど」（10.9%）等がこれに続く結果となっています。
 一方、回答者の 7.3% が「だれにも相談できない、相談したくない」と回答しています。

■困りごとや悩みごとの相談先■



② 自宅や学校以外で安心できる場所

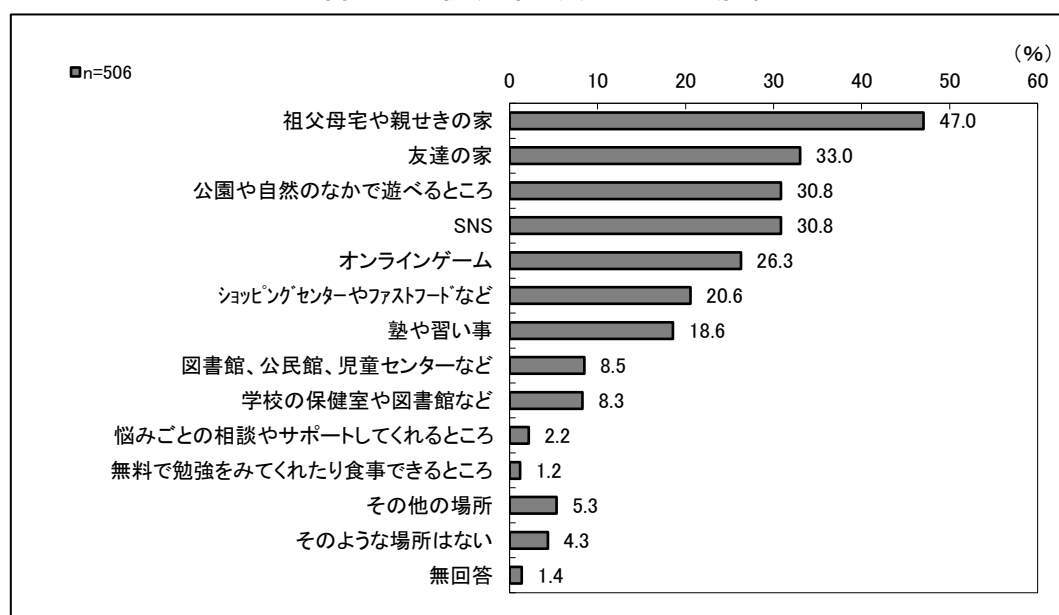
問 16 自分の家や学校（授業やクラブ）のほかに、安心できる場所はどこですか。

【複数回答】



「祖父母宅や親せきの家」（47.0％）が最も高い割合を占めています。
 「友達の家」（33.0％）、「公園や自然のなかで遊べる場所」（30.8％）、「SNS」（30.8％）、
 「オンラインゲーム」（26.3％）、「ショッピングセンターやファストフードなど」（20.6％）、
 「塾や習い事」（18.6％）等がこれに続く結果となっています。
 一方、回答者の 4.3％が「そのような場所はない」と回答しています。

■ 自宅や学校以外で安心できる場所 ■

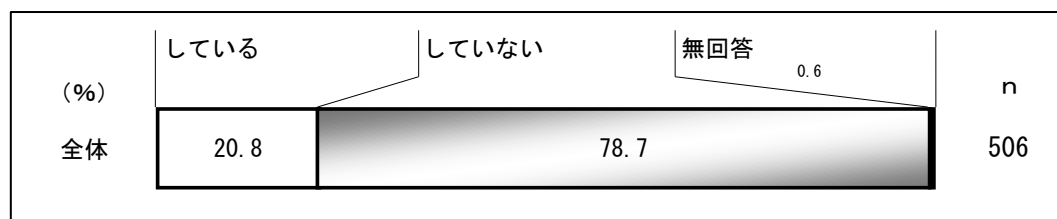


③ 大人に代わり家事や世話をしているか

問 20 あなたは大人に代わって家事をしたり家族のお世話をしたりしていますか。（「お世話」とは、ふつう大人が行うようなお世話のことです）

回答者の 20.8%が「している」と回答しています。

■大人に代わり家事や世話をしているか■



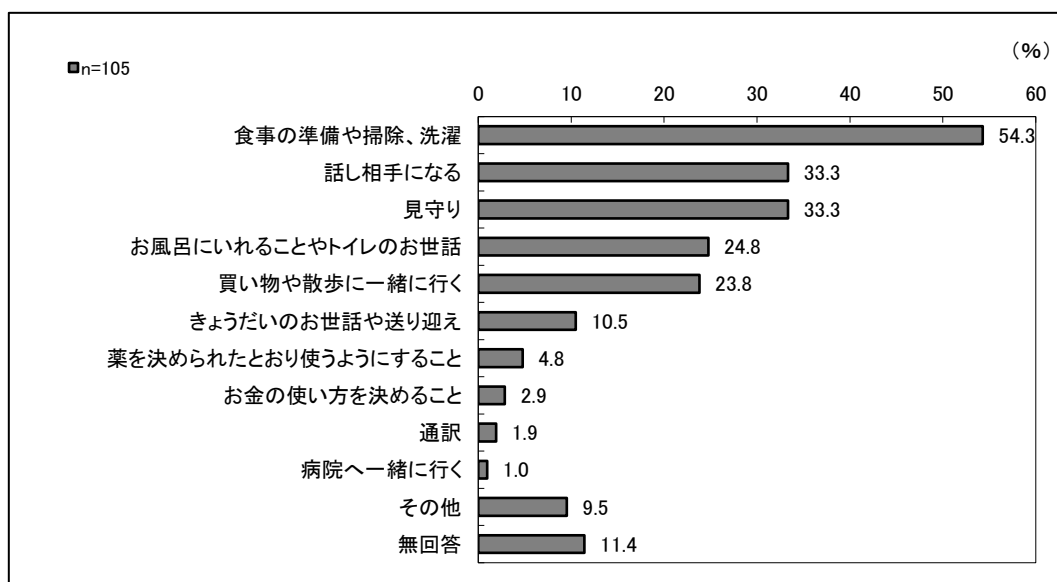
④ どのような世話をしているか

※問 20 で、「1. している」と答えた方のみ

③ あなたはどのようなお世話をしていますか。【複数回答】

「食事の準備や掃除、洗濯」（54.3%）が最も高い割合を占めています。

■どのような世話をしているか■



⑤ 世話をすることで大変なこと

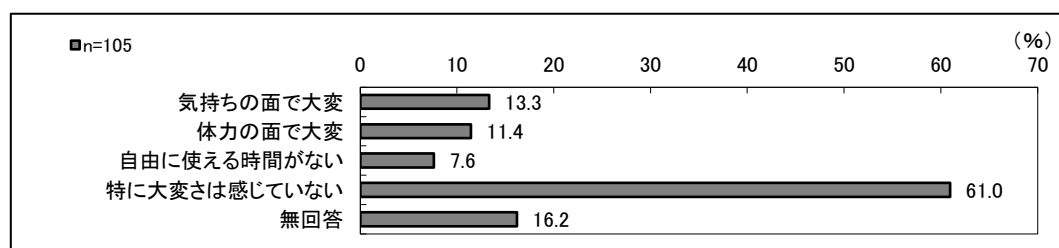
※問 20 で、「1. している」と答えた方のみ

問 23 お世話をすることで大変なことを教えてください。【複数回答】



「特に大変さは感じていない」（61.0％）が過半数を占めています。
「気持ちの面で大変」（13.3％）、「体力の面で大変」（11.4％）、「自由に使える時間がない」（7.6％）がこれに続く結果となっています。

■世話をすることで大変なこと■



⑥ 学校や周りの大人にしてもらいたいこと

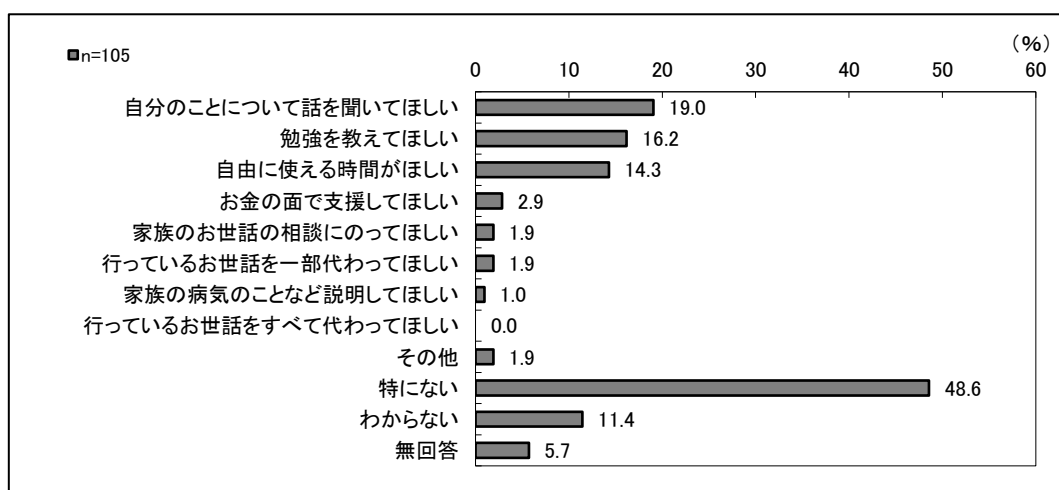
※問 20 で、「1. している」と答えた方のみ

問 25 学校や周りの大人にしてもらいたいことは何ですか。【複数回答】



「特にない」（48.6％）を除くと、「自分のことについて話を聞いてほしい」（19.0％）、「勉強を教えてほしい」（16.2％）、「自由に使える時間がほしい」（14.3％）が高い割合を占める結果となっています。

■学校や周りの大人にしてもらいたいこと■



（6）16～39 歳のこども・若者世代対象調査（調査名：本庄市子ども・若者意識調査）

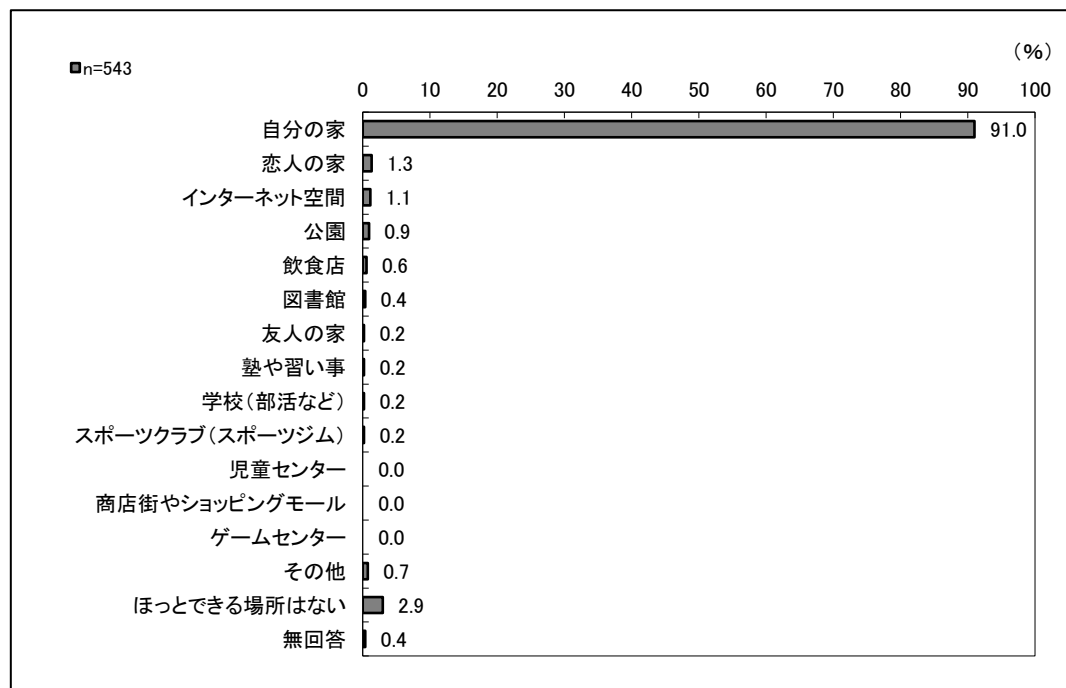
① 一番ほっとできる場所

問 16 あなたが日頃過ごしている場所のうち、一番ほっとできる場所は以下のどれですか。



「自分の家」（91.0％）が回答のほとんどを占めています。

■一番ほっとできる場所■



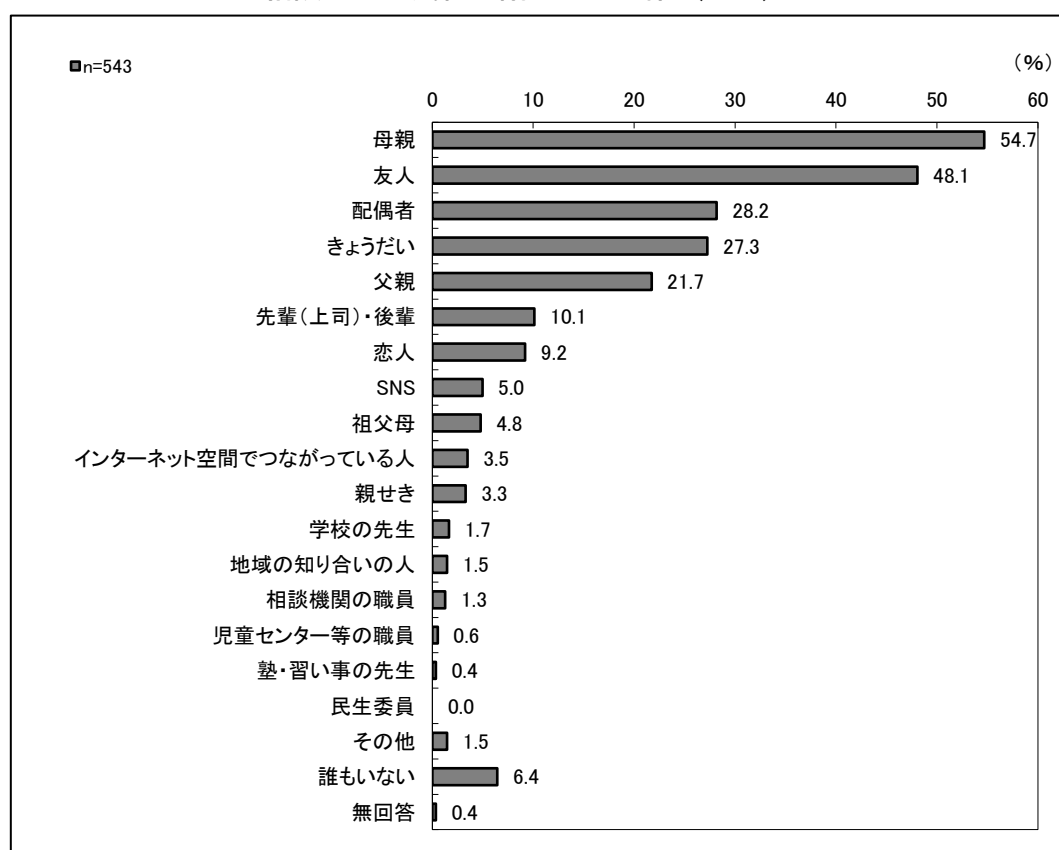
② 相談などを気軽に話せる人は誰（どこ）か

問 17 あなたは、何か相談したいことや聞いてほしいことがあったとき、気軽に話せる人がいますか。【複数回答】



「母親」（54.7%）、「友人」（48.1%）が高い割合を占めています。
 「配偶者」（28.2%）、「きょうだい」（27.3%）、「父親」（21.7%）、「先輩（上司）・後輩」（10.1%）、「恋人」（9.2%）等がこれに続く結果となっています。
 一方、回答者全体の6.4%が「誰もいない」と回答しています。

■相談などを気軽に話せる人は誰（どこ）か■

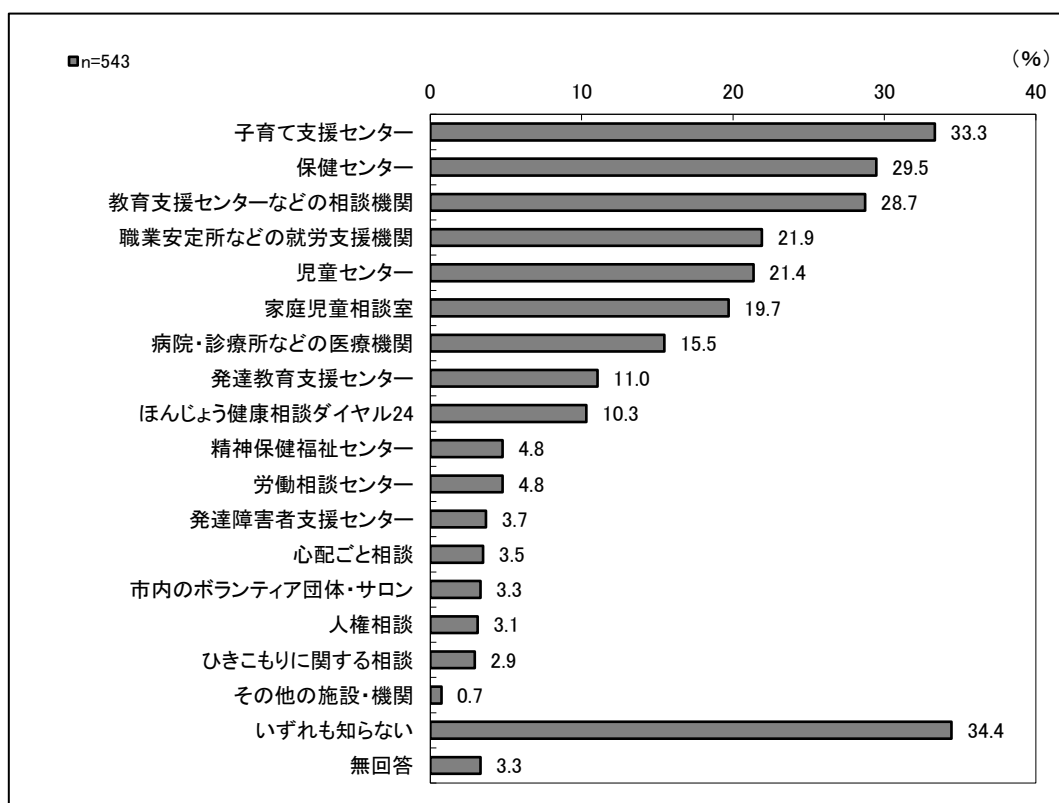


③ 悩みがあるとき相談できる機関等を知っているか

問 18 あなたは、悩みや聞いてほしいことがあったときに相談できる、次の機関等を知っていますか。【複数回答】

「いずれも知らない」（34.4％）が最も高い割合を占めています。
 「子育て支援センター」（33.3％）、「保健センター」（29.5％）、「教育支援センターなどの相談機関」（28.7％）、「職業安定所などの就労支援機関」（21.9％）、「児童センター」（21.4％）、「家庭児童相談室」（19.7％）等がこれに続く結果となっています。

■悩みがあるとき相談できる機関等を知っているか■



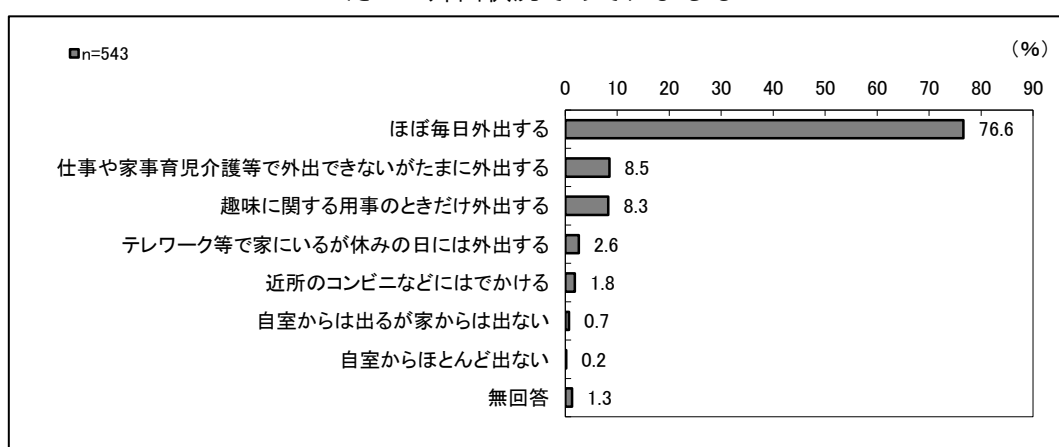
④ ふだんの外出状況であてはまるもの

問 24 ふだんの外出状況であてはまるものはどれですか。



「ほぼ毎日外出する」（76.6％）が最も高い割合を占めています。
 「仕事や家事育児介護等で外出できないがたまに外出する」（8.5％）、「趣味に関する用事の時
 ときだけ外出する」（8.3％）、「テレワーク等で家にいるが休みの日には外出する」（2.6％）、
 「近所のコンビニなどにはでかける」（1.8％）、「自室からは出るが家からは出ない」（0.7％）、
 「自室からほとんど出ない」（0.2％）がこれに続く結果となっています。

■ふだんの外出状況であてはまるもの■



⑤ 市が特に取り組むべきこと

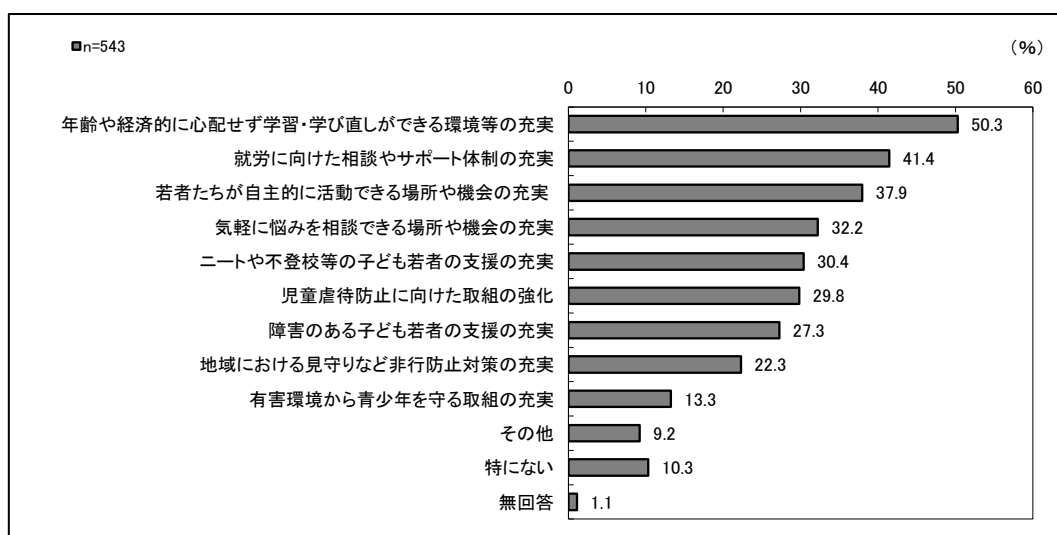
問 31 子ども・若者が希望をもてる本庄市となるために、市が特に取り組むべきことは何だと思いますか。【複数回答】



「年齢や経済的に心配せず学習・学び直しができる環境等の充実」(50.3%)が回答の過半数を占めています。

「就労に向けた相談やサポート体制の充実」(41.4%)、「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」(37.9%)、「気軽に悩みを相談できる場所や機会の充実」(32.2%)、「ニートや不登校等の子ども若者の支援の充実」(30.4%)、「児童虐待防止に向けた取組の強化」(29.8%)、「障害のある子ども若者の支援の充実」(27.3%)、「地域における見守りなど非行防止対策の充実」(22.3%)、「有害環境から青少年を守る取組の充実」(13.3%)等がこれに続く結果となっています。

■市が特に取り組むべきこと■



第4章 団体調査結果からみた本庄市の現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的と実施概要

本計画を策定するにあたって、市内の教育・保育関連団体、子育て支援関係団体、こども・若者育成団体等を対象とした団体調査を実施しました。

■ 調査の実施概要 ■

調査種別	子育て環境の向上に関するアンケート（団体調査）
調査対象	教育・保育関連団体、子育て支援関係団体、こども・若者育成団体等
調査方法	郵送法
調査時期	令和6年8月～令和6年9月
調査地域	本庄市全域
配布数	112
有効回収数	70
有効回収率	62.5%

(2) 調査結果における数値の基本的な取り扱いについて

- 比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100％を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問です。そのため、各回答の合計比率が100％を超える場合があります。

2. 団体調査の結果（概要）

（１）保護者が抱える悩みや問題

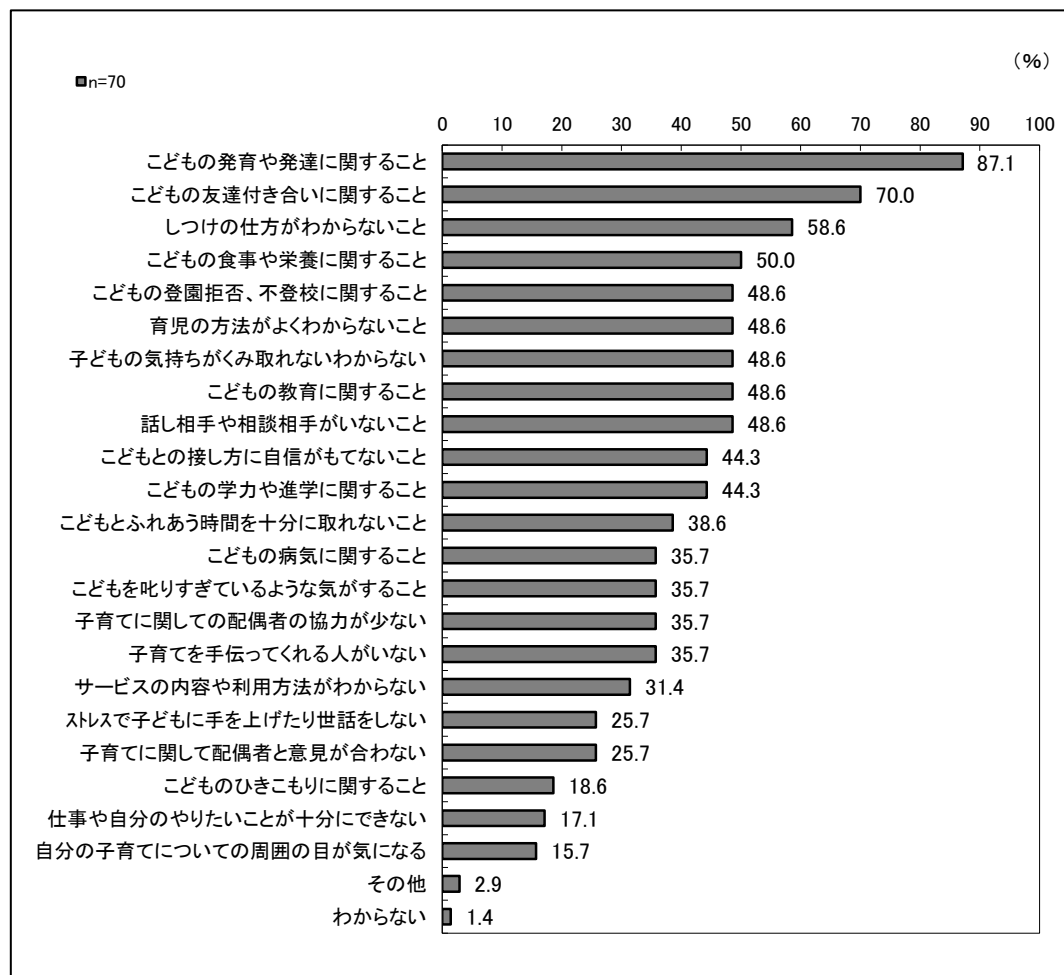
問２ 保護者が子育てに関してどのような悩みや問題を抱えていると考えますか。

【複数回答】



「こどもの発育や発達に関すること」(87.1%) が最も多くなっています。
 その他、「こどもの友達付き合いに関すること」(70.0%)、「しつけの仕方がわからないこと」(58.6%)、「こどもの食事や栄養に関すること」(50.0%) が 50%以上の回答を集めました。

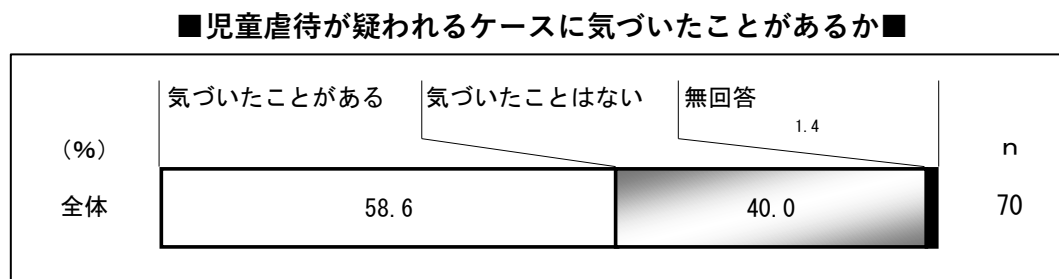
■保護者が抱える悩みや問題■



(2) 児童虐待が疑われるケースに気づいたことがあるか

問3 これまでの活動の中で、児童虐待が疑われるケースに気づいたことがありますか。

「気づいたことがある」(58.6%)が過半数を占めています。



(3) 児童虐待を防ぐために必要な取組

問4 児童虐待を防ぐために必要な取組はどのようなことだと考えますか。

(1) 団体・事業所ができること（一部抜粋・要約）

- ・ 保護者や子どもとの信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気を作ること。
- ・ 職員の研修や職場環境の整備を行い、虐待予防の知識を深めること。
- ・ 早期発見のために日々の観察を徹底し、変化を見逃さないようにすること。
- ・ 情報共有や行政との連携を強化し、疑わしいケースがあれば速やかに報告すること。
- ・ 保護者の悩みや不安を傾聴し、育児のアドバイスを行うことで、育児不安を軽減し、虐待を未然に防ぐこと。

(2) 地域・行政に求めること（一部抜粋・要約）

- ・ 児童虐待に関する講演会の開催や専門家による研修を充実させ、保護者や職員の知識を深めること。
- ・ 家庭訪問や早期発見のためのサポートを強化し、気軽に相談できる窓口を設けること。
- ・ SNSを利用した相談事業や情報共有の仕組みを整え、地域住民や関係機関との連携を強化すること。
- ・ 孤立を防ぐための親子参加イベントや、経済的支援の充実を図り、家庭の状況を把握し、必要な支援を行う体制を整えること。

(3) 家庭に求めること（一部抜粋・要約）

- 児童虐待に関する知識を深めること。
- 地域との交流を増やし、支援センターなどに積極的に相談することで、悩みをひとりで抱え込まないようにすること。
- 衣・食・住の安定した環境を提供し、冷静で寛容な子育てを心がけること。
- 子育てに困ったときには信頼できる人や機関に相談し、家庭内での問題を周囲と共有すること。
- 相談窓口の利用や積極的なコミュニケーションを通じて、子育ての負担を減らし、虐待を未然に防ぐこと。

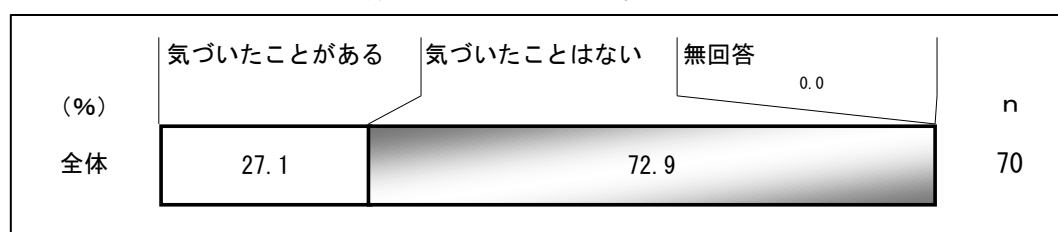
(4) ヤングケアが疑われるケースに気づいたことがあるか

問5 これまでの活動の中で、ヤングケア（ヤングケアラー）が疑われるケースに気づいたことがありますか。



「気づいたことはない」(72.9%)、「気づいたことがある」(27.1%)。
全体の3割弱が「気づいたことがある」と回答しています。

■ヤングケアが疑われるケースに気づいたことがあるか■



(5) ヤングケアラーを支援するために必要な取組

問6 ヤングケアラーを支援するために必要な取組はどのようなことだと考えますか。



(1) 団体・事業所ができること（一部抜粋・要約）

- こども自身がヤングケアラーについて学ぶ機会を提供し、疑われた際には情報共有を徹底すること。
- ヤングケアラーを尊重し、彼らの健康を守るために協力機関との連携を図ります。家庭の様子を把握し、未就園児を預けられる環境を整えることで、兄弟の負担を軽減すること。
- 保護者との信頼関係を築き、福祉サービスに関する情報提供を行い、相談しやすい環境を作ります。さらに、こどもの声を聞き、早期に問題を発見し、必要に応じて専門機関につなげること。

(2) 地域・行政に求めること（一部抜粋・要約）

- ヤングケアラーに関する研修会を開催し、こどもを個人として尊重し、関係機関との連携を図ること。
- 現状の調査を行い、ヤングケアラーやその家庭をフォローする体制整備。
- 家事代行サービスの提供や、同じ境遇の人々が交流できる場を設けること。
- 情報提供や支援内容の周知を徹底し、地域の見守り体制の強化。
- 迅速な対応と、具体的な支援の充実を図り、ヤングケアラーが助けを求めやすい環境を整えること。

(6) 本庄市の子育て環境の問題点や課題また解決に向けての取組等

問 12 日頃の活動を通じて、本庄市の子育て支援や子育て環境について、現在の状況や問題点・課題と感じていることがありますか。また、課題解決に向けて、貴団体として取り組めることや取り組みたいことがありますか。



自由記述欄への回答（一部抜粋・要約）

- 共働き家庭が増える中で、小学生を安心して預けられる施設の不足。
- 保育園や学童の不足が深刻で、共働き家庭やひとり親家庭にとって大きな負担となっている。
- 子育て支援センターの利用が限られているため、孤立している親への支援が課題。
- 発達に遅れがみられるこどもや「気になる子」への支援、医療機関の不足、学校との連携の難しさ。
- 親子で遊べる場所の提供や産後ケアの利用手続きの簡素化
- 地域の子育て支援団体の横のつながりを強化し、情報交換の場を設けることで、切れ目のない支援を提供する。
- 孤立している親への支援として、子育て支援センターの利用促進や情報提供を行い、地域全体で支える体制を整える。

(7) 子育て支援や環境について充実していると思うところ

問 15 本庄市の子育て支援や子育て環境について、充実していると思うところはどんなところですか。



自由記述欄への回答（一部抜粋・要約）

- 市内には多くの保育園、幼稚園、こども園があり、待機児童がない。
- 子育て支援センターや児童センターが多数存在し、乳幼児向けの支援活動が豊富で無料で参加できること。
- 児童センター内の遊びや、公園の整備・新しい遊具の設置により、小さいこどもが楽しく安全に遊べる環境が整っている。
- 産後ケアが計 21 回利用できる点や、保健師の熱心な支援が充実している点。
- 保健センターや発達教育支援センター「すきっぷ」で、育児や発達に不安を感じた際にすぐに相談できる体制が整っている。
- 子育て支援アプリで予防接種スケジュールや成長記録などの情報が入りやすい。
- 地域での行事やイベントが豊富で、親子で楽しめる場所や催しが充実している。
- こども医療費の助成や相談体制が充実している。

第5章 計画の方向性

1. 本庄市における課題

(1) こどもまんなか社会の実現

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こどもの個性や多様性、こどもの権利を尊重し、こども自身の自由で多様な選択や意見の表明を後押しすることが求められています。

本市においても、こどもが自由意思による意見を表明できる環境を創造するとともに、こどもの権利が守られる社会の構築が必要です。

また、20代、30代を中心とする若い世代が、仕事と生活を調和させながら、家庭を持ち、こどもを産み育てることや、子育てに伴う喜びを実感でき不安なく子育てできるよう、生活基盤の安定化や若い世代の子育てを社会全体で支える体制づくりが必要です。

(2) 仕事と家庭の両立

女性の社会進出の促進に伴い、仕事と家庭の両立支援が課題となっています。

就労中の保護者が安心してこどもを預けられるサービスの充実や、社会全体でこどもの育ちを支える地域ぐるみの子育て支援体制の確立が必要です。

(3) 子育ての孤立化

核家族やひとり親世帯が増加する一方で、公的な相談機関の認知状況は低い状況にあり、「相談先がない」とする子育て世帯もあります。

家族や地域を第一義的な子育て支援の主体としながらも、公的な相談機関の認知促進とサービスの充実を推進し、子育ての孤立を防ぐことが重要です。

(4) 心身に障害や困難を抱えるこどもの支援

本庄市の現状として、こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみますと、増加傾向にあります。また、市民アンケート調査の結果から、大人に変わり家事や家族の世話をするこどものうち、一定数が「体力面」や「精神面」での困難を感じていることがわかっています。

こども本人と子育て世帯の環境を注視しつつ、こどもに寄り添う相談先や、こどもが安心できる居場所の確保が求められています。

（５）経済的に困窮する家庭への支援

円安の進行、エネルギー価格の高騰、これらに附随して長期化している物価の高騰等、国内経済が不安定な状況にある中、子育て世帯の経済環境は厳しさを増しており、市民アンケート調査の結果からも、生活に必要な「衣類」や「食料」が満足に購入できないことがあったとする家庭が１割以上を占めることがわかっています。

このような状況に対し、必要な生活支援やひとり親家庭の自立支援等、生活困窮世帯に対する支援のあり方の検討が必要となっています。

（６）意見を聴かれにくい子どもや若者への支援

不登校やひきこもりの状態にある子どもや若者に対して、それぞれの事情に配慮した自立支援や関係者間の連携による切れ目ない支援の充実が求められます。

また、「子育て環境の向上に関するアンケート」（団体調査）によると、児童虐待やヤングケアが疑われるケースの存在が明らかとなっています。子どもだけでなく保護者も含めて、周囲に助けを求めやすい環境づくりが必要です。

（７）子ども・若者、子育て世帯等への総合的な支援体制の構築

子ども・若者、子育て世帯等を総合的に支援していくためには、庁内関係各課による横断的な連携体制の構築のみならず、地域で子ども・若者、子育て世帯を支援する関係団体や子育てを応援する企業等、様々な主体が有機的に連携していくことが必要です。

また、子ども・若者、子育て世帯を取り巻く様々な課題に対し、特定の年齢や時期で支援が途切れることなく継続されていくことが重要です。子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援体制を確保することが重要です。

2. 計画の基本理念

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、「こども基本法」に基づく「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を推進していくこととしています。

こうした「こども基本法」や「こども大綱」の目的や理念を勘案するとともに、本市の現状や課題を踏まえ、全てのこども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

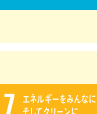
■計画の基本理念■



3. SDGsの視点

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に取り入れたまちづくりが求められていることから、本市においてもSDGsの目指す目標を踏まえたこども施策を推進します。

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	全てのの人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る	 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

4. 基本目標

本計画の基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援施策の方向性を以下のように定めます。

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備



本計画の基本理念は、全ての子ども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

全ての子ども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るためには、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができる社会の実現が求められます。

本市は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの権利と尊厳の擁護、子ども・若者からの意見の聴取とこども施策決定過程へのこどもの参画に向けた体制の整備、こどもの安全対策を図ります。

基本目標2 次世代の健やかな成長の支援

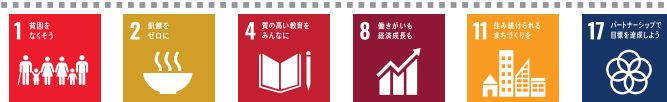


次代の社会を担う子ども・若者が健やかに成長していくことは、本市の将来的な発展の基礎となります。しかしながら、社会・経済環境は目まぐるしい変化を繰り返しており、子ども・若者の育ちをめぐる環境も厳しさを増しています。

地域コミュニティにおける繋がりの希薄化に伴い、困難を抱える子ども・若者の存在は表面化しにくくなっており、ひきこもり、児童虐待、ヤングケアラー等の社会課題に対する対応が求められています。

本市は、子ども・若者の健全育成、生きる力の向上、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、次世代の成長を支える担い手の養成など、次世代の健やかな成長を支援します。

基本目標3 こどもの貧困の解消



こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。全てのこどもが心身ともに健やかに育成できること及びその教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにすることは社会全体の責任です。

こども家庭庁は、こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼすとして、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要としています。

こどもの貧困問題解決に向けて、令和6年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案が衆議院本会議で可決され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと名称を新たにし、こどもの貧困解消に向けた法整備が進められています。

このような中、本市においても、生活の困窮がこどもへと受け継がれていく連鎖を断ち切り、現在から将来にわたって、全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目ない支援を推進します。

また、支援の届きにくい生活困窮世帯の把握に努め、既存の経済的支援事業の利用促進を図るとともに、生活困窮世帯の子育て当事者の生活の安定及び自立の促進を図ります。

基本目標4 社会における子育て支援環境の向上

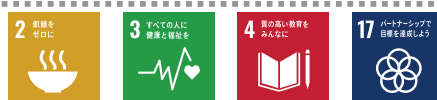


核家族やひとり親世帯の増加、女性の社会進出に伴い、家庭と子育ての両立が大きな課題となっています。

本市は、育児休業の取得や男性の育児参加の促進を図るため、社会全体での子育て支援に対する機運の醸成を図ります。

また、母子保健の充実を図り、妊娠期から出産、子育て期等、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進します。

基本目標5 子ども・子育て支援事業の推進



乳幼児期及び学童期のこどものいる世帯にとって、安心してこどもを預けられる場所や子育ての不安や悩みを共有・相談できる場所の存在は大変重要です。

本市は、子育て世帯が安心してこどもを育てられる環境の整備に向けて、適正な教育・保育提供体制の確保及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

5. 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

こどもの育ちと幸福を社会で支える
「こどもまんなか」のまち 本庄

基本目標 1

こどもまんなか社会の
実現に向けた体制整備

1-1 こどもの権利擁護の推進

P.62

1-2 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備

P.64

1-3 こどもの安全対策

P.65

基本目標 2

次世代の健やかな成長の支援

2-1 こども・若者の健やかな育成

P.66

2-2 困難を有するこども・若者やその家族への支援

P.69

2-3 未来を切り拓くこども・若者の応援

P.73

2-4 こども・若者の成長のための社会環境の整備

P.74

2-5 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

P.77

基本目標 3

こどもの貧困の解消

3-1 教育の支援と教育機会の確保

P.79

3-2 こどもとその保護者等の社会的孤立の防止

P.81

3-3 経済的支援と保護者の就労支援の充実

P.83

基本目標 4

社会における
子育て支援環境の向上

4-1 切れ目ない相談支援体制の充実

P.84

4-2 母子保健の充実

P.87

4-3 ひとり親家庭への支援

P.89

4-4 育児と家庭生活の両立支援の促進

P.90

基本目標 5

子ども・子育て支援事業の推進

5-1 教育・保育事業のサービス提供体制の確保

P.91

5-2 子ども・子育て支援事業のサービス提供体制の確保

P.96

5-3 その他の子育て支援事業の推進

P.106

6. 市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方

(1) 施策への反映に向けた考え方

本計画の策定に際して実施したアンケート調査や団体調査により聴取した市民や関係団体の声に対する、本計画における考え方を以下のとおりまとめました。



子育てに伴う経済的支援を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

市は、保護者の所得状況に応じて、特定教育・保育施設の費用や行事参加費、副食費を助成しています。また、0歳から18歳までのこどもの医療費助成や、未熟児の入院費補助、子育て世帯の生活の安定を目的とした資格取得支援、内職情報の提供等を行っています。

そのほかにも様々な支援事業がありますので、広く事業の周知を行い、各種支援が必要な方に届けられるよう努めます。

関連する施策

施策 2-2 施策 3-3 施策 4-3 他



安全・安心な道路交通環境を整えてほしい

子育て世帯の保護者

市では、駅周辺や歩道上の放置自転車の防止と撤去、安全な交通環境の確保のため、道路照明や反射鏡の整備を行っています。

また、小学校の通学路には交通指導員を配置し、交通安全推進団体の活動を支援して交通安全対策事業を推進します。幼少期から学齢期に至るまでこどもの年代に合わせた交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

関連する施策

施策 1-3 他



放課後児童クラブ（学童保育所）や子ども教室を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

少子高齢化の進行により、本市においても今後はこどもの数が減少傾向で推移するとみられています。その一方で、ひとり親世帯はもとより、就労する保護者の増加に伴い共働き世帯においても、放課後のこどもの居場所に対するニーズが高まっています。放課後児童クラブ（学童保育所）においては、学校区ごとに適切な定員数の確保を図ります。

関連する施策

施策 5-2 他



自分のことについて話を聞いてほしい

子ども

ヤングケアラーへの支援については、学校の協力のもと、支援を必要としているこどもの実態把握に努め、必要な支援を届けられるよう検討を進めます。

また、困難を有する子ども・若者の相談支援の充実に向け、学校、スクールソーシャルワーカー、子育て支援団体、市の福祉担当部署等の連携体制の充実を図ります。

さらに、こどもの意見を積極的にこども施策立案の場に届けられる体制構築を図ります。

関連する施策

施策 1-1 施策 1-2 施策 2-2 他



勉強を教えてほしい、年齢や経済的に心配せず学習・学び直しができる環境を充実させてほしい

子ども

市では、学習サポート事業や子どもの学習・生活支援事業を実施しています。事業の継続実施を通じて、こどもの学びの充実を推進します。

また、様々な社会学習、体験学習、国際交流等の機会を設け、未来を担う子ども・若者の成長を後押しします。

関連する施策

施策 2-3 施策 3-1 他



無料もしくは格安で利用できる誰でも勉強ができる場所をつくってほしい

若者

現在、はにぼんプラザが学習可能な多目的スペースとして市民に親しまれています。

静かに学習できる居場所へのニーズは高く、自宅以外の居場所の更なる充実が求められています。

市は、こどもまんなか社会の実現に向けて、官・民で連携・協働し、地域における多様な居場所づくりを進めます。

関連する施策

施策 1-2 他



結婚したい場合はどうすればいいですか

若者

我が国では、初婚年齢の上昇や未婚化が進行しています。

市の社会福祉協議会には、埼玉県の公的な結婚支援サービスであり、「恋たま」の愛称で知られる「SAITAMA 出会いサポートセンター」の窓口として、「SAITAMA 出会いサポートセンター本庄」が開設されており、市では同センターとの連携に努めています。

他方で、結婚に至るまでの出会いの機会が減少していることばかりが結婚に至らない要因となっているわけではなく、社会や経済状況への不安、子育てに対する不安など、様々な要因が複合的に絡み合い、若者にとって結婚へのハードルが高くなっていると考えられます。

市は、結婚から出産、子育てを望む方がその希望を実現できるよう、経済的な不安や子育てに対する不安の解消などに向けた取組や支援の充実を図ります。

関連する施策

施策 2-4 他



孤立している親への支援が課題

関係団体

市では、妊娠・出産期から子育て期における様々な不安や悩みの相談窓口として、令和 6 年 4 月より、こども家庭センターを設置しています。

引き続き、こども家庭センターの周知を図り、気軽に相談できる窓口として切れ目ない相談支援を行い、妊婦の不安解消、子育ての孤立化防止を図ります。

また、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して、関係機関との連携により、専門職による訪問や相談を通じた支援を行い、妊娠・子育てに係る不安の軽減を図ります。

関連する施策

施策 2-2 施策 3-1 施策 3-2 施策 4-1 施策 4-2 他

(2) 今後の検討課題

次の市民や関係団体の声については、今後の課題として、市・関係団体・地域と協働し課題解決に向けた検討を図ります。

なお、以下に記載のない課題についても、こどもや子育て支援の充実に向け継続した検討を行います。



医療体制を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

市内の医療体制について、小児医療の不足が指摘されています。

医療機関の新規設置については市としての対応が困難な状況にありますが、広域医療体制の構築など、近隣自治体との連携による医療体制の整備を図っていく必要があります。



親子で遊べる公園や遊び場を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

本市は、中小の公園を合わせると市民1人あたりの公園面積は高い水準となっていますが、遊具の老朽化や日影が少ないなど、市民の指摘を多く受けているところです。

今後、既存施設の利便性向上に向け、公園の統廃合等を含めた整備・検討を図ります。



就労に向けた相談やサポート体制を充実させてほしい

若者

本市では、ひとり親家庭の自立促進に向けた就労支援を行っている一方で、その他の就労意欲のある市民を対象とした就労支援に関する取組が乏しい状況であるとの指摘があります。

就労意欲のある全ての市民を対象とした、能力開発・資格取得支援・就労相談など、市民の生活の安定に向けたサポート体制の充実を図る必要があります。



若者たちが自主的に活動できる場所や機会を充実させてほしい

若者

未来を担う若者が自主的に参加し、交流を図る機会が求められています。

市が実施している従来のイベントや交流機会の内容を見直し、若者が気軽に参加しやすい内容の充実について検討します。



大型商業施設を市内に誘致してほしい

若者

市内に大型商業施設が欲しいという要望が多くなっています。
大型商業施設の誘致に対しては、利便性の向上や地域の活性化のほか、多世代の居場所としての側面にも期待されています。
一方で、周辺住民の理解や大規模な開発用地の確保、事業者の参入意向など、市民や市の意向だけでは解決できない課題もあることから、市の都市開発のビジョンとの整合を図りつつ、計画的なまちづくりを図ります。



情報提供や支援内容の周知を徹底すること

関係団体

本市では、こどもや子育て支援に対する様々な支援を実施していますが、サービスによっては認知されていないものもあるため、必要となったときに必要な支援につながるよう、サービス内容について SNS を活用するなど、広く市民に周知できるよう情報発信の手法について工夫していきます。



**市民の皆様からのご意見は、市政にとって非常に重要なものです。
いただいた声をしっかりと受け止め、今後のこども施策に生かしてまいります。**

第6章 計画の推進

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備

こどもまんなか社会の実現

1-1 こどもの権利擁護の推進

1989年に「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、世界中全てのこどもたちが持つ権利が定められるとともに、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にされました。

「こども基本法」は子どもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

このような中、市においてもこどもの権利や意見を尊重したこども施策に取り組むことが求められており、こどもまんなか社会の実現のためにこどもの権利擁護の推進は必要不可欠となっています。

次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活が送れるよう、こどもの権利擁護に向けた各種取組及び周知・啓発を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	ヤングケアラー支援事業（新規）	ヤングケアラーとして支援を必要としているこどもを学校の協力のもと調査を実施し、より詳細な実態把握に努めます。併せて、必要とされている支援について検討を進めます。	子育て支援課
2	ヤングケアラー認知度向上に向けた取組（新規）	ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であることから、表面化しにくく、発見の難しさがあります。課題を抱えるヤングケアラーの発見につながるよう、地域においてヤングケアラーに対する認知を深めるよう周知啓発に努めます。	子育て支援課
3	こども家庭センターの充実	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
4	オレンジリボン運動	秋のこどもまんなか月間に、児童虐待を防ぐための啓発活動を実施します。虐待について広く示し、虐待を防止するための体制について伝えていきます。	こども家庭センター

	主な取組	取組の概要	担当課
5	本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、問題を抱える児童とその家庭に対する情報の共有を頻繁に行います。緊急事態発生時における構成団体の迅速な対応につなげるため、対象児童の最終安全確認日等について、所属先から聴取した内容の報告を行います。	こども家庭センター



ワンポイントコラム・・・「子どもの権利条約とは？」

子どもの権利条約は、すべてのこどもが持つ基本的な権利を保障するための国際的な約束です。この条約には、こどもたちが安心して成長できる環境を提供するための重要な4つの原則が基本的な柱とされており、「こども基本法」にも取り入れられています。

1 差別されない権利

すべてのこどもは、性別や国籍、障害の有無にかかわらず平等に扱われるべきであり、こどもの権利は差別なく保障される必要があります。

2 最善の利益を考慮される権利

こどもたちの意見や感情は重要であり、こどもの生活に関わる決定には必ずその声が反映される必要があります。こどもの最善の利益を第一に考えることで、こどもたちは自分自身の人生を主体的に選択する力を育むことができます。

3 命や生存、発達が保障される権利

すべてのこどもの命が守られ、こどもたちが健やかに成長するために教育や健康、生活への支援を受けることが保証される必要があります。

4 自分の意見を自由に表明する権利

こどもたちは、自分の考えや感情を表現することで、社会に参加し、自分自身を理解してもらう機会を得ることができます。

これらの権利は、未来を担うこどもたちが健全に成長し、社会で活躍するための基盤となるものです。

1-2 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備

こどもまんなか社会の実現のためには、こどもの意見を聴取し、こども施策に反映するための体制構築が重要です。

また、様々な立場のこども・若者が安心して過ごせる居場所の創出も重要であり、大人や保護者の都合でこども本人の権利や幸せが奪われることがあってはなりません。

本市では、こども・若者を対象とした各種交流事業等を通じて、こどもの意見やニーズを聴取するとともに、こどもの意見を関係各課で共有し、こどもの意見を積極的にこども施策立案の場に届けられる体制構築を図ります。

また、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立し、父母の離婚等に直面するこどもの利益を確保するため、こどもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直されることとなりました。

本市では、こどもの利益が守られるよう、共同親権等に関する周知・啓発、円滑な協議の実現に向けた支援を検討します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	こどもの意見を広く聴取する取組の充実（新規）	こどもの居場所として想定される場やイベントにおいて、こどもの意見を聞く取組を進めます。また、こども計画の進捗管理を行うにあたり、会議に若者世代が入ることについて検討を進めます。	子育て支援課
2	居場所づくり（新規）	全てのこども・若者が家庭や学校などの所属だけでなく、安全で、安心して過ごせる居場所を持ことができるよう、官・民で連携・協働し、地域における多様な居場所づくりを進めます。	子育て支援課
3	離婚前後家庭支援事業	こどもの利益を確保するため、離婚を考える父母やひとり親家庭の親に対して、養育費の履行確保等に資する取組を実施することを検討します。また、離婚後の生活や子育てに関する不安などの軽減のため、ひとり親支援施策等に関する情報提供等を行います。	子育て支援課
4	中学生まちづくり議会	市内の公私立中学校の生徒（中学生議員）が本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。	秘書課

1-3 こどもの安全対策

道路・交通システムや情報・通信技術等の進歩は、交通インフラやインターネット基盤の充実を促進させ、人々の暮らしを豊かにしてきました。一方で、交通量の増加やネット犯罪の増加を招き、こども・若者が危険に晒される機会も増えています。

有害環境対策や防犯・防災対策等により、こども・若者の安全・安心を確保するとともに、こども・若者自身が、発達段階に応じ、性被害や SNS に起因するものを含む犯罪や災害、感染症、事故等から自らの安全を守り、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう、体系的に安全教育、健康教育を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線等の道路安全施設の新設整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図ります。	危機管理課
2	交通指導員配置事業	小中学校登校時の交通の安全を守るため、通学路等に交通指導員を配置します。	危機管理課
3	交通安全推進団体支援事業	交通安全推進団体である「交通安全対策協議会」及び「交通安全母の会」の活動を支援し、交通安全対策事業等を推進します。	危機管理課
4	交通安全教室	こどもの交通安全教育のため、小学校、幼稚園、保育施設において各年代に合わせた内容の交通安全教室を実施します。また、自転車利用により行動範囲が広がる中学生には、交通安全意識の醸成に効果的なスケアードストレート方式にて実施します。	危機管理課 支所総務課
5	防犯活動推進事業	警察署などの関係機関と連携して地域の防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進し、こどもを含めた市民を犯罪から守ります。また、防犯活動に必要な物品を配布するなど、活動を支援します。	危機管理課
6	放置自転車対策事業	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課 支所環境産業課

基本目標 2 次世代の健やかな成長の支援

こども・若者支援に関すること

2-1 こども・若者の健やかな育成

家庭は、こども・若者を育む基盤であり、こども基本法においてもその基本理念として、父母その他の保護者は、子育て・教育に第一義的責任を有することが明示されています。

一方で、社会における世帯構造の変化により、三世帯世帯が大きく減少し核家族世帯が増加しており、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しい状況が生じています。特に、ひとり親家庭にあっては、配偶者の助力を得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっています。

このような中、父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、こども・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、国及び地方公共団体も共に責任を負うとともに、社会全体、地域全体で父母等や家庭を支えていくことが求められています。

本市は、全てのこども・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、自立して生き抜く基礎を形成し、こども・若者の健全育成を支援します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	児童センター運営事業	こどもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。 講師による小学生教室、児童センター職員による申込み不要で参加できる工作教室や運動あそび等を開催し、ひとりでも気軽に遊びに来ることができる居場所作りを推進します。	子育て支援課
2	保育所における「食育」推進事業	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成します。	保育課
3	教育機器整備事業	GIGA スクール構想に基づき、1人1台端末の更新及び授業等での利活用を推進していきます。また、児童生徒の学習に適したハードウェア、ソフトウェアを整備し、より良いICT環境を提供できるよう取組を進めていきます。	教育総務課
4	学校教育における「食育」推進事業	学校教育課程において給食指導や教科等を通して、こどもたちに食と健康との関連を身につけさせていきます。	学校教育課
5	薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
6	学習サポート事業	全ての学年が複数クラスで構成される小学校等に学習補助教員を配置し、担任と協力して授業のサポートを行います。学校現場での指導経験のある人材の確保に努めます。	学校教育課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	ICT 教育推進事業	教職員研修を実施し、実践的な ICT 活用と指導力の向上を図り、あらゆる教科等でのさらなる ICT 機器の利用を促進します。	学校教育課
8	ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
9	中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。商工会等との連携を図り、受け入れ先事業所の確保も進めていきます。	学校教育課
10	青少年健全育成事業	本庄市青少年育成市民会議を中心に、地域の青少年育成団体と連携を図り、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止パトロール」、「各種啓発活動」等の事業を実施し、地域における青少年の健全育成を推進します。また、インターネット・携帯電話等、現代社会において青少年が抱える問題に対し、情報提供や注意喚起を行うことで、青少年の非行を防止します。	生涯学習課
11	子ども体験教室	地域で体験することが少なくなった伝統文化や季節の行事等、学校や家庭では体験することができない多様な講座を開催します。こどもたちにとって公民館が安全・安心な居場所となり、地域とこどもたちをつなぐコミュニティづくりを推進します。	生涯学習課
12	スポーツ・レクリエーション教室	こどもたちがスポーツ・レクリエーション活動に興味関心を持ち、自発的に取り組む場所と機会を提供するため、各スポーツ関係団体（本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団、本庄市スポーツ推進委員協議会）と連携して、こどもや未経験者でも参加できるスポーツ・レクリエーションの教室及びイベントを開催します。	スポーツ推進課
13	ブックスタート事業	保健センターで実施している 9～10 か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配付により家庭における乳幼児の健全育成を図ります。	図書館

	主な取組	取組の概要	担当課
14	おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し、児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館

児童センター事業の取組

市内には3か所の児童センターがあります。

児童センターは、0歳から18歳までの児童が自由に遊べる施設です（小学校就学前のお子さんの利用には、保護者の付き添いが必要です）。

乳幼児とその保護者を対象とした遊びや交流の場として「つどいの広場」を開催したり、各種イベントや講座などを開催したりしています。日時や内容などの詳細は、ホームページや広報ほんじょう、毎月発行している「児童センターだより」や「つどいの広場だより」でお知らせしています。

■ 開館時間：9時から17時45分まで（ご利用は17時まで）

■ 休館日：日曜祝日・年末年始 ※都合により臨時休館となる場合があります。



前原児童センター

所在地：〒367-0047 本庄市前原1丁目4番13号

電話番号・ファクス：0495-21-9820

遊戯室では大きなタッチパネルや卓球、多種多様なおもちゃで遊べます。遊具がある庭や図書室があり、年齢に合わせて遊びを選び、楽しく過ごせます。土曜日は、ファミリーや父子での来館も増えています。



日の出児童センター

所在地：〒367-0022 本庄市日の出2丁目5番56号

電話番号・ファクス：0495-21-0420

おもちゃ遊びや読書のほかに、体育室ではバドミントンや卓球、一輪車、なわとびなど、庭ではバスケットボールやドッジボールができ、放課後は小学生の利用でにぎわいます。



児玉児童センター（児玉総合支所アスパアこだま内）

所在地：〒367-0298 本庄市児玉町八幡山368番地

電話番号：0495-71-6805

ファクス：0495-71-5760

明るく広い遊戯室では、おもちゃ遊び、卓球が楽しめます。乳幼児専用スペースを設置しており、小さいお子さんも安心して遊ぶことができます。図書室、砂遊びができる小さな庭もあり、ゆっくり過ごすことができます。

2-2 困難を有するこども・若者やその家族への支援

社会においては、障害のあるこども・若者を含め特別支援教育を受ける者、外国にルーツを持つ者等が増加するとともに、性的指向・性自認（性同一性）に係る者など多様な特性を持つこども・若者の増加が指摘されています。

さらに、就業意識の低い若年無業者（ニート）やいじめ・不登校のなど、若者の抱える困難も多様化しており、生きづらさや様々な困難に直面するこども・若者に対する支援の重要性が増しています。

本市では、全てのこども・若者とその家族を支える相談支援体制と社会保障体制の充実を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	ヤングケアラー支援事業（新規）（再掲）	ヤングケアラーとして支援を必要としているこどもを学校の協力のもと調査を実施し、より詳細な実態把握に努めます。併せて、必要とされている支援について検討を進めます。	子育て支援課
2	早期発見・早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	発達障害児や発達に課題のあるこどもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、こどもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。	こども家庭センター
3	本庄市要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、問題を抱える児童とその家庭に対する情報の共有を頻繁に行います。緊急事態発生時における構成団体の迅速な対応につなげるため、対象児童の最終安全確認日等について、所属先から聴取した内容の報告を行います。	こども家庭センター
4	家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。 困難ケースには、複数でケース対応にあたる一方で、定例訪問等は単独でも活動できるように、相談員のスキルアップを図ります。	こども家庭センター
5	支援対象児童等見守り強化事業	支援を要するこどもの居宅家庭を訪問し、食料・食育の提供、学習支援、生活指導等を通じて、継続的なこどもの見守り体制強化を図ります。	こども家庭センター
6	障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	専門職や関係機関との連携のもと、適宜事例検討会や連携会議など情報の共有を図りながら、障害がある児童又は障害の可能性がある児童及び保護者を支援します。	こども家庭センター 障害福祉課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受け入れ保育所に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	保育課
8	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮状態やそのおそれのある世帯を対象に、こどもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、こどもの将来の自立に必要な基礎能力の習得を支援します。 こどもの学習・生活支援事業を継続し、貧困の連鎖を予防します。	生活支援課
9	ひきこもり相談	生きづらさを抱えるひきこもり本人やその家族からの相談を専門の相談員が受け付け支援を行います。	生活支援課
10	自立支援医療制度（育成医療）	育成医療制度を実施することにより、障害のある児童に対し、障害の程度を軽くしたり取り除くなど生活の能力を高めるために必要な医療を受けることへの経済的負担を軽減します。	障害福祉課
11	障害児通所支援給付事業	障害がある児童又は療育が必要な児童が、訓練や支援を提供する障害児通所支援を利用した際の費用を支給します。 障害の特性に応じた利用につながるよう、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービス確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。	障害福祉課
12	補装具・日常生活用具給付事業	障害がある児童が、必要な補装具及び日常生活用具の購入等をした際の費用を支給します。 児童の補装具等は、身体機能の補完や代替えとなり、日常生活や社会生活の向上を図れるよう、慎重な判断を要するため、児童・家族、関係者、機関と緊密に連携をとり、迅速かつ適切な用具の支給に努めます。	障害福祉課
13	在宅障害者支援事業	心身障害児（者）生活サポート事業など様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。 在宅障害児に対する生活支援（外出援助、一時預かり、出張介護サービス）を提供し、在宅生活を支援します。	障害福祉課

	主な取組	取組の概要	担当課
14	重度心身障害者医療費支給制度	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を支給します。 制度の周知を図り、医療費の助成を継続することで、障害児やその家族の負担軽減に努めていきます。	障害福祉課
15	障害者手帳制度	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように内容の周知を図り、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得を支援します。 個々の相談内容に応じ、手帳の取得により受けられるサービス内容等詳細な説明をすることで、必要な支援につなげます。	障害福祉課
16	障害者手当支給事業	重度障害がある児童の世帯の経済的・精神的負担の軽減のため、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、特別児童扶養手当を支給します。 窓口やホームページでの周知を徹底することで、対象となる方がもれなく制度を利用できるよう努めます。手当を支給することで、在宅で生活を送る障害児やその家族の経済的負担の軽減を図ります。	障害福祉課 子育て支援課
17	障害者相談支援事業	障害児の保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な支援を行います。 相談支援を障害の種別ごとに社会福祉法人へ委託することにより、より専門性の高い相談を受けられる体制を維持します。また、基幹型相談支援センターの安定的な運営を支援し、機能強化を図ることにより地域における相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
18	在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金	医療的ケアが必要な重症心身障害児等を介護する家族の負担軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対し、補助金を交付することでレスパイトケアの利用促進を図ります。 また、障害児の家族がレスパイトケアを利用しやすい環境整備と負担軽減に努めます。	障害福祉課
19	児童発達支援等の利用に係る多子世帯補助金（多子世帯児童発達支援等利用負担額補助）	第3子以降の障害児が児童発達支援等を利用した際に要した自己負担額を助成します。 サービスの適切な利用と、子育てに係る経済的負担軽減を図ります。	障害福祉課

	主な取組	取組の概要	担当課
20	就学前障害児の発達支援 無償化	引き続き、こども施策の動向に注視し、対象年齢の利用者負担の無償化を継続し、利用を希望する方が適切にサービスを受けられるよう努めます。	障害福祉課
21	児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備	関係機関との協議を重ね、児童発達支援センター等を中心とした障害者支援の中核機関の児玉郡市共同設置に向け、検討します。	障害福祉課
22	特別支援教育推進事業	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小中学校に特別支援教育補助教員、学校生活支援員等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
23	ふれあい教室	不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をするほか、社会性を身につけさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。学校の教育相談担当やさわやか相談員、アシスタントティーチャーとの連携の充実に努めます。	学校教育課
24	学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課
25	校内教育支援事業 (アシストルーム)	生徒の新たな居場所を確保し、学習や社会的自立に向けた支援を図るため、市立中学校に校内教育支援センター（アシストルーム）を設置し、支援員を配置しています。不登校の問題の解消等を目指すとともに、市内中学校の教育の充実に図ります。	学校教育課

2-3 未来を切り拓くこども・若者の応援

住民基本台帳による令和7年2月1日時点の本市の総人口は76,651人となっていますが、うち外国人の人口は3,279人で総人口のおよそ4.3%を占めています。総人口が減少傾向で推移する一方で、外国人人口は増加を続けており、地域社会の多文化共生や国際交流が進んでいます。

また、コロナ禍において多様な働き方が促進されリモートワークが一般化してきたことにより、地方移住やSOHOビジネスが注目されており、地方における次世代を担うこども・若者の活躍が期待されます。

本市では、異文化や多様な価値観、伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力等を培う教育や教養教育等を推進し、広く社会で活躍できるこども・若者の育成を推進するとともに、こども・若者の起業・社会参画・社会貢献活動を応援します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子育てサークル等への活動支援事業	地域の子育て支援団体等と連携し、乳幼児の保護者向け支援講座やイベントの実施など、地域社会でこどもの成長を見守る取組を支援します。	子育て支援課
2	青少年平和学習事業	市内の公私立中学校の2年生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことで、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てる青少年平和学習を実施します。	秘書課
3	本庄市国際交流協会への補助事業	本庄市国際交流協会への外国人の入会を促し、様々な国の方との交流の場となるよう働きかけます。 こどもに関連する制度や学校生活を送る上での決まりや注意事項などについて、多言語での周知を図ります。	市民活動推進課
4	総合的な学習時間の支援事業	各本庄市立小中学校の年間計画に基づき、本庄早稲田国際リサーチパークや社会福祉協議会と連携しながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の充実を図ります。	学校教育課
5	市民総合大学推進事業	市内外の教育関係機関等と連携し、専門知識を有する講師により、多様な学びを提供します。こどもたちの知的好奇心を育むことで、世代間交流・異学年交流を促進し、未来を担う人材育成を推進します。	生涯学習課

2-4 こども・若者の成長のための社会環境の整備

共働き世帯や核家族世帯の増加、子育ての孤立化により、家族で過ごす時間の減少や子育てに関する知識・支援の不足を招きやすくなっています。

本市では、家庭教育支援の充実や魅力ある学校づくりを推進するとともに、全てのこども・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所の充実を推進するとともに、地域住民の参画を得て行う体験・交流活動の充実を図ります。

また、家族で過ごす時間、父母等がこども・若者と向き合う時間、若者が自己啓発、地域活動等を行うための時間等の増加や、困難な状況を抱える若者の自立・社会参加等に資するよう、テレワーク等の多様で柔軟な働き方や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保等に向けた取組を推進します。

さらに、少子化により社会を担うこども・若者の減少が深刻化していることから、少子化の背景にある結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因について分析を行い、子育て世代や子育てに不安を抱える若者世代に向けた取組や施策の充実を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子育て支援講座	地域の子育て支援団体等と連携し、乳幼児の保護者向け支援講座などを実施し、地域社会でこどもの成長を見守る取組を支援します。	子育て支援課
2	児童センター設置事業	老朽化が進む前原児童センター、日の出児童センターについて公共施設の見直し方針に基づき施設整備について検討を進めます。日の出児童センターについては、近隣の公民館との複合化施設とすることを検討します。施設整備の際は、こどもの意見も取り入れる機会を設け、こども自身が使いやすい施設とすることを目指します。	子育て支援課
3	パパ・ママ応援ショップ事業	子育てに協力的な環境整備策の一つとして、県事業の「パパ・ママ応援ショップ」事業を継続します。民間の事業所に協力依頼をすることで子育て中の家庭に対する多様な支援に取り組みます。また、積極的な情報発信に努め、事業の周知に努めます。	子育て支援課
4	赤ちゃんの駅事業	子育てしやすい環境整備として、引き続き「赤ちゃんの駅」を始めとするおむつ替えスペース、授乳スペースの確保に努めていく必要があります。従前より、男性の育児参加が進んでいる中、男性が使うことへの配慮を進めていく必要があります。ハード面の整備だけでなく、情報提供を含め、利用しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課

	主な取組	取組の概要	担当課
5	防犯灯設置推進事業	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
6	こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
7	ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	子どもを育てる保護者の就労状況の改善や若者の就労状況の改善について市民及び事業者へ啓発することで、子どもを育てやすい、子育てについて希望を持てる地域社会としていくことを目指します。	商工観光課 子育て支援課
8	労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工観光課
9	バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化の推進を目指します。	道路整備課
10	公園整備事業	老朽化した遊具やベンチ、トイレ等の施設の更新を進め、こどもの安全な遊び場を確保し、こどもの健全な成長につながるよう公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
11	デマンドバス	子ども・若者を含む全ての利用者にとって使いやすい公共交通サービスへの見直しや環境整備等を行い、デマンドバス予約のキャンセル数の削減や利用満足度の改善を目指します。	都市計画課
12	シックハウス対策事業	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないよう建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすいこどもの健康被害を防止します。 建築確認を担う指定確認検査機関との連携を図りながら完了検査受験率の向上に努め、こどもの健康被害を防止します。	建築開発課
13	親の学習推進事業	子育て中の保護者を対象とした親の学習講座（家庭教育に関する学習講座）の実施を中心に、家庭における教育力の向上を目指します。市内小中学校・保育所・幼稚園・子育て支援施設等を会場として親の学習講座を開催するほか、市が独自に作成した「親の学習手引書」を子どもがいる家庭に配付し、多くの親に学びの機会を提供します。	生涯学習課

	主な取組	取組の概要	担当課
14	本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かした多様な講座を開催します。学校施設を学びの場として利用し、地域で交流する機会を提供することで、生涯学習を推進します。	生涯学習課
15	本庄市立小学校 PTA 家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、当該学校に通う保護者を対象として多様な講座を開催します。保護者間のつながりや情報交換の機会を提供することで家庭教育を推進します。	生涯学習課

公園整備事業の取組

こどもの遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図ります。

【市内の公園や整備事例の紹介】



若泉運動公園：ランニングコース舗装（令和6年度整備）



若泉運動公園：寄贈された遊具等の設置



本庄総合公園：ふわふわドーム



マリーゴールドの丘公園：イルミネーション



蛭川農村公園：花壇設置と市民協働の花植え



吉田林児童公園：トイレ更新

2-5 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

住民基本台帳に基づく本市の人口構造では、65歳以上の高齢者人口の割合が増加傾向であるのに対し、15～64歳の生産年齢人口の割合が減少傾向で推移しています。

少子高齢化は、こども・若者の成長を支える担い手の減少につながるだけでなく、担い手や組織の硬直化にもつながることが指摘されており、新たな担い手が参入しにくくなることが懸念されます。

本市は、「地域のこども・若者は地域で育てる」との観点から、こども・若者の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成・確保を推進するとともに、こども・若者の抱える問題の多重化・複雑化を踏まえ、専門分野を横断した研修の充実、専門分野や組織の枠を超えた連携・協働、円滑な情報共有を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。また、活動推進のために、積極的な情報発信に努めます。	地域福祉課
2	主任児童委員部会活動	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助及び協力と関係機関との連絡調整により、児童委員と一体の活動を行います。また、活動推進のために、積極的な情報発信に努めます。	地域福祉課
3	保護司（保護司会）活動	犯罪をした人や非行のある少年の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援を行います。	地域福祉課
4	学校運営協議会の運営	市内全校に設置されている地域住民と保護者等から構成される学校運営協議会において、学校、保護者、地域がともに意見を出し合い連絡、協議による学校づくりを行います。	学校教育課
5	保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
6	不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	児童・生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等の作成・見直しを行い、これらに基づく研修・訓練を実施することで、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	スポーツ少年団の育成	こどもたちの自由時間活動において、スポーツを中心とした活動を行い、青少年期における人間形成や健康な身体と心を育むことができるよう、活動団体となる本庄市スポーツ少年団の活動を支援し、団体の育成を図ります。	スポーツ推進課

ワンポイントコラム・・・スポーツ少年団とは？

Q

スポーツ少年団って、どんな組織ですか？

A

スポーツ少年団は、小学生から高校生までのこどもたちが参加するスポーツクラブで、日本全国に広がっています。地域ごとに運営されていて、こどもたちが楽しくスポーツを学びながら成長することを目的としています。

Q

技術向上だけでなく、心身の発達や人間性の育成にも力を入れているんですか？

A

1960年代の高度経済成長期に、地域社会の結びつきが弱まる中で、こどもたちが地域との関わりを持つことが重要だと考えられました。

スポーツを通じて地域との交流が生まれ、家族ぐるみで活動に参加することでコミュニケーションが活性化します。

Q

具体的にはどんなスポーツをやっていますか？

A

野球やサッカー、バスケットボールなどの球技や、体操、武道など様々なスポーツを行っています。

Q

指導者の役割を教えてください

A

指導者は技術だけでなく、スポーツマンシップやマナー、リーダーシップの育成も行っています。これらの経験は将来の社会生活にも役立ちます。

Q

スポーツ少年団の魅力は何ですか？

A

最大の魅力は「スポーツを楽しむ」ことです。勝利や成績も大切ですが、まずは楽しむことが重要です。楽しみながら体を動かすことで、自信や自己肯定感が育まれます。未来の日本社会を支えるこどもたちが、健全に成長することを期待しています。

基本目標3 こどもの貧困の解消

こどもの貧困解消に関すること

3-1 教育の支援と教育機会の確保

家庭や生まれ育った環境の違いにより、学ぶ意欲のあるこども・若者の教育を受ける権利や機会が制限されることのないよう、本市では、こども及び子育て当事者に対して様々な教育機会確保のための支援を行っています。

引き続き、誰一人取り残すことなくこども・若者の教育機会の確保を図り、将来的な貧困の予防・教育の機会均等の保障を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	支援対象児童等見守り強化事業（再掲）	支援を有するこどもの居宅家庭を訪問し、食料・食育の提供、学習支援、生活指導等を通じて、継続的なこどもの見守り体制強化を図ります。	こども家庭センター
2	幼保無償化事業	幼児教育・保育に係る費用を無償化します。 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図ります。 子育て中の保護者の経済的負担の軽減は、子育て施策全体及び国・県・近隣自治体の動向を踏まえた上で検討していきます。	保育課
3	子どもの学習・生活支援事業（再掲）	生活困窮状態やそのおそれのある世帯を対象に、こどもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、こどもの将来の自立に必要な基礎能力の習得を支援します。 こどもの学習・生活支援事業を継続し、貧困の連鎖を予防します。	生活支援課
4	子どもの学習・生活支援事業に係る大学等受験料等補助事業	事業を利用する生活保護世帯・生活困窮者世帯等の中学3年生及び高校生等のこどもの親及び養育者を対象に大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行うよう検討しています。	生活支援課
5	こども環境教室（再掲）	川の水生生物調査等を実施し、こどもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
6	特別支援教育推進事業（再掲）	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小中学校に特別支援教育補助教員、学校生活支援員等を配置し、障害を抱えるこどもへの支援を行います。	学校教育課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	中学生社会体験チャレンジ事業（再掲）	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。商工会等との連携を図り、受け入れ先事業所の確保も進めます。	学校教育課
8	ふれあい講演会（再掲）	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
9	学校教育における「食育」推進事業（再掲）	学校教育課程において給食指導や教科等を通して、こどもたちに食と健康との関連を身につけさせていきます。	学校教育課
10	本庄市就学援助制度	市内に居住し、本庄市立の小・中学校に在籍している児童生徒及び入学予定の保護者で、教育委員会が援助を必要と認める人に小・中学校で必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
11	本庄市入学準備金貸付制度	経済的な理由により高校、大学などへの進学が困難なこどもを持つ保護者で、教育委員会の要件を満たす人に対して、入学に必要な費用の貸付を行います。	学校教育課
12	本庄市育英資金貸付制度	就学意欲と能力がありながら、経済的な理由により高校・大学等での就学が困難な生徒・学生で、教育委員会の要件を満たす人に対して就学に必要な費用の貸し付けを行います。	学校教育課
13	子ども体験教室（再掲）	地域で体験することが少なくなった伝統文化や季節の行事等、学校や家庭では体験することができない多様な講座を開催します。こどもたちにとって公民館が安全・安心な居場所となり、地域とこどもたちをつなぐコミュニティづくりを推進します。	生涯学習課
14	スポーツ・レクリエーション教室（再掲）	こどもたちがスポーツ・レクリエーション活動に興味関心を持ち、自発的に取り組む場所と機会を提供するため、各スポーツ関係団体（本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団、本庄市スポーツ推進委員協議会）と連携して、こどもや未経験者でも参加できるスポーツ・レクリエーションの教室及びイベントを開催します。	スポーツ推進課

3-2 こどもとその保護者等の社会的孤立の防止

本市では、妊娠・出産期から子育て期に至るまで、切れ目ない相談支援を行っています。

特に、生活困窮世帯では、子育てにおいて様々な不利を背負うばかりでなく、社会からの孤立により、必要な支援が受けられず、一層困難な状況となりやすいため、引き続き、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、こども及びその保護者との交流の機会等の確保や居場所づくりの支援等、生活の安定を支える取組を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	こどもの貧困への理解促進（新規）	こどもの貧困を社会問題として捉えることについて、地域の理解が得られるよう周知啓発します。	子育て支援課
2	未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業	関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じて様々なニーズに対する支援や不安の軽減に努め、健やかな成長への支援及び子育てに関する支援を行うことで、児童虐待防止につなげます。	こども家庭センター
3	養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。	こども家庭センター
4	こども家庭センターの充実（再掲）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
5	住居確保給付金	離職等により住居を喪失するおそれのある生活困窮者を対象に家賃相当分の住居確保給付金を支給し、併せて就労支援を行い、自立につなげます。	生活支援課
6	就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な状況にある被保護者又は生活困窮者を対象に、就労のための基礎能力を習得できるよう支援します。	生活支援課
7	家計改善支援事業	家計管理に問題がある被保護者又は生活困窮者を対象に、家計管理の必要性の理解や家計簿の作成、支出内容の確認、支出計画の作成等を支援し、対象者の行動変容につなげます。	生活支援課

	主な取組	取組の概要	担当課
8	一時生活支援事業	住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者を対象に衣食住等を提供し、日常生活を営むのに必要な支援を実施します。併せて就労支援を行い、自立につなげます。	生活支援課

ワンポイントコラム・・・ こどもの貧困とは？



こどもの貧困とは何ですか？



こどもの貧困とは、経済的な理由で必要な教育や生活環境が整わない状態のことを言います。具体的には、食事や衣服、学用品が十分に得られないことが含まれます。



貧困の連鎖とはどういうことですか？



貧困の連鎖とは、家庭が貧困であることがこどもにも影響を及ぼし、次世代も同様の状況に陥ることを言います。学びや体験の機会が限られることで、将来的に悪影響を及ぼす可能性があります。



市や地域ではどのような取り組みが行われていますか？



市や地域では、学習支援やこども食堂など、経済的に困難な家庭を支援する様々な取組が実施されています。また、市や地域の皆さんが協力して、こどもたちが安心して成長できる環境を整えることが大切です。

3-3 経済的支援と保護者の就労支援の充実

貧困の連鎖を断ち切るためには、子育て世帯の安定的な経済基盤を築くことが重要です。

また、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるよう保護者の就労支援等を通じた自立支援が求められます。

本市は、教育費の負担軽減や児童手当の適切な支給、その他の生活支援を行うとともに、保護者の職業生活の安定と向上につながる各種自立支援を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子ども医療費支給事業	0歳から18歳の年度末までのこどものいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。 関係各課と連絡を密にして、受給漏れや医療費の過誤払いをなくすように努めます。	子育て支援課
2	未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。 制度に基づき、適正な事務の執行を図ります。	子育て支援課
3	児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から18歳になった後、最初の3月31日までのこどもを養育している者に手当を支給します。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行い、適切な支給を行います。	子育て支援課
4	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、副食費等を助成します。	保育課
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費）	幼児教育・保育の無償化制度に基づき、未移行幼稚園・認可外保育施設へ通う第3子以降のこどものいる世帯と世帯の所得状況を勘案して一定額以下の該当世帯に対して、副食費を助成します。	保育課
6	資格・技術取得情報提供事業	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工観光課
7	内職情報提供事業	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工観光課

基本目標 4 社会における子育て支援環境の向上

母子保健・自立支援に関すること

4-1 切れ目ない相談支援体制の充実

近年、全国の出生数は右肩下がりで減少しており、「埼玉県の人口動態概況」によると、令和5年における本市の合計特殊出生率は埼玉県及び全国の水準を下回っています。

社会では、出産・育児に対する不安や晩婚化・未婚化が広がっているほか、不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等の課題も指摘されており、妊娠・出産から産後・子育て期に至るまでの切れ目ない相談体制の構築と、母子の適切な健康管理が求められます。

本市では、妊娠・出産に係る不安の解消と、産前・産後・子育て期に至るまでの母子の健康を守る取組として、各種相談支援窓口を設置しています。

引き続き、相談支援の充実を図るとともに、関係機関の連携体制を強化し、母子の健康維持を推進します。また、支援が必要な子どもや保護者の早期発見に努め、アウトリーチ型支援の充実を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子育て情報誌提供事業	市の子育て関連情報の積極的発信に努めます。電子版情報ガイドについて利用を促すため、広報への掲載や市公式 LINE での発信等様々な機会を捉えて周知に努めます。また、継続的発行が可能となるよう、広告主の確保について発行者と協力して取り組みます。	子育て支援課
2	すくすくメール配信事業	より効果的に妊娠時から出産・子育て期までの情報発信を行うため、これからの子育て世代のニーズに合わせたシステムの導入について総合的に検討します。同時に、妊娠時からの母子に関するデータを記録する母子手帳についても、国の動向や他自治体での導入例を踏まえて、電子化に向けた検討を進めます。	子育て支援課
3	つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親が打ち解けた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。 乳幼児とその保護者が気軽に遊びに來たり、子育てについて相談したりできる環境を整え、あそびの講座の内容の充実を図ります。	子育て支援課

	主な取組	取組の概要	担当課
4	こども家庭センターの充実（再掲）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
5	未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業（再掲）	関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じて様々なニーズに対する支援や不安の軽減に努め、健やかな成長への支援及び子育てに関する支援を行うことで、児童虐待防止につなげます。	こども家庭センター
6	養育支援訪問事業（再掲）	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。	こども家庭センター
7	個別相談・教室・巡回支援等事業	発達障害児や発達に課題のあるこどもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、こどもの発達を促すための支援をしていきます。	こども家庭センター
8	両親学級「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心して出産に臨めるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	こども家庭センター
9	育児学級「ラッコクラス」・「コアラクラス」	心身の成長発達が著しい2～4か月児の保護者及び6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、身体やことば・心の発達・こどもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援します。	こども家庭センター
10	育児講座開催事業（新規）	児童福祉や、こどもの養育に関わる方々の、その時々ニーズを捉え、育児における悩みに対処する知識や心の持ちよう等、役立つ内容を提供します。	こども家庭センター

	主な取組	取組の概要	担当課
11	特定妊婦等に対する支援	母子手帳を交付し、全ての妊産婦・子育て世帯と接点をもつことができる母子保健係から、様々な理由により支援が必要な妊産婦（特定妊婦）やその家庭の情報を、児童虐待対応を受け持つこども相談係と、合同ケース会議等を行います。その上で情報を共有し、要保護児童対策地域協議会へ取り上げる等などして、速やかな支援につなげていきます。	こども家庭センター
12	妊娠・出産応援交付金事業	妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して過ごしていただけるよう、伴走型の妊婦等包括相談支援と併せて、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用するための経済的支援を実施しています。 伴走型支援と経済的支援である妊娠・出産応援交付金の給付を行いながら、子育て世帯が地域で安心して生活できるように、引き続き妊婦や子育て世帯に寄り添った支援を行います。	こども家庭センター
13	子育て支援金	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、生まれて初めてされる住民登録が本市となる児童の養育者に対し支援金を給付します。 今般の物価高騰は子育て世帯の家計を圧迫していることから、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る目的として、引き続き実施します。	こども家庭センター

4-2 母子保健の充実

本市では、各種健診、歯科検診等を通じた母子の健康管理を支援していますが、予期せぬ妊娠や社会において進行する晩婚化により、母子の健康管理の重要性が増しています。

引き続き、母子の健康維持に努めるとともに、必要に応じて適切な医療や療育につなげられる体制を維持します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	妊婦健康診査	妊婦一般健康診査や HIV 検査、超音波検査などを行うことで、健やかな妊娠と出産を支援します。	こども家庭センター
2	乳幼児健康診査	4 か月児健康相談、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の実施を通じて、乳幼児の発育・発達状況の確認や疾病の早期発見、健康の保持増進及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、受診後の継続的なフォローを行います。	こども家庭センター
3	乳幼児健康相談事業	10 か月児健康相談、2 歳児健康相談、5 歳児健康相談、ひまわり相談、電話相談を実施します。保健師、看護師、栄養士など専門職による個別相談や母子関係形成に向けた集団指導等を行い、乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を図ります。	こども家庭センター
4	妊婦歯科検診・乳幼児歯科健康診査・歯科健康相談事業	妊婦を対象に、医療機関において妊婦歯科検診を実施します。幼児を対象に 1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児健康相談、3 歳児健康診査の際に同時に実施します。また、2 歳 6 か月児～5 歳児を対象とし、医療機関において幼児個別歯科健診を実施します。歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を継続的に実施することにより、歯科・口腔の健康増進を図ります。	こども家庭センター
5	母子生活支援施設への入所支援事業	家庭内暴力等様々な事情により保護が必要又はこれに準じる家庭の母子の支援施設への入所を支援し、保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。 事案の発生時には、委託先と連携し、入所者の安全と自立に向けて、生活支援を行います。	こども家庭センター

	主な取組	取組の概要	担当課
6	こども家庭センターの充実（再掲）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
7	養育支援訪問事業（再掲）	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。	こども家庭センター
8	妊タマコール	妊婦の体調の確認や妊娠や胎児に係る心配事等に関する電話相談を行い、安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう必要な支援へとつなぎます。	こども家庭センター
9	不妊治療費助成金支給事業	不妊に悩む夫婦の不妊症検査、不妊検査・治療費に対し助成金を交付することにより、経済的負担を軽減します。また、必要に応じて心配事等に対する相談に応じます。	こども家庭センター
10	休日急患診療所運営事業	休日等の内科系の急患に対応するため、保健センター内で診療所を開設する本庄市児玉郡医師会に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
11	第二次救急医療病院輪番制運営事業	休日、夜間に比較的高度の医療を必要とする救急患者を輪番制で受け入れる本庄市児玉郡医師会に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
12	在宅当番医制運営事業	休日等の外科系の急患に対応するため、在宅当番医制による診療を行う本庄市児玉郡医師会に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
13	就学時健康診断事業	小学校新1年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課
14	定期健康診断事業	市内小中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課

4-3 ひとり親家庭への支援

家族形態が多様化する中、ひとり親家庭で育つ子どもやその保護者への支援が重要性を増しています。

ひとり親家庭の支援においては、こどもの幸せを第一に考えることが必要であるほか、ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな支援と自立の支援を同時に行っていくことが求められます。

市では、ひとり親家庭で育つこどもの支援とその保護者の自立に向けて、一定の要件を満たす世帯に対する各種支援を行っており、引き続き、適切な支援を届けるとともに、各種制度の周知を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給を行います。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行い、適切な支給を行います。	子育て支援課
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。 関係各課と連絡を密にして、受給漏れや医療費の過誤払いをなくすよう努めます。	子育て支援課
3	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける埼玉県の制度で、市が申請の受け付けを行っています。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行っていきます。	子育て支援課
4	特定者用JR定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者（同一世帯員を含む。）がJR 定期乗車券割引制度を利用する際の申請受け付け及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。 制度周知のため、今後も広報掲載及び窓口にて制度説明を行っていきます。	子育て支援課
5	母子家庭等自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け、経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する際の講座受講料の一部や修学促進費を支給します。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行っていきます。	子育て支援課

4-4 育児と家庭生活の両立支援の促進

男女共同参画が促進され、社会で活躍する女性が増えています。共働き・共育ての子育て世帯が増えたことにより、育児と家庭生活の両立に対する支援が求められています。

国による長時間労働の是正や働き方改革の推進により雇用環境は改善傾向にありますが、父親の育児休暇取得率の低さや、長時間労働が常態化してしまうケースがあるなど、育児と家庭生活の両立が難しい家庭も少なくありません。

本市は、市内事業者に対して雇用環境の改善やワーク・ライフ・バランスの適正化に資する各種啓発を行い、育児と家庭生活の両立を促進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	公立学童移転事業（新規）	老朽化が進む前原児童センター、日の出児童センターについて公共施設の見直し方針に基づき施設整備を進めます。令和 10 年度に中央小学校敷地内へ前原学童保育室の移転を進めます。また、東小学校敷地内への日の出、寿、藤田学童保育室の移転については、令和 13 年度の学校統合予定を目指して検討を進めます。	子育て支援課
2	保育サービスに係る情報提供事業	保育サービスに関する積極的な情報提供を行い、利用者が保育サービスを選択しやすくします。	保育課
3	男女共同参画推進事業	一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、ともに協力し、社会の様々な分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。 男女共同参画意識啓発のためのセミナーについては、ニーズに合わせて内容を変えて引き続き開催します。また、誰もがいきいきと暮らすことのできる環境づくりを進め、意識啓発を図ります。	市民活動推進課
4	ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業（再掲）	こどもを育てる保護者の就労状況の改善や若者の就労状況の改善について市民及び事業者へ啓発することで、こどもを育てやすい、子育てについて希望を持てる地域社会としていくことを目指します。	商工観光課 子育て支援課
5	労働時間の短縮啓発事業	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動にともに参加することができるよう、事業所に対する啓発を図ります。	商工観光課
6	男性の育児休業取得推進事業	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員への啓発を図ります。	商工観光課

基本目標5 子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援に関すること

5-1 教育・保育事業のサービス提供体制の確保

(1) 教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画では、市全体での子ども・子育て支援のあり方を検討していく必要性から、全市を1つとする提供区域を設定しています。

本計画においても、引き続き市全域を1つの教育・保育提供区域とし、サービス提供体制確保・充実を図るものとします。

(2) 児童数の推計

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	413	409	404	400	396
1歳	442	436	431	426	422
2歳	440	454	448	443	438
3～5歳	1,463	1,440	1,404	1,379	1,383
3歳	479	446	460	454	449
4歳	505	489	455	470	464
5歳	479	505	489	455	470
6～11歳	3,521	3,416	3,352	3,260	3,132
6歳	525	485	511	495	461
7歳	595	530	490	517	500
8歳	597	600	535	495	522
9歳	601	600	603	538	497
10歳	593	606	605	608	542
11歳	610	595	608	607	610
計	6,279	6,155	6,039	5,908	5,771

※ 住民基本台帳による人口実績に基づく、コーホート変化率法による推計。

(3) 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「教育・保育事業の【必要利用定員数（量の見込み）】」を設定します。

将来推計児童数及び現在の教育・保育の利用実績や保護者の利用希望等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

また、設定された量の見込みに基づき、本市の【サービス提供体制（確保方策）】を設定します。

■認定区分別の必要利用定員数（量の見込み）■

単位：人

	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	282	278	271	266	267
2号認定	3～5歳	1,058	1,041	1,015	997	1,000
認定こども園 幼稚園	3～5歳	0	0	0	0	0
認定こども園 保育所	3～5歳	1,058	1,041	1,015	997	1,000
3号認定	0～2歳	618	622	614	608	600
認定こども園 保育所	0歳	66	65	64	64	63
	1歳	273	269	266	263	260
地域型保育	2歳	279	288	284	281	277

■サービス提供体制（確保方策）：1号認定■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	324	350	350	350	350
認定こども園	264	290	290	290	290
うち私立幼稚園 →認定こども園	221	247	247	247	247
うち私立保育所 →認定こども園	43	43	43	43	43
幼稚園（私立）	60	60	60	60	60
幼稚園（公立）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	305	200	200	200	200
1号認定計	629	550	550	550	550

■サービス提供体制（確保方策）：2号認定■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	1,234	1,264	1,264	1,264	1,264
認定こども園	378	408	408	408	408
うち私立幼稚園 →認定こども園	126	156	156	156	156
うち私立保育所 →認定こども園	252	252	252	252	252
保育所	856	856	856	856	856
認可外（地方単独事業）	0	0	0	0	0
2号認定計	1,234	1,264	1,264	1,264	1,264

■サービス提供体制（確保方策）：3号認定（0歳）■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	183	186	186	186	186
認定こども園	58	61	61	61	61
うち私立幼稚園 →認定こども園	18	21	21	21	21
うち私立保育所 →認定こども園	40	40	40	40	40
保育所	125	125	125	125	125
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1
3号認定（0歳）計	185	188	188	188	188

■サービス提供体制（確保方策）：3号認定（1歳）■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	265	273	273	273	273
認定こども園	99	107	107	107	107
うち私立幼稚園 →認定こども園	33	41	41	41	41
うち私立保育所 →認定こども園	66	66	66	66	66
保育所	166	166	166	166	166
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1
3号認定（1歳）計	267	275	275	275	275

■サービス提供体制（確保方策）：3号認定（2歳）■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	308	316	316	316	316
認定こども園	114	122	122	122	122
うち私立幼稚園 →認定こども園	42	50	50	50	50
うち私立保育所 →認定こども園	72	72	72	72	72
保育所	194	194	194	194	194
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1
3号認定（2歳）計	310	318	318	318	318

(4) その他の取組

	主な取組	取組の概要	担当課
1	民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	保育課
2	私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、こどもの教育環境の改善を図ります。 また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図ります。	保育課
3	保育所施設整備助成事業	一定の基準や条件を満たす場合には、保育所等の園舎の新築・増改築の整備に対して助成します。	保育課
4	保育人材確保事業	保育の受け皿整備に伴い、必要となる保育人材の確保のための取組を実施します。	保育課

保育事業（市立保育所）の取組

保育所は、家庭や地域社会と連携を図りながら、仕事や病気などの理由によりご家庭でこどもの保育ができない場合に保育を行うところです。そのため、保育所では日々愛情と正しい知識・技術を持って、くつろいだ雰囲気の中で保育にあたっています。



本庄市立いずみ保育所

利用定員：90人

所在地：〒367-0061

本庄市小島5-5-45

電話：0495-22-4891

子育て支援センターを併設しています。また、一時預かり保育や病後児保育も行っています。



本庄市立久美塚保育所

利用定員：90人

所在地：〒367-0212

本庄市児玉町児玉2351-1

電話：0495-72-4386

一時預かり保育を行っています。また、「久美塚文庫」と称して、園児には保育所の絵本を貸し出しています。

5-2 子ども・子育て支援事業のサービス提供体制の確保

「教育・保育事業」と同様に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の【必要利用定員数（量の見込み）】」を設定します。

将来推計児童数及び現在の各事業の利用実績や保護者の利用希望等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

また、設定された量の見込みに基づき、本市の【サービス提供体制（確保方策）】を設定します。

（１）利用者支援事業³

子育て期の色々な悩み事や困り事などについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

本市では、こども家庭センターの窓口を利用者支援専門員を配置し、身近な相談窓口として各種相談の受け付けや情報提供を行うほか、関係機関との連携調整を行っています。

こども及びその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない相談・支援体制を構築します。

■量の見込みと確保方策■

基本型	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（窓口数）	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

こども家庭センター型	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（窓口数）	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

地域子育て相談機関	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（窓口数）	箇所	2	2	2	2	2
確保方策	箇所	0	2	2	2	2

³ 利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」の3類型があります。

基本型：子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援事業や保育所の利用への助言等を行い、地域の関係機関との連絡調整、社会資源の開発等を行う形態

特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用支援を行う形態

こども家庭センター型：保健師等（母子保健）と子ども家庭支援員等（児童福祉）が連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を実施する形態

本市では、「基本型」及び「こども家庭センター型」による利用者支援事業を展開するほか、身近に相談することができる相談機関として児童福祉法に基づく「地域子育て相談機関」の設置を目指し、利用者支援の充実に図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。

本市では、公立・私立の保育所、認定こども園、地域型保育施設 26 園で実施しています。

保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	689	684	671	662	659
確保方策	人	1,996	2,045	2,045	2,045	2,045

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、幼児教育・保育に係る費用に加えて副食費も合わせて無償化することで、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：学童保育所）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

本市では、公立4箇所、民間委託18箇所の計22箇所の放課後児童クラブ（学童保育所）で実施しています。

放課後児童健全育成事業の適切なあり方について検討を進め、学校区ごとの適正な定員数の確保に努めます。また、一部小学校区に設置されている公立の放課後児童クラブ（学童保育室）を公共施設再配置の中で移転する際には、より充実した内容とするため、運営方式の検討を行います。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（合計）	人	1,074	1,026	992	964	931
1年生	人	237	219	231	224	208
2年生	人	295	263	243	256	248
3年生	人	249	250	223	206	218
4年生	人	166	166	166	149	137
5年生	人	81	83	83	83	74
6年生	人	46	45	46	46	46
確保方策	人	965	965	965	1,020	1,020

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに一時的にこどもを預ける事業（ショートステイ事業）です。

本市では、乳児院及び児童養護施設の計5箇所と委託契約を結び実施しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	66	65	64	63	63
確保方策	人日	66	65	64	63	63

※ 本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、保健師・助産師が乳児の体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等の案内を行う事業です。

支援が必要と判断された家庭について、適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供に努めます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	413	409	404	400	396
確保方策	人	413	409	404	400	396
		実施機関：こども家庭センター				

※ 本事業は原則として全ての対象家庭を訪問することを想定したものであり、全戸訪問の体制を確保します。

(8-1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	124	123	121	120	119
確保方策	人	124	123	121	120	119
		実施機関：こども家庭センター				

※ 本事業は養育支援が必要な家庭を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(8-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。

子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、子育て支援センターや市内3箇所の児童センターで実施しているつどいの広場など、市内10箇所で専門職員による子育て世帯に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	11,902	11,938	11,791	11,663	11,543
確保方策（実施箇所数）	箇所	10	10	10	10	10

(10) 一時預かり事業

ア. 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

保護者の都合により幼稚園等での予定の教育時間を超えて保育の必要がある幼児に対し、通園している幼稚園等で一時的に継続して預かり、必要な保育を行う事業です。

本市では、市内の幼稚園・認定こども園において実施しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（合計）	人日	27,464	27,032	26,357	25,887	25,962
1号認定	人日	9,923	9,767	9,523	9,353	9,380
2号認定(幼稚園型)	人日	17,541	17,265	16,834	16,534	16,582
確保方策	人日	27,464	27,032	26,357	25,887	25,962

※ 本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

イ. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本市では、市内の保育所等において実施しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3,205	3,205	3,205	3,205	3,205
確保方策（合計）	人日	22,073	22,073	22,073	22,073	22,073
一時預かり	人日	22,073	22,073	22,073	22,073	22,073
ファミリー・サポート・センター	人日	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	人日	0	0	0	0	0

※ ファミリー・サポート・センターにおける一時預かりについては、「(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」として一体的に実施しています（次ページ参照）。

※ トワイライトステイについては、現在本市では実施されていません。

(11) 病児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業で、病児対応型、病後児対応型、体調不良児型の3つの類型があります。本市では、7箇所の委託施設及び1箇所の公立保育所で、生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に事業を提供しています。

引き続き、保育を必要とする児童が病気や体調不良となった場合に保育所等に付設された専用スペースで保育する体制整備及び利用機会の拡充に向けた事業の広報・啓発に努めます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3,205	3,183	3,123	3,077	3,067
確保方策（合計）	人日	6,057	6,057	6,057	6,057	6,057
病児保育事業	人日	6,057	6,057	6,057	6,057	6,057
病児対応型（1園）	人日	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
病後児対応型（1園）	人日	720	720	720	720	720
体調不良型（6園）	人日	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
ファミリー・サポート・センター（病児対応型）	人日	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童のいる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、互いに一時的な育児等の援助活動を行う事業です。

本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会に委託して事業を提供しています。依頼会員（援助を受けたい人）と援助会員（援助できる人）、両方会員（援助を受け、また援助できる人）を募って事業を提供しています。

利用会員と援助会員のマッチングが難しい状況が発生するケースがあることから、援助会員の確保に向けた対応策について受託者と協議します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	969	968	976	942	886
確保方策	人日	969	968	976	942	886

※ 本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(13) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦健康診査や HIV 検査、超音波検査等を行う事業です。

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。また、受診できる医療機関の拡大に努め、妊婦の利便性の向上と受診機会の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	413	409	404	400	396
確保方策	人	413	409	404	400	396

※ 本事業は原則として全ての妊婦を対象としたものであり、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないですが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないですが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、妊娠時から出産・育児等の見通しを立てるための面接や訪問、継続的な情報提供を行うとともに、妊婦等に寄り添いながら様々なニーズに応じて必要な支援につなぐ切れ目のない伴走型の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,239	1,227	1,212	1,200	1,188
確保方策（合計）	人日	1,239	1,227	1,212	1,200	1,188
こども家庭センター	人日	1,239	1,227	1,212	1,200	1,188
上記以外	人日	0	0	0	0	0

※ 本事業は原則として全ての妊婦を対象としたものであり、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度中の事業開始に向けて市内の教育・保育事業者等との協議・調整を行い、すべての利用希望者を受け入れられる体制の確保を目指します。

なお、令和8年度以降、本事業は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	人日	6	6	6	6	6
	確保方策	人日	—	6	6	6	6
1歳	量の見込み	人日	8	8	8	7	7
	確保方策	人日	—	8	8	7	7
2歳	量の見込み	人日	3	3	3	3	3
	確保方策	人日	—	3	3	3	3

※ 本事業の量の見込み及び確保方策は、一人一月当たりの利用時間を最大10時間と見込み、一月当たりの延べ利用時間数を人数換算したものです。

※ 本事業は全ての利用希望者を対象として実施できるよう、見込み数と同数のサービス提供体制の確保を目指しています。

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	256	253	250	248	245
確保方策	人日	256	253	250	248	245

※ 本事業は原則として全ての産婦を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

5-3 その他の子育て支援事業の推進

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のほか、子ども・子育て支援に資する以下の取組を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	私立幼稚園等子育て支援事業	未就園児及びその保護者を対象とした支援について、保育所・幼稚園を含め実施状況について積極的な情報発信を行い、未就学児を子育て中の保護者が育児に関する情報を得る場所や気軽な悩み相談をできる場所を「知って」「利用する」ことができるよう努めます。	子育て支援課
2	休日保育事業	休日（日曜・祝日）の保育体制の確保に努めてまいります。	保育課
3	私立幼稚園等預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりすることで、保護者のニーズに対応できるように努めます。	保育課
4	多子世帯保育料軽減事業	同一世帯で児童が2人以上いる世帯を対象に、第2子以降の保育料を無償となるよう、検討しています。	保育課
5	多子世帯副食費軽減事業	同一世帯で児童が3人以上いる世帯を対象に、第3子以降の副食費を無償とします。	保育課
6	市長への手紙事業	こども・子育て支援等に関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、情報の共有化を図るとともに多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書課
7	小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町が、休日・夜間に輪番制で小児救急患者を受け入れる病院に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
8	県外小児救急医療後方支援事業	小児初期診療の後方支援として、児玉郡市と公立藤岡総合病院、伊勢崎市民病院とで協定を結び、小児二次救急体制の充実を図ります。	健康推進課

	主な取組	取組の概要	担当課
9	放課後子ども教室	公民館等の公共施設を主な会場として、小学生を対象とした学習支援を行います。地域の人材と協働し、自主学習の支援や、スポーツ・自然・文化芸術体験等の多様な体験活動の機会を提供することによって、こどもたちの自主性・創造性を育むことを推進します。また、異なる年齢のこども同士や地域住民との交流を通して、こどもの社会性を形成し、地域とのつながりを築き、こどもにとって安全・安心な居場所づくりを実現します。	生涯学習課

本庄市放課後子ども教室（本庄市小学生学習支援事業）「学ぼう舎（まなぼうや）」の取組み

「学ぼう舎」は市内6か所の地区公民館を会場として、月2回程度、土曜日の午前中に活動しています（令和6年度現在）。各会場で取組む体験活動は、学ぼう舎の支援者である地域住民が企画・実施しています。学習内容は多岐に渡り、時には地域で活躍する専門家を招くこともあります。こどもたちは、活動の中で楽しみながら学びを深めています。

【令和6年度実施内容の紹介】※一例です。他にも、多くの体験活動を行っています。



本庄西公民館：現役大工さんの木工工作教室



本庄南公民館：みんなで一緒に調理実習



仁手公民館：日本の伝統文化を体験 百人一首



北泉公民館：本物の陶芸粘土で作る陶芸体験



児玉公民館：自然の専門家に教わるどんぐり教室



共和公民館：命を守る着衣泳教室
(地域団体と合同実施)

第7章 計画の推進に向けて

1. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供

(1) 幼児期の教育・保育の一体的利用

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校及び児童福祉施設として認可されています。

市では、令和6年度において認定こども園が9箇所設置されており、1号認定から3号認定までの児童を受け入れています。これまで、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重しつつ、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を推進してきました。

引き続き、保護者の就労環境の変化やこどもの生活環境などの変化などにより、多様化する教育・保育ニーズへの対応を図っていきます。

(2) 幼稚園及び保育所、認定こども園、小学校、関係団体等との連携

本市の幼稚園及び保育所、認定こども園、小学校、関係団体等との連携を強化し、こどもの成長を切れ目なく支援する環境づくりを進めます。

また、保育士の確保、資質向上の支援を推進します。

2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは保護者のニーズに適切に応えるように、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、埼玉県や施設所在地である市町村との連携・情報共有を図り、特定子ども・子育て支援施設等の確認等を適切に行います。

3. ライフステージごとの主な取組

本計画に記載の取組については、以下の「取組の支援対象一覧表」に該当するライフステージにおける支援を重点的に展開します。

なお、ライフステージの区分上、一覧表で該当となっている場合も、年齢等により対象外となる場合があります。また、以下支援対象の該当とならない場合についても、対象を拡大して支援可能となる場合や、市のその他計画等で支援を行っている場合があります。支援の内容や支援対象などの詳細は、担当部署に直接又は市ホームページでご確認ください。

■取組の支援対象一覧表■

	部署	対象となるライフステージ						
		妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
1. こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備 【P62】								
1-1 こどもの権利擁護の推進 【P62】								
1. ヤングケアラー支援事業	子育て支援課					●	●	●
2. ヤングケアラー認知度向上に向けた取組	子育て支援課	●	●	●	●	●	●	●
3. こども家庭センターの充実	こども家庭センター	●	●	●	●	●	●	
4. オレンジリボン運動	こども家庭センター				●	●	●	
5. 本庄市要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター			●	●	●	●	
1-2 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備 【P64】								
1. こどもの意見を広く聴取する取組の充実	子育て支援課					●	●	●
2. 居場所づくり	子育て支援課					●	●	●
3. 離婚前後家庭支援事業	子育て支援課			●	●	●	●	
4. 中学生まちづくり議会	秘書課						●	
1-3 こどもの安全対策 【P65】								
1. 交通安全施設設置事業	危機管理課	●	●	●	●	●	●	●
2. 交通指導員配置事業	危機管理課					●	●	
3. 交通安全推進団体支援事業	危機管理課	●	●	●	●	●	●	●
4. 交通安全教室	危機管理課,支所総務課				●	●	●	
5. 防犯活動推進事業	危機管理課	●	●	●	●	●	●	●
6. 放置自転車対策事業	環境推進課,支所環境産業課	●	●	●	●	●	●	●
2. 次世代の健やかな成長の支援 【P66】								
2-1 こども・若者の健やかな育成 【P66】								
1. 児童センター運営事業	子育て支援課	●	●	●	●	●	●	
2. 保育所における「食育」推進事業	保育課				●			
3. 教育機器整備事業	教育総務課					●	●	
4. 学校教育における「食育」推進事業	学校教育課					●	●	
5. 薬物乱用防止教室事業	学校教育課					●	●	
6. 学習サポート事業	学校教育課					●	●	
7. ICT 教育推進事業	学校教育課					●	●	

		部署	対象となるライフステージ						
			妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
	8. ふれあい講演会	学校教育課					●	●	
	9. 中学生社会体験チャレンジ事業	学校教育課						●	
	10. 青少年健全育成事業	生涯学習課					●	●	
	11. 子ども体験教室	生涯学習課					●		
	12. スポーツ・レクリエーション教室	スポーツ推進課					●	●	●
	13. ブックスタート事業	図書館				●			
	14. おはなし会	図書館				●	●		
2-2 困難を有するこども・若者やその家族への支援 【P.69】									
	1. ヤングケアラー支援事業（再掲）	子育て支援課					●	●	●
	2. 早期発見・早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	こども家庭センター			●	●	●	●	
	3. 本庄市要保護児童対策地域協議会（再掲）	こども家庭センター			●	●	●	●	
	4. 家庭児童相談事業	こども家庭センター				●	●	●	
	5. 支援対象児童等見守り強化事業	こども家庭センター				●	●	●	
	6. 障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	こども家庭センター, 障害福祉課				●	●	●	
	7. 障害児保育事業	保育課				●			
	8. 子どもの学習・生活支援事業	生活支援課					●	●	
	9. ひきこもり相談	生活支援課							●
	10. 自立支援医療制度（育成医療）	障害福祉課			●	●	●	●	
	11. 障害児通所支援給付事業	障害福祉課				●	●	●	
	12. 補装具・日常生活用具給付事業	障害福祉課			●	●	●	●	●
	13. 在宅障害者支援事業	障害福祉課			●	●	●	●	●
	14. 重度心身障害者医療費支給制度	障害福祉課			●	●	●	●	●
	15. 障害者手帳制度	障害福祉課			●	●	●	●	●
	16. 障害者手当支給事業	障害福祉課, 子育て支援課			●	●	●	●	●
	17. 障害者相談支援事業	障害福祉課			●	●	●	●	●
	18. 在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金	障害福祉課			●	●	●	●	●
	19. 児童発達支援等の利用に係る多子世帯補助金（多子世帯児童発達支援等利用負担額補助）	障害福祉課				●			
	20. 就学前障害児の発達支援無償化	障害福祉課				●			
	21. 児童発達支援センター等の中核とした障害児支援体制の整備	障害福祉課				●	●	●	
	22. 特別支援教育推進事業	学校教育課					●	●	
	23. ふれあい教室	学校教育課					●	●	
	24. 学校保健委員会事業	学校教育課					●	●	
	25. 校内教育支援事業（アシストルーム）	学校教育課						●	

	部署	対象となるライフステージ						
		妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
2-3 未来を切り拓くこども・若者の応援【P.73】								
1. 子育てサークル等への活動支援事業	子育て支援課			●	●	●	●	
2. 青少年平和学習事業	秘書課						●	
3. 本庄市国際交流協会への補助事業	市民活動推進課	●	●	●	●	●	●	●
4. 総合的な学習時間の支援事業	学校教育課					●		
5. 市民総合大学推進事業	生涯学習課					●	●	●
2-4 こども・若者の成長のための社会環境の整備【P.74】								
1. 子育て支援講座	子育て支援課	●	●	●	●	●	●	
2. 児童センター設置事業	子育て支援課			●	●	●	●	
3. パパ・ママ応援ショップ事業	子育て支援課			●	●	●	●	
4. 赤ちゃんの駅事業	子育て支援課			●	●			
5. 防犯灯設置推進事業	市民活動推進課	●	●	●	●	●	●	●
6. こども環境教室	環境推進課					●		
7. ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	商工観光課, 子育て支援課	●	●	●				●
8. 労働法律相談事業	商工観光課	●	●	●				●
9. バリアフリー推進事業	道路整備課	●	●	●	●	●	●	●
10. 公園整備事業	都市計画課	●	●	●	●	●	●	●
11. デマンドバス	都市計画課	●	●	●	●	●	●	●
12. シックハウス対策事業	建築開発課				●	●	●	
13. 親の学習推進事業	生涯学習課			●	●	●	●	
14. 本庄市立中学校開放講座	生涯学習課						●	●
15. 本庄市立小学校 PTA 家庭教育学級	生涯学習課					●		●
2-5 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援【P.77】								
1. 本庄市民生委員・児童委員協議会	地域福祉課	●	●	●	●	●	●	●
2. 主任児童委員部会活動	地域福祉課	●	●	●	●	●	●	●
3. 保護司（保護司会）活動	地域福祉課						●	●
4. 学校運営協議会の運営	学校教育課					●	●	
5. 保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	学校教育課					●	●	
6. 不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	学校教育課					●	●	
7. スポーツ少年団の育成	スポーツ推進課					●	●	●
3. こどもの貧困の解消【P.79】								
3-1 教育の支援と教育機会の確保【P.79】								
1. 支援対象児童等見守り強化事業（再掲）	こども家庭センター				●	●	●	
2. 幼保無償化事業	保育課				●			
3. 子どもの学習・生活支援事業（再掲）	生活支援課					●	●	
4. 子どもの学習・生活支援事業に係る大学等受験料等補助事業	生活支援課						●	

		部署	対象となるライフステージ						
			妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
	5. こども環境教室（再掲）	環境推進課					●		
	6. 特別支援教育推進事業（再掲）	学校教育課					●	●	
	7. 中学生社会体験チャレンジ事業（再掲）	学校教育課						●	
	8. ふれあい講演会（再掲）	学校教育課					●	●	
	9. 学校教育における「食育」推進事業（再掲）	学校教育課					●	●	
	10. 本庄市就学援助制度	学校教育課					●	●	
	11. 本庄市入学準備金貸付制度	学校教育課						●	●
	12. 本庄市育英資金貸付制度	学校教育課						●	●
	13. 子ども体験教室（再掲）	生涯学習課					●		
	14. スポーツ・レクリエーション教室（再掲）	スポーツ推進課					●	●	●
3-2 こどもとその保護者等の社会的孤立の防止 【P81】									
	1. こどもの貧困への理解促進	子育て支援課			●	●	●	●	
	2. 未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業	こども家庭センター		●	●	●			
	3. 養育支援訪問事業	こども家庭センター				●	●		
	4. こども家庭センターの充実（再掲）	こども家庭センター	●	●	●	●	●	●	
	5. 住居確保給付金	生活支援課							●
	6. 就労準備支援事業	生活支援課							●
	7. 家計改善支援事業	生活支援課							●
	8. 一時生活支援事業	生活支援課							●
3-3 経済的支援と保護者の就労支援の充実 【P83】									
	1. 子ども医療費支給事業	子育て支援課			●	●	●	●	
	2. 未熟児養育医療費支給事業	子育て支援課			●				
	3. 児童手当支給事業	子育て支援課				●	●	●	●
	4. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課				●			
	5. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費）	保育課				●			
	6. 資格・技術取得情報提供事業	商工観光課	●	●	●				●
	7. 内職情報提供事業	商工観光課	●	●	●				●
4. 社会における子育て支援環境の向上 【P84】									
4-1 切れ目ない相談支援体制の充実 【P84】									
	1. 子育て情報誌提供事業	子育て支援課	●	●	●	●	●	●	
	2. すくすくメール配信事業	子育て支援課		●	●				
	3. つどいの広場事業	子育て支援課			●	●			
	4. こども家庭センターの充実（再掲）	こども家庭センター		●	●	●	●	●	
	5. 未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業（再掲）	こども家庭センター		●	●	●			
	6. 養育支援訪問事業（再掲）	こども家庭センター				●	●		

		部署	対象となるライフステージ						
			妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
	7. 個別相談・教室・巡回支援等事業	こども家庭センター			●	●	●	●	
	8. 両親学級「おや親タマゴ」	こども家庭センター		●	●	●			
	9. 育児学級「ラッコクラス」・「コアラクラス」	こども家庭センター			●	●			
	10. 育児講座開催事業	こども家庭センター			●	●			
	11. 特定妊婦等に対する支援	こども家庭センター		●	●				
	12. 妊娠・出産応援交付金事業	こども家庭センター			●				
	13. 子育て支援金	こども家庭センター			●				
4-2 母子保健の充実 【P.87】									
	1. 妊婦健康診査	こども家庭センター		●	●				
	2. 乳幼児健康診査	こども家庭センター			●	●			
	3. 乳幼児健康相談事業	こども家庭センター			●	●			
	4. 妊婦歯科検診・乳幼児歯科健康診査・歯科健康相談事業	こども家庭センター		●	●	●			
	5. 母子生活支援施設への入所支援事業	こども家庭センター				●	●	●	
	6. こども家庭センターの充実（再掲）	こども家庭センター	●	●	●	●	●	●	
	7. 養育支援訪問事業（再掲）	こども家庭センター				●	●		
	8. 妊タマコール	こども家庭センター		●	●				
	9. 不妊治療費助成金支給事業	こども家庭センター	●						
	10. 休日急患診療所運営事業	健康推進課				●	●	●	●
	11. 第二次救急医療病院輪番制運営事業	健康推進課				●	●	●	●
	12. 在宅当番医制運営事業	健康推進課				●	●	●	●
	13. 就学時健康診断事業	学校教育課				●			
	14. 定期健康診断事業	学校教育課					●	●	
4-3 ひとり親家庭への支援 【P.89】									
	1. 児童扶養手当支給事業	子育て支援課				●	●	●	●
	2. ひとり親家庭等医療費支給事業	子育て支援課			●	●	●	●	●
	3. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	子育て支援課			●	●	●	●	●
	4. 特定者用 JR 定期乗車券割引制度	子育て支援課				●	●	●	●
	5. 母子家庭等自立支援給付金等支給事業	子育て支援課				●	●	●	●
4-4 育児と家庭生活の両立支援の促進 【P.90】									
	1. 公立学童移転事業	子育て支援課					●		
	2. 保育サービスに係る情報提供事業	保育課				●			●
	3. 男女共同参画推進事業	市民活動推進課	●	●	●	●	●	●	●
	4. ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業（再掲）	商工観光課, 子育て支援課	●	●	●				●
	5. 労働時間の短縮啓発事業	商工観光課	●	●	●				●
	6. 男性の育児休業取得推進事業	商工観光課	●	●	●				●

		対象となるライフステージ						
		妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
5. 子ども・子育て支援事業の推進 【P91】								
5-1 教育・保育事業のサービス提供体制の確保 【P91】								
1. 民間保育所運営改善等助成事業	保育課				●			
2. 私立幼稚園振興補助事業	保育課				●			
3. 保育所施設整備助成事業	保育課				●			
4. 保育人材確保事業	保育課				●			●
5-2 子ども・子育て支援事業のサービス提供体制の確保 【P96】								
1. 利用者支援事業	こども家庭センター			●	●	●		
2. 時間外保育事業（延長保育事業）	保育課				●			
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課				●			
4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	－	/	/	/	/	/	/	/
5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：学童保育所）	子育て支援課					●		
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て支援課			●	●	●	●	
7. 乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭センター				●			
8-1. 養育支援訪問事業	こども家庭センター				●	●		
8-2. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	－	/	/	/	/	/	/	/
9. 地域子育て支援拠点事業	子育て支援課			●	●			
10-ア. 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	保育課				●			
10-イ. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	子育て支援課			●	●			
11. 病児保育事業	保育課				●			
12. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て支援課			●	●	●		
13. 妊婦健康診査	こども家庭センター		●					
14. 子育て世帯訪問支援事業	－	/	/	/	/	/	/	/
15. 児童育成支援拠点事業	－	/	/	/	/	/	/	/
16. 親子関係形成支援事業	－	/	/	/	/	/	/	/
17. 妊婦等包括相談支援事業	－	/	/	/	/	/	/	/
18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育課				●			
19. 産後ケア事業	こども家庭センター			●				

	部署	対象となるライフステージ						
		妊娠前	産前	産前・産後	就学前	小学生	中高生	若者
5-3 その他の子育て支援事業の推進 【P.106】								
1. 私立幼稚園等子育て支援事業	子育て支援課			●	●			
2. 休日保育事業	保育課				●			
3. 私立幼稚園等預かり保育事業	保育課				●			
4. 多子世帯保育料軽減事業	保育課				●			
5. 多子世帯副食費軽減事業	保育課				●			
6. 市長への手紙事業	秘書課	●	●	●	●	●	●	●
7. 小児二次救急運営事業	健康推進課				●	●	●	
8. 県外小児救急医療後方支援事業	健康推進課				●	●	●	
9. 放課後子ども教室	生涯学習課					●		

■本庄市こども計画関係部署一覧（令和7年3月1日時点）■

No.	部	課	電話番号（代表）	FAX 番号
1	企画財政部	秘書課	0495-25-1154	0495-21-8499
2	市民生活部	市民活動推進課	0495-25-1118	0495-22-0602
3	市民生活部	危機管理課	0495-25-1184	0495-22-0602
4	市民生活部	支所総務課	0495-72-1331	0495-72-4216
5	福祉部	地域福祉課	0495-25-1142	0495-71-4508
6	福祉部	生活支援課	0495-25-1197	0495-71-4508
7	福祉部	障害福祉課	0495-25-1125	0495-23-1963
8	保健部	健康推進課	0495-24-2003	0495-24-2005
9	保健部	子育て支援課	0495-25-1130	0495-25-1145
10	保健部	こども家庭センター	0495-71-4501	0495-25-1145
11	保健部	保育課	0495-25-1128	0495-25-1145
12	経済環境部	環境推進課	0495-25-1173	0495-25-1248
13	経済環境部	商工観光課	0495-25-1175	0495-25-1248
14	経済環境部	支所環境産業課	0495-72-1334	0495-72-4216
15	都市整備部	道路整備課	0495-25-1134	0495-24-0242
16	都市整備部	都市計画課	0495-25-1136	0495-24-0242
17	都市整備部	建築開発課	0495-25-1140	0495-24-0242
18	教育委員会事務局	教育総務課	0495-25-1182	0495-25-1193
19	教育委員会事務局	学校教育課	0495-25-1183	0495-25-1193
20	教育委員会事務局	生涯学習課	0495-22-3248	0495-25-1193
21	教育委員会事務局	スポーツ推進課	0495-25-1152	0495-25-1193
22	教育委員会事務局	図書館（本館）	0495-24-3746	0495-24-3718
		（児玉分館）	0495-73-1783	0495-73-1782

※ 上記は令和7年3月1日時点の関係課とお問い合わせ先となります。市の組織改正等により、計画期間中に担当部署が変更となったり、部署の名称やお問い合わせ先が変更となったりする場合があります。

4. 計画の推進体制

計画を推進するためには、こどもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1) 計画の周知

こども及び子育て家庭の支援に対する意識の啓発を図るため、計画策定の趣旨や基本理念、基本目標や各取組等について、広報ほんじょう、本市 Web サイトなどを通じて周知し、計画の理解促進を図ります。

(2) こども・若者の意見聴取

こども基本法において、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められおり、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるための必要な措置を講ずることが義務付けられています。こども・若者の意見を聴く体制・環境を工夫し、こども・若者の意見形成や意見表明の機会が確保される取組に努めていく必要があります。

(3) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、関係部署が密接に連携し、計画の推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、本庄市子ども・子育て会議や関係機関等と計画の進捗状況を共有する等の連携を維持し、こども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

5. 計画推進における役割分担

(1) 市の役割

関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指すため、子育て家庭を社会全体で支援することの意義やこどもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの向上など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図る必要があります。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいて、家庭はこどもの人格形成における基礎的な場であると同時に、こどもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦とこどもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人がこどもに接することで、こどもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありましたが、核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。

しかしながら、こどもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域のこどもを育てていかなくってはなりません。子育て当事者が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 職場の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況があり、女性の社会進出を阻む要因のひとつとして、出産・育児と仕事の両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、より望ましいワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

6. 計画の進行管理

本庄市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、子育て支援課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、事業評価、再調整などを行うとともに、本庄市子ども・子育て会議での審議を経て実施されてきました。

本庄市こども計画においても、引き続き施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取組を継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取組を加速していきます。

また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、広報ほんじょうや市の Web サイト等を利用して広く市民に周知を図ります。

第8章 資料編

1. 計画の策定経過

(1) 令和5年度計画策定経過

年	開催日等	内容
令和5年	9月29日	令和5年度第1回本庄市子ども・子育て会議 ○ 次期本庄市子ども・子育て支援事業計画の作成について
	12月7日	本庄市子ども・子育て会議委員による意見交換会 ○ 各種アンケート調査票に係る意見交換について
令和6年	1月11日	令和5年度第1回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ 次期計画の概要について ○ 次期計画の基礎資料となるアンケート調査の実施について
	1月18日	令和5年度第2回本庄市子ども・子育て会議 ○ 第3期子ども・子育て支援事業計画及び第1期子どもの貧困対策計画に係るアンケート調査票について
	2～3月	市民アンケート調査の実施 ○ 本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ・ 未就学児の保護者対象調査 ・ 小学生の保護者対象調査 ○ 本庄市子どもの生活状況調査 ・ 小中学生の保護者対象調査 ・ 小学生対象調査 ・ 中学生対象調査 ○ 本庄市子ども・若者意識調査

(2) 令和6年度計画策定経過

年	開催日等	内容
令和6年	6月17日	令和6年度第1回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ アンケート調査結果報告及び計画の策定イメージについて
	6月24日	令和6年度第1回本庄市子ども・子育て会議 ○ アンケート調査報告書について ○ 計画の策定イメージについて
	8～9月	子育て環境の向上に関するアンケート（団体調査）の実施
	10月1日	本庄市子ども・子育て会議委員による意見交換会 ○ 計画策定の経緯について ○ 計画の素案について
	10月7日	令和6年度第2回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ 計画の素案について
	10月25日	令和6年度第2回本庄市子ども・子育て会議 ○ 本庄市こども計画（素案）の修正箇所について ○ 本庄市こども計画（素案）の修正予定箇所について ○ 委員からの意見について
	11月8日	令和6年度第3回本庄市子ども・子育て会議 ○ 本庄市こども計画（素案）の修正箇所について ○ 令和7年度以降の特定教育・保育施設利用定員について
令和7年	1～2月	パブリックコメントの実施
	2月19日	令和6年度第3回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ パブリックコメントの結果について ○ 計画最終案について 令和6年度第4回本庄市子ども・子育て会議 ○ パブリックコメントの結果について ○ 計画最終案について

2. 本庄市子ども・子育て会議

(1) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	選出区分 (本庄市子ども・子育て会議条例第3条)		備考
委員長	岡崎 吉宏	第4号委員	本庄市教育委員会	
副委員長	飯嶋 郁也	第4号委員	本庄市小中学校校長会	
委員	若月 ひろ美	第1号委員	本庄市PTA連合会	～R6.3.31
	田中 輝好			R6.4.1～
委員	中里 泰江	第1号委員	保育園保護者会	～R6.3.31
	古浦 美鈴			R6.4.1～
委員	高田 奈実	第1号委員	幼稚園保護者会	～R6.9.30
	笹生 悦子			R6.10.1～
委員	伊井 久美子	第2号委員	子育て応援団本庄びすけっと	
委員	山崎 智恵子	第2号委員	NPO 法人本庄子育てネット	
委員	根岸 広幸	第3号委員	本庄市私立保育園園長会	
委員	星野 麻由美	第3号委員	本庄市私立幼稚園協会	～R6.9.30
	村木 絵美			R6.10.1～
委員	新井 千鶴子	第3号委員	本庄市学童保育の会	～R6.9.30
	榊田 千春			R6.10.1～
委員	高橋 公男	第4号委員	本庄市児玉郡医師会	
委員	山崎 和健	第5号委員	連合埼玉本庄児玉郡市地域協議会	～R6.3.31
	長田 亜希子			R6.4.1～
委員	吉田 望	第6号委員	公募	～R6.9.30
委員	山田 みな子	第6号委員	公募	R6.10.1～
委員	清水 理恵	第6号委員	公募	
委員	岡田 真彦	第7号委員	埼玉県熊谷児童相談所	
委員	田邊 晶子	第8号委員	本庄市民生委員・児童委員協議会	～R6.9.30
	橋本 紀江			R6.10.1～
委員	大谷 悦子	第8号委員	本庄市更生保護女性会	

(2) 本庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、本庄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,200 円
-------------	----	---------

附則（平成30年12月27日条例第32号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会

(1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会委員名簿

No.	所属	役職	氏名	備考
1	保健部子育て支援課	課長	小島 哲	委員長 ～R6.3.31
－	同上	課長	井田 純子	委員長 R6.4.1～
2	福祉部地域福祉課	課長補佐	鳥羽 健次	副委員長 ～R6.3.31
－	同上	課長補佐	千田 浩司	副委員長 R6.4.1～
3	福祉部生活支援課	係長	鈴木 由子	
4	福祉部障害福祉課	課長補佐	田畑 知香子	～R6.3.31
－	同上	係長	小原 亜衣	
5	保健部健康推進課	主査	山田 志のぶ	～R6.3.31
－	保健部こども家庭センター	センター長補佐	荒井 隆彦	R6.4.1～
6	保健部保育課	課長補佐	田中 千恵子	
7	都市整備部都市計画課	主査	菊池 大	
8	教育委員会事務局学校教育課	指導主事	堀越 恵理佳	～R7.2.7
－	同上	指導主事	岡 真理子	R7.2.8～
9	教育委員会事務局生涯学習課	課長補佐	松澤 浩一	

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会設置規程

令和6年1月4日

訓令第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく本庄市子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項の規定に基づく本庄市子どもの貧困対策計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- (2) 計画の進捗管理、評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の策定及び見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる所属部署から選出される委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健部子育て支援課長を、副委員長は委員長が指名した委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

附則（令和6年3月29日訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部地域福祉課	福祉部生活支援課	福祉部障害福祉課	保健部こども家庭センター
保健部保育課	都市整備部都市計画課	教育委員会学校教育課	教育委員会生涯学習課

4. 用語の説明（五十音順）

五十音	用語	用語の説明
あ行	アウトリーチ型支援	必要な助けが届いていない人に、支援機関等の側からアプローチして必要な支援を行うこと。
	育児休業	子を養育する労働者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）に基づいて取得できる休業のことです。 原則として対象の児童が1歳まで取得できますが、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することを可能としています。
か行	核家族	夫婦や親子だけで構成される家族のことで、夫婦とその結婚していないこどもだけの世帯、夫婦のみの世帯や、父親又は母親とその結婚していないこどもだけの世帯のことです。
	家庭的保育（事業）	少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を家庭的な雰囲気のもとに行う事業です。
	GIGA スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目的とした、文部科学省の取組です。
	共同親権	こどもの父母が離婚した場合に、父母の一方のみが親権を持つことを単独親権と言います。 これに対し、離婚後も父と母の双方が親権を持てるようにすることを共同親権と言います。 父母の離婚等に直面するこどもの利益を確保するため、こどもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直され、令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立しました。

五十音	用語	用語の説明
か行	居宅訪問型保育（事業）	障害等で個別のケアが必要な場合や、施設のなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、マンツーマンでの保育を保護者の自宅で行う事業です。
	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。
	子育て支援センター	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。
さ行	さわやか相談員	小・中学生が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができる相談員です。市内全ての中学校に配置され、小学校にも派遣される第三者的な存在です。
	事業所内保育（事業）	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく地域の子どもと一緒に保育する事業です。
	児童虐待	児童に対して身体的虐待（殴る、蹴る等）、性的虐待（裸にさせる等）、心理的虐待（無視する等）、ネグレクト（食事を与えない、病院へ連れて行かない等）の行為をすることです。
	児童センター	こどもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っている場所です。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。本市では、日の出児童センター、前原児童センター、児玉児童センターの3センターがあります。
	児童相談所	こどもに関する相談に応じ、問題、ニーズ、状況等を捉え、最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的とした機関です。都道府県等の機関であり、本市は熊谷児童相談所の管内となります。

五十音	用語	用語の説明
さ行	児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童等へ、安定した生活環境を整えるとともに、生活、学習、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設です。
	小規模保育（事業）	少人数（定員 6 ～ 19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気をもたせた保育を行う事業です。
	ショートステイ	お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合、市と契約した乳児院及び児童養護施設で短期間お預かりするサービスです。
	すきっぷ（発達教育支援センター）	発達が気になるこどもたちの個性を大切にしながら、自分らしく充実した生活を送れるように、保健・医療・子育て・教育・福祉分野と連携し、切れ目のない支援を目指す施設です。
	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るコーディネーター。
	スケアードストレート方式	スタントマン等と実際の車両により実際に起こり得る交通事故を再現することで、事故の恐怖を実感しながら、危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ交通安全教育方式のことです。
た行	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所等）です。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。
	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業（保育所等）です。
	トワイライトステイ	保護者の仕事等の理由で、平日夜間又は休日に児童の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事の提供などを行う事業です。

五十音	用語	用語の説明
な行	認可保育所	都道府県等が保育事業について基準を満たしていると認めた保育所を認可保育所、それ以外の保育施設を認可外保育所と表現しています。
	認定こども園	教育・保育施設のうち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能の両方を備え、かつ、認定基準を満たす施設です。
は行	発達障害	自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害の1つです。 他人とのコミュニケーションが苦手な場合もありますが、優れた能力を発揮する場合もあります。症状は人によって様々で、年齢や環境により症状は大きく変動します。
	貧困の連鎖	生活困窮家庭に育ったこどもが、大人になっても生活困窮の境遇から抜け出すことができず、自らも生活に窮する家庭を築かざるを得ない状況となり、親から子へと貧困が連鎖していくことです。
	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する事業です。本市では、本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。
	放課後子ども教室	放課後や週末にこどもたちの居場所をつくるため、地域住民等の協力によってスポーツや文化活動などができるようにする取組です。
	放課後児童健全育成事業 (学童、放課後児童クラブ等)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
や行	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図る機関です。

五十音	用語	用語の説明
や行	ヤングケアラー	「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っているこども・若者のこと。 子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、当人の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこととしています。
ら行	療育	障害を持つこどもに、機能の回復や長所を伸ばし社会的に自立することを目的として行われる治療と教育を併せ持つ行為です。
	量の見込み	サービス等をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込みの数です。基本的に、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて算出します。
	レスパイトケア	レスパイト（respite）は、英語で「休息」や「息抜き」を意味する言葉で、レスパイトケアとは、在宅で介護をしている家族が休息を取れるようサポートを行うサービスで、もともとは介護業界で使われる言葉でした。 近年は、育児に疲弊した子育て当事者が、孤立することなく休息や息抜きができるよう、サポートする場合にも使われています。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択でき、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方です。
A-Z	M字カーブ	女性の労働力率を年齢階級別にグラフで表した場合に、その形がM字に似た形を描くことです。多くの女性が出産・育児を経験する30代で労働力率が低下するために生じています。
	SOHO ビジネス	Small Office・Home Office の略で、小さな事務所や自宅を仕事場にし、時間や場所にとらわれない新しいワークスタイルのこと。

本庄市こども計画

令和7年3月

発 行 本庄市 保健部 子育て支援課
〒367-8501 本庄市本庄3－5－3
TEL：0495-25-1130／FAX：0495-25-1145



全てのこども・若者、子育てをしている人たちが
将来への希望とやりがいを持って幸せに暮らせる社会を
市と地域と家庭が一緒になって作っていきます。

本庄で、子育てと子育てを楽しんでみませんか。



本庄市